

第3章 基本施策の推進による成果と課題及びその対策

本県では、ビジョン基本計画の着実な推進を図るため、活動計画として「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定し、各施策を推進してきた。

実施計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを導入し、取組の進捗や成果指標の達成状況の検証などを踏まえ、毎年度計画の見直しを行い、施策の効果的な推進を図っている。

本章においては、実施計画に掲げる「成果指標」の達成状況や「主な課題」の解消状況を評価・点検し、その結果及び新沖縄発展戦略の基本的方向性を踏まえ、基本施策ごとに、これまでの施策展開による成果と課題について明らかにするとともに、今後の対策の方向性を示すこととする。

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用

県民一人ひとりが、沖縄の自然環境が貴重な財産であることを認識し、県民全体で自然環境保全、再生及び適正利用に取り組むことにより、沖縄の多様な自然環境を次世代に継承するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「豊かな自然が保全されていること」は22.9ポイント、「赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなること」は0.8ポイントそれぞれ上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
豊かな自然が保全されていること	24.3% (H21年県民意識調査)	47.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなる こと	29.3% (H21年県民意識調査)	30.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

自然環境の保全・再生・適正利用に向けては、人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努める必要がある。

また、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組むとともに、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図る必要がある。

このため、自然環境の保全や生物資源活用等の研究、教育、啓発等を展開する拠点となる「国立自然史博物館」の誘致や外来種対策、サンゴ礁生態系の保全等に取り組むとともに、自然保護区域の拡大、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録、赤土等流出防止や水質汚濁・土壌汚染・大気汚染等対策に取り組む必要がある。

また、自然環境に配慮した河川や海岸の水辺環境の再生や自然環境の持続的な利用のため、適正利用を促進するとともに、学校教育や地域活動と連携した環境教育を推進するなど、県民参画の下での環境保全体制を構築する必要がある。

ア 生物多様性の保全 (成果等)

沖縄の自然環境が育てている多様な生物と生態系は、文化・産業・防災等の面において多くの恩恵を与える一方、繊細で壊れやすい特性を持っている。このことを踏まえ、希少種をはじめ多種多様な生物がそれぞれにふさわしい環境で生息する健全な生態系が持続できるよう、沖縄の豊かな生物多様性を保全する取組を行った。

生物多様性の保全については、自然環境の保全に向けた調査研究、外来種対策の推進、サンゴ礁生態系の保全等に取り組んだ。

自然環境の保全に向けた調査研究については、生物多様性の保全のため、本県が取り組むべき方向性として、平成24年度に「生物多様性おきなわ戦略」を策定した。

また、「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータおきなわー」について、改訂に必要なデータの収集・整理を行い、平成29年3月に「動物編」、平成30年3月に「菌類編・植物編」の改訂を行い、最新の状況を踏まえた希少種や天然記念物の保護を推進している。

さらに、自然環境保全の拠点となる「国立自然史博物館」を誘致するため、県内外でシンポジウムを開催し機運醸成を図るとともに、国に対し、本県への設立に向けた要望を行っている。

あわせて、在来種の保護・保全に向けた研究として、平成28年度から既存資料の収集及び現地調査等を行い、ジュゴンと海草藻場の関連について明らかにし、沖縄島周辺に生息するジュゴンを保護するための取組を実施している。

外来種対策の推進については、マングース等外来種防除及び新たな外来種の侵入防止のため、やんばる地域でのマングース、ノイヌ・ノネコの捕獲やグリーンアノール、タイワンスジオ、インドクジャク、ニホンイタチ等の生息状況の把握、捕獲手法開発に取り組むとともに、ヒアリをはじめとした外来アリの早期発見技術の検討・開発を実施した。これらの取組などを行ったものの、生息環境の悪化も含めた様々な要因により、絶滅種が4種増加し、生存が確認された2種が外れ、沖縄の絶滅種数は21種となった。基準値に比べ2種増加したものの、現時点で目標値を達成している。

また、沖縄島北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲は、一括交付金（ソ

フト)を活用した北部地域におけるマングース対策等の推進により、生息環境の回復が図られ、調査年度ごとに増減はあるものの、平成30年度に204メッシュ*1となり、現時点で目標値を達成している。

環境省の調査によるヤンバルクイナの推定個体数は、平成17年の約700羽から、平成29年には約1,500羽まで回復していることが確認されている。

サンゴ礁生態系の保全については、持続的な保全再生を図るため、平成25年度に「沖縄県総合沿岸域管理計画」を策定した。

保全再生のための取組として、一括交付金(ソフト)などを活用し、植付けによるサンゴ礁再生実証実験、サンゴの遺伝子解析等の調査研究、民間団体が行うサンゴ礁生態系保全活動の支援等を行っている。この結果、有性生殖法を用いたサンゴ種苗の大量生産に成功し、平成24年度から平成28年度までの5年間で、3.42haの海域に累計15万1,314本のサンゴ種苗の植付けを行った。

さらに、オニヒトデ対策として、オニヒトデ大量発生の予察を実証するとともに、平成25年度からオーストラリア国立海洋科学研究所(AIMS)と研究協力協定を締結し、効率的なオニヒトデ対策の研究に取り組んでいる。

海洋保護区の設定については、海域生物を保護するため、開発行為の規制等を行う海洋保護区の指定に向けて取り組む必要がある。そのため、環境省が示す海洋保護区の定義「法律及び慣習を含む手段により、海域及び沿岸の生物多様性が周辺よりも高いレベルで保護されている区域」に即した地域については、新たな設置に向けた検討を行っている。

なお、海洋保護区の設定数については、漁業者を中心とした活動組織により1区域が設定されており、目標値の達成に向けて進展している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄の絶滅種数	19種 (H23年度)	21種 (H28年度)	21種
沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (H23年度)	204メッシュ (H30年度)	200メッシュ
海洋保護区の設定数	0海域 (H23年)	1海域 (H30年)	2海域

注1：メッシュ：一定の経線・緯線で地域を網の目状に区画したもの（一区画は約1.3×0.9km）

(課題及び対策)

生物多様性の保全については、本県は亜熱帯海洋性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後の社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。このことから、野生生物等の保全のため、本県に生息している生物種のそれぞれの生態、生息域、個体数等を的確に把握するとともに、これまで収集した生物多様性に関するデータの整理、研究及び教育普及を図ることに加え、希少動植物の存続の脅威となる密猟・盗採への対策を行うことが極めて重要である。

また、人為的に持ち込まれた外来種により、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕していることから、外来種の防除及び侵入防止対策を講じるとともに、希少種回復状況調査について、より精度の高い調査結果を得るための調査手法の検討、効果的な肉食系外来種の捕獲手法の開発等に取り組む必要がある。

さらに、サンゴについては、オニヒトデの大量発生や陸域からの赤土等流出及び排水、加えて高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けていることから、引き続き、官民協働による保全・再生の取組を推進するとともに、国内外の研究機関と連携した調査研究を行う必要がある。

このような国内外の研究機関と連携した調査研究に向けては、自然環境の保全や生物資源の活用等の研究等を展開する拠点として、日本学術会議をはじめ県内外で議論が進められている「国立自然史博物館」を誘致し、沖縄の自然環境の魅力を世界に発信するとともに、自然環境の保全に向けた県民理解の促進や沖縄観光の魅力の強化につなげる必要がある。

あわせて、県内教育・研究機関等と連携した科学技術振興、新産業創出、国際貢献などを視野に、国際共同研究を促進する生物多様性条約の対応を含めたアジアの国際共同研究の拠点化を目指す必要がある。

イ 陸域・水辺環境の保全 (成果等)

自然環境は私たちに様々な恵みを与えてくれるかけがえのない重要な存在であるという認識の下、野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、森林、河川、干潟、藻場、サンゴ礁等の陸域・水辺環境を保全するための取組を行った。

自然保護地域の指定については、沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、法令等に基づき自然環境を保護する区域の拡大に努めるとともに、自然公園の施設整備により適正管理を推進した。

また、平成24年度に鳥獣保護法に基づき2か所の鳥獣保護区(826ha)を新規で指定し、第12次鳥獣保護管理事業計画(平成29年4月～令和4年3月)に基づき、新たに7か所を鳥獣保護区として指定することを目指しており、保護区の拡大に向け取り組んでいる。

これらの取組などにより、自然保護区域面積は、基準値の5万3,473haから平成30年には9万110haとなり、現時点で目標値を達成している。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録については、国において北部訓練場返還地の大半を推薦地に追加するなど、国際自然保護連合(IUCN)の指摘に対応した上で、平成31年2月1日に推薦書を提出しており、2020年の確実な遺産登録に向けて、取り組んでいるところである。

森林病虫害防除対策については、リュウキュウマツの病虫害対策のため、一括交付

金（ソフト）を活用し、保全対象松林とその他松林に対する総合的な防除を実施している。この結果、平成30年度の松くい虫による県全体の被害量は1,234立方メートルで、過去最大の被害が出た平成15年度の4万3,980立方メートルと比較し、約97%減少した。

赤土等流出防止対策については、環境教育、講習会等の実施により、赤土等流出問題に対する認識及び理解の向上、沖縄県赤土等流出防止条例による開発行為届出の周知、及び赤土等流出防止対策の技術向上が図られた。

また、グリーンベルトの設置対策等、赤土等流出防止対策協議会を設置している県内10市町村（大宜味村等）を支援し、農地からの赤土等流出防止対策について取り組んだ。

この他、県内28海域において、赤土等堆積状況調査や生物生育状況調査を実施し、調査結果を赤土等流出防止条例の効果検証や赤土等流出対策の基礎資料として活用した。一括交付金（ソフト）の活用により、調査対象海域が12海域から28海域に増加し、詳細なモニタリング調査が可能となっている。

これらの取組などにより、海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合は、基準値の33.0%から平成30年度には71.4%となり、目標値の達成に向けて進展している。

一方、監視海域76海域における赤土等年間流出量は、平成23年度の15万9千トンから平成28年度には14万2千トンと減少しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。流出量推計において沈殿池のメンテナンス等の対策効果を反映できていないことなどが一因と考えられる。

大気汚染対策については、大気の状態を確認するため、常時監視や有害大気汚染物質の測定を継続して実施したほか、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を行った。

また、工場等発生源の監視・指導を行うとともに、大陸からの越境汚染物質の状況把握を行った。

これらの取組や低公害車の普及等により、光化学オキシダントを除く全ての項目で大気環境基準を達成しており、平成30年度の達成率は91%と良好な水準を維持しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

光化学オキシダントが環境基準を達成していない要因としては、大陸からの大気汚染物質の移流が考えられる。移流した大気汚染物質を日本国内で低減化することは、現時点で技術的に困難であることなどから、全都道府県で環境基準を達成できていない状況にある。

水質汚濁対策については、浄化槽設置者に対する講習会や「浄化槽の日」イベントを集客力の高い施設等で開催し、維持管理の意識向上を図るとともに、汚水処理施設を整備したことで、汚水処理人口普及率は着実に上昇している。

また、沖縄県衛生環境研究所に水質測定機器等を整備することで、水質監視体制の維持及び強化に取り組んでいる。

これらの取組などにより、河川水質環境基準の達成率は、平成30年度に基準値である平成22年度と同じ97%となり、良好な達成率を維持しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、海域水質環境基準の達成率も、平成30年度に基準値である平成22年度と同じ92%となり、良好な達成率を維持しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

土壌汚染対策については、事業者への土壌調査の実施や汚染土壌の適正管理に関する指導等を強化し、汚染土壌の適正な管理を促した。

一方で、ダイオキシン類に係る環境基準の達成率は、汚染状況の監視や指導等に継続して取り組んだ結果、基準年である平成22年度以降、達成率100%を維持しており、現時点で目標値を達成している。

騒音・振動対策については、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、騒音規制法、振動規制法に基づき、町村の意向を踏まえて、工場等から発生する騒音・振動を規制するための規制地域の指定及び見直しを行った。

悪臭対策については、事業場から発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法に基づき、町村の意向を踏まえて規制地域の指定及び規制基準の設定を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
自然保護区域面積	53,473ha (H23年)	90,110ha (H30年)	55,633ha
海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33.0% (H23年度)	71.4% (H30年度)	100%
監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度)	142,000トン (H28年度)	72,000トン
大気環境基準の達成率	90.0% (H22年度)	91.0% (H30年度)	100%
河川水質環境基準(生物化学的酸素要求量)の達成率	97.0% (H22年度)	97.0% (H30年度)	100%
海域水質環境基準(化学的酸素要求量)の達成率	92.0% (H22年度)	92.0% (H30年度)	100%
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (H22年度)	100% (H30年度)	100%

(課題及び対策)

自然保護区域の指定については、沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理や新たな保護地域の指定に取り組む必要がある。

また、自然公園の適正な管理及び利用の増進を図るため、過去に整備してきた自然

公園施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的・効率的な修繕や更新を行うことにより、施設の長寿命化を図る必要がある。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録については、登録に向けて、希少種保護やマングース、ノイヌ・ノネコ等の外来種対策、持続可能な観光管理、地域との協働による遺産管理などに引き続き取り組む必要がある。このことから、今後も、地元関係団体、環境省、林野庁等と連携しながら、自然環境の保全と持続的な利活用の両立を図る必要がある。

森林病虫害防除対策については、リュウキュウマツの松くい虫による被害が本島北部を中心に依然として発生していることから、効果的な防除対策を継続して行う必要がある。

赤土等流出防止対策について、赤土等の流出は海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業への負の影響など産業振興の観点からも問題となっていることから、「赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、赤土等流出防止対策流域協議会の活動支援などを行うほか、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討などを推進する必要がある。

また、県民の生活及び活動とも密接に関わることから、環境教育や啓発イベント等を行うことにより、地域住民の主体的な取組を促進する必要がある。特に農地からの赤土等流出量の割合が大きいため、営農関係機関や地元農家との連携体制の構築など、農地からの赤土等流出防止対策に一層取り組む必要がある。

大気汚染対策については、一部環境基準を達成できていない状況にあることから、大気汚染状況の常時監視や工場・工事現場等への監視・指導を継続して行う必要がある。また、大陸からの越境汚染物質の飛来など本県だけでは対応できない事例については、国や九州各県と連携し広域的な取組を行う必要がある。

水質汚濁対策については、生活排水等による影響により河川の一部で環境基準を達成していない状況にある。また、河川や地下水等からの有機物流入の影響により、海域の一部においても環境基準を達成していない状況にあることから、生活排水の流入負荷の削減を図るため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や公共下水道への接続等について地域住民の水質保全に関する意識の向上を図る必要がある。

加えて、水質汚濁防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づき、事業場排水の監視を継続して行う必要がある。

さらに、地下水の汚染については、継続監視や原因究明調査を実施するなど、適切な対策を講じる必要がある。

土壌汚染対策については、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下水脈及び地質構造が不明な場合が多いことから、これらの情報を収集・蓄積し、汚染防止対策に活用していく必要がある。

騒音・振動・悪臭対策については、住民生活に身近な感覚公害であることから、住民の生活環境を保全するため、主体となる市町村と連携を図りながら、規制地域の指定及び見直し等に取り組む必要がある。

ウ 自然環境の再生 (成果等)

環境容量を超えた経済活動によって失われた沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、時間をかけて本来の姿に再生するための取組を行った。

自然環境の再生については、本県の貴重な財産である沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、自然環境の変遷等の実態調査を行い、失われた自然環境の特徴や課題、再生事業の実施に当たって必要な事項を取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を策定し、自然環境再生の取組を全県的に推進している。

また、再生事業を推進するに当たり、東村慶佐次川において同指針を踏まえたモデル事業を展開し、再生事業におけるノウハウや課題等の抽出を行ったところである。

これらの取組などにより、自然環境再生の活動地域数は基準値の3から平成30年度には5となり、目標値の達成に向けて進展している。

河川の水辺環境の再生については、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るため、自然環境に配慮し、護岸に自然石を用いるなどの「多自然川づくり」にて19河川の護岸工事等の整備を行った。これらの取組などにより、自然環境に配慮した河川整備の割合は、基準値の63.2%から平成30年度には67.8%となり、目標値の達成に向けて進展している。

海岸の水辺環境については、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置き、整備対象海岸において後背地の植栽を実施し海浜緑地を創出するとともに、養浜を実施し砂浜の再生を図るなどの整備を行っている。これらの取組などにより、自然環境に配慮した海岸整備の延長は、基準値の600mから平成30年度には1,976mとなり、目標値の達成に向けて進展している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
自然環境再生の活動地域数	3 (H24年度)	5 (H30年度)	6
自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	67.8% (H30年度)	70.2%
自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (H23年度)	1,976m (H30年度)	2,830m

(課題及び対策)

自然環境の再生については、本土復帰後、社会資本の整備等による大規模開発など

によって自然環境の急速な改変が進んだことで自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。自然環境を壊すことのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点をおいた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。

このことから、自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、干潟、藻場、サンゴ礁等の海域や河川・海岸等の陸域における自然環境の再生に取り組むとともに、自然豊かな海岸を有する地域においては、環境調査結果に基づく地域の特性に応じた海岸整備を検討する必要がある。

また、自然環境再生の取組を県内に広く普及させるため、自然環境再生に取り組む市町村や団体へ支援を行う必要がある。

エ 自然環境の適正利用 (成果等)

自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力（キャリングキャパシティ）の考えの下、自然環境を適正に利用するための取組を行った。

自然環境の適正利用については、自然環境の持続可能な利用を促進するため、自然環境の保全と持続的な利用を推進するモデルとなる保全利用協定の方策の検討、モデル地域の選定、認定締結への支援を行った。これらの取組などにより、事業者間における保全利用協定の認定数（累計）は、基準値の2協定から平成30年には8協定となり、目標値を達成する見込みである。

また、自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを強化するため、一括交付金（ソフト）を活用し、市町村が行う東屋及びトイレ設置の支援や保全ルールを周知する看板設置の支援を行ったことにより、ルールを遵守するエコツーリズム事業者と地域の取組を観光客へ情報発信することが可能となり、地域全体の自然環境の保全利用を促進することができた。

このほか、沖縄県環境影響評価条例等関係規程の改正を行い、新たに計画段階環境配慮書の手続を導入することで、開発事業の早期段階における環境配慮を可能にした。

さらに、同条例の対象事業の種類と規模要件を見直し、「土地の造成を伴う事業」を対象事業に追加する等の規制の強化によって、これまで条例の対象とならなかった、より小規模な事業についても環境影響評価手続が実施されることとなった。

加えて、貴重種に対する環境保全措置の検証や埋立等事業に係る潮流の予測手法の構築など、環境配慮に係る知見及び事例の集積を図った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
事業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (H23年)	8協定 (H30年)	10協定

(課題及び対策)

自然環境の適正利用については、自然環境を資源として利用する経済活動により一

部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。

また、本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく、開発行為に対して脆弱であることから、社会状況の変化等に対応し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業において、適切な環境配慮がなされるよう環境影響評価制度の強化及び推進を図る必要がある。

さらに、個別事業の実施に先立つ意思決定段階において環境配慮を組み込むため、国等の動向を踏まえ、戦略的環境影響評価（Strategic Environmental Assessment）の実施方策について検討する必要がある。

オ 県民参画と環境教育の推進

（成果等）

豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境保全に対する県民参画の推進に努めるとともに、環境保全の重要性など環境問題に対する県民の意識向上に取り組んだ。

県民参画と環境教育の推進については、県民一体となった環境保全体制の構築のため、平成25年3月に「第2次沖縄県環境基本計画」を、平成26年6月に「沖縄県環境教育等推進行動計画」をそれぞれ策定し、同計画を周知したことで各主体の参画による環境保全体制の構築につなげることができた。また、現状と課題を整理するため、平成30年3月に環境基本計画の中間評価を実施し、この結果を踏まえ今後の施策展開を反映させた「第2次沖縄県環境基本計画」を平成30年10月に改定した。

さらに、ごみの適正処理、赤土等流出防止対策、地球温暖化対策、外来種対策などのパンフレットやチラシを配付するとともに、環境教育の拠点である沖縄県地域環境センターから環境情報を発信した。

これらの取組などにより、環境啓発活動（出前講座、自然観察会等）参加延べ人数は、山の日イベントの開催もあり、基準値の2,500人から平成30年度には2万8,481人となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、学校における環境教育を推進するため、小・中・高・特別支援学校の教員を対象に環境教育に係る研修講座を実施するとともに、生徒の環境保全への意識や姿勢の醸成を図るため、環境教育推進校を指定し、教育活動に環境教育の視点を取り入れた様々な実践活動を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
環境啓発活動（出前講座、自然観察会等）参加延べ人数	2,500人 （H23年度）	28,481人 （H30年度）	26,000人

（課題及び対策）

県民参画と環境教育の推進については、世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくため、県民全体で目標と課題を共有し、県民一体となった環境保全体制を構築する必要がある。このことから、県民、事業者、関係機関

等との連携を強化するため、県内の環境教育・環境保全活動に携わっている各主体の情報交換や相互交流の場を創出するとともに、沖縄県地域環境センターによる環境情報の発信を継続して行う必要がある。

また、環境保全の重要性など、県民一人ひとりの環境問題に対する意識の向上を図っていくためには、幼い頃からその重要性を学ぶことができる環境整備に取り組んでいく必要がある。このことから、環境保全活動プログラムの普及・活用等を推進するとともに、学校教育や地域活動と連携し、自然環境に親しむための体験学習や総合学習など多様な学習機会の提供を通して、次代を担う子どもたちの環境倫理の醸成を図る必要がある。さらに、新たな環境教育の拠点として、世界トップクラスのスケールかつ最新の技術による充実した展示施設を持つ「国立自然史博物館」を本県に誘致し、沖縄をはじめアジアの生物多様性の価値を県民が理解するとともに、自然環境の保全に対する意識を高める必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定

(目的及び概要)

エコツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により発生する自然環境の劣化を解消するために、適正な環境保全と利用のルールを定め、環境保全型自然体験活動の適切な実施を促進するための制度として創設された。

対象地域	沖 縄 県 内 全 域
措置の概要	自然環境をフィールドとして利用する事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、地域住民などの意見を反映しつつ、事業者間で自主的な協定(保全利用協定)を締結し、その内容が自然環境の保全上適切である等の要件に適合するときは、県知事が認定する。

(活動実績及び効果)

環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定の認定数は、平成14年度から平成29年度まで8件あり、現在は7件が認定されている。保全利用協定を締結した地域では、各事業者が利用人数を制限し自然体験活動を実施していることから、観光資源の一つである自然環境の保全と持続的な利用の両立が図られている。

【表3-1-1-1】 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定の認定状況

認定番号	協 定 名	認 定 月
認定1号	仲間川地区保全利用協定	平成16年6月
認定2号	比謝川地区保全利用協定	平成22年3月
認定3号	伊部岳地区保全利用協定	平成26年10月
認定4号	波の上緑地地区保全利用協定	平成26年11月 (認定期限終了)
認定5号	大浦川地区保全利用協定	平成26年11月
認定6号	白保サンゴ礁地区保全利用協定	平成27年8月
認定7号	謝名瀬地区保全利用協定	平成28年3月 (認定期限終了)
認定8号	吹通川地区保全利用協定	平成28年10月

出典：沖縄県環境部「環境白書」

(課題及び今後の方向性)

昨今の大型クルーズ船や格安航空会社などによる観光客の大幅な増加により、自然環境の過剰な利用を予防することが重要であることから、制度の普及啓発及び認知度向上に取り組むとともに、保全利用協定の申請における適切な支援を実施することにより、保全利用協定の締結を促していく。

保全利用協定認定のための調整や協定維持に係る事業者負担に見合うメリットを増やすため、自然環境の保全活動の支援を拡充する。

(2) 持続可能な循環型社会の構築

本県の狭い島しょ性により、環境負荷に対して脆弱であるという条件不利性を克服するとともに、自然環境の保全と経済社会の発展の両立及び島しょ地域の特性を踏まえた循環型社会の構築を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況について、「一般廃棄物の排出量の抑制」は、平成29年度の排出実績が基準年から3万4千トン増加している。その内訳は、人口増等による生活系一般廃棄物の増加が1万3千トン、入域観光客数増加等の経済活動の活性化による事業系一般廃棄物の増加が2万1千トンとなっている。

また、「産業廃棄物の排出量の抑制」は、2万2千トン減少し179万4千トンとなり、目標値の182万6千トン以下に抑制されており、現時点で目標値を達成している。

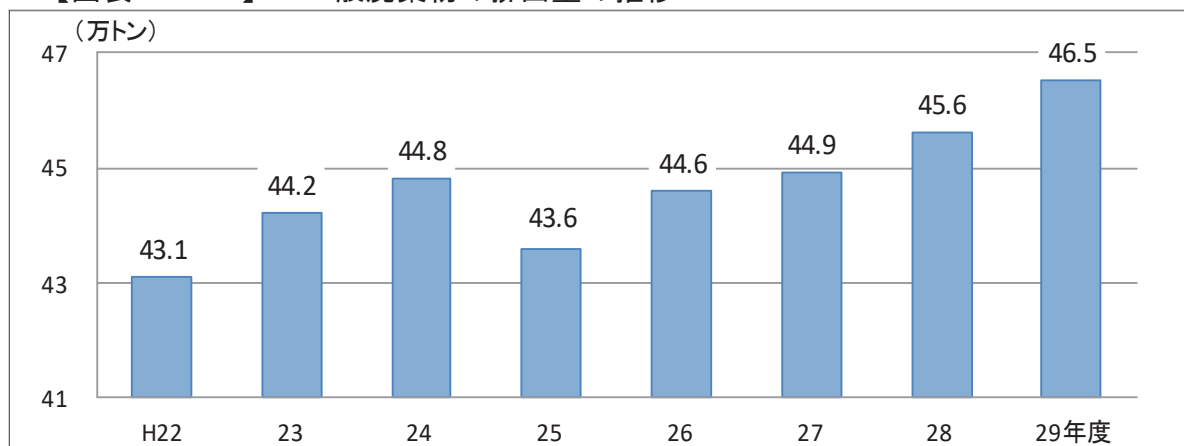
さらに、「廃棄物の減量化・リサイクルが活発に行われていること」は、5.8ポイント下落し、県民満足度は低下している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
一般廃棄物の排出量の抑制	431千トン (H22年度)	465千トン (H29年度)	425千トン
産業廃棄物の排出量の抑制	1,816千トン (H22年度)	1,794千トン (H29年度)	1,826千トン
廃棄物の減量化・リサイクルが活発に行われていること	40.6% (H21年県民意識調査)	34.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

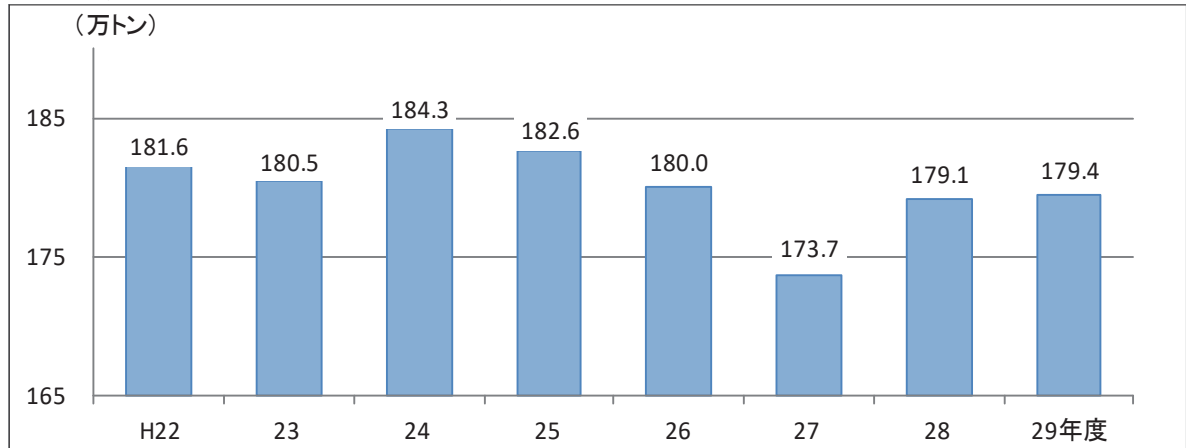
注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-1-2-1】 一般廃棄物の排出量の推移



出典：沖縄県環境部「廃棄物対策の概要」

【図表3-1-2-2】 産業廃棄物の排出量の推移



出典：沖縄県環境部「沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書」

持続可能な循環型社会の構築に向けては、沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが3Rを実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要がある。このため、3Rの推進や資源循環コストの低減化等に取り組むとともに、下水汚泥及び消化ガスの有効利用やバイオマスの活用を図るなど未利用資源の活用を推進する必要がある。

また、産業廃棄物管理型最終処分場の整備を進めるとともに、効率的なごみ処理体制の構築、適正処理や環境美化に対する事業者や県民の意識向上を図る必要がある。

本県は約2,037kmの海岸線延長（全国第4位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を呈している。しかしながら、島々には、大量のごみが漂着し続けており、平成29年度から平成30年度にかけて実施した調査では、本県の全海岸で述べ6,871m³の海岸漂着物が確認され、その6割は浮子、ペットボトル等のプラスチックごみであった。

このような状況は、海岸景観や生態系、ひいては沖縄の重要産業である観光にも影響を与えかねない深刻な問題となっていることから、重要性を増した課題として位置付けて積極的に取り組んでいく必要がある。

ア 3Rの推進

（成果等）

本県は、狭あいな島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、第1に廃棄物の発生を最小限に抑えること（Reduce）、第2に再利用（Reuse）することを最大限に推進し、第3に発生した廃棄物の再生利用（Recycle）、最後に熱回収（thermal Recycle）を推進した。

3Rの推進については、市町村への助言や情報提供等により未実施市町村のごみ収集有料化に取り組むとともに、環境フェア等のイベントの実施を通して、県民意識の向上を図る取組を行った。平成29年度末現在、38市町村でごみ収集の有料化を実施している。

また、平成20年8月、県内流通事業者、沖縄県ごみ減量推進会議及び沖縄県の3者

で「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、同年10月からレジ袋有料化を行っている。（平成31年3月時点で流通事業者11社277店舗。）

これらの取組にも関わらず、一般廃棄物の1日1人当たりの排出量は、基準値である平成20年度の831gを上回って増加し、平成29年度には868gとなっている。これは、平成29年度の全国平均である920gを下回って推移しているものの、事業系一般廃棄物の増加等により、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、一般廃棄物の再利用・再生利用促進のため、パネル展等による普及啓発活動や環境教育プログラムを実施した。これらの取組などにより、一般廃棄物の再生利用率は、基準値の12.7%から平成29年度には15.3%と上昇したものの、島しょ地域である本県では、リサイクルを行うには海上輸送コストが必要であるなどの構造的不利性もあり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

産業廃棄物については、産業廃棄物等の再生利用推進のため、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品「ゆいくる材」の原則使用の徹底や、「ゆいくる材」の利用促進について、県・市町村の公共工事関係者や国の発注機関に呼びかけるとともに、民間工事においても積極的に利用するよう周知を図った。

「ゆいくる材」：沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、品質や性能、環境への安全性等が評価基準に適合するものとして知事が認定した資材

あわせて、下水道の汚泥処理施設を整備することにより、下水汚泥から発生する消化ガスの有効利用を推進するとともに、産業廃棄物の減量化と温室効果ガス排出量の削減に努め、環境負荷の低減を図った。

これらの取組などにより、コンクリート殻及びアスファルト殻の再資源化率が約99%となるなど、産業廃棄物の再生利用率は、基準値の48.7%から平成29年度には50.5%となり、目標値を達成する見込みである。

このほか、未利用資源の活用を推進するため、養豚における廃棄物の有効活用の取組として、効率的なふん尿の再利用と悪臭低減が可能なオガコ養豚方式の普及推進を図った。平成30年度現在、25戸の農家が同方式を採用している。さらに、循環型農業を促進するため、県内産オガコ生産・利用モデルを作成し、せん定枝オガコ製造技術の開発を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (H20年度)	868g (H29年度)	809g以下
一般廃棄物の再生利用率	12.7% (H22年度)	15.3% (H29年度)	22.0%
産業廃棄物の再生利用率	48.7% (H22年度)	50.5% (H29年度)	51.0%

(課題及び対策)

3Rの推進については、本県は狭あいな地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の更なる有効活用が求められている。

本県における一般廃棄物の1日1人当たり排出量は、全国平均を下回り良好に推移しているものの、平成29年度実績は基準年と比べて37g増加し、その主な要因は入域観光客数増加等の経済活動の活性化によるものであると考えられる。また、本県は島しょ地域という地理的要因に起因する輸送費の発生、小規模処理に起因する低い効率といった、他県と比較して資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、一般廃棄物の再生利用率は全国平均を下回っている。

これらのことから、今後、観光業由来の廃棄物排出実態を把握し、事業系一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、資源循環コストの低減化対策や再生利用の促進、熱回収施設の導入の検討など、資源として活用可能な廃棄物を有効利用するための取組が必要である。

産業廃棄物の再生利用率については、全国平均より高く、目標値に近い水準まで向上していることから、引き続き利用率の向上に向けた取組を推進する必要がある。

さらに、未利用資源の活用については、養豚における廃棄物の有効活用のため、せん定枝オガコ利用に係る実証を行い、県内産オガコ生産・利用モデル体系の構築を確立し、悪臭対策及び循環型農業の促進を図る必要がある。

イ 適正処理の推進 (成果等)

数多くの島々からなる沖縄は、その構造的不利性から処理コストが高いという現状を踏まえ、離島を含めた本県全域において発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理できる体制を構築するための取組を行った。

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進については、離島間や沖縄本島との連携による運搬ルート合理化、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物のあわせ処理、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の特例の活用等、発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理する体制を構築するための取組を行っている。

また、離島市町村の効率的なごみ処理体制の構築を目的に、広域化等の効率的なごみ処理体制やごみ運搬費低減の具体的方策をシミュレートすることで、広域化によるコストの低減策を自治体ごとに具体的に示す取組を行った。

さらに、課題のある廃棄物の効率的な処理方法や焼却灰等の再資源化方法について検討し、リサイクル率の向上及び最終処分場の延命化に向け取り組んでいる。

産業廃棄物については、管理型最終処分場の残余容量がひっ迫しており、喫緊に整備する必要があるため、平成25年3月に実施主体となる沖縄県環境整備センター株式会社を設立し、同年9月には名護市安和区、名護市、沖縄県環境整備センター株式会社及び本県の四者間で基本合意を締結し、地域住民等の理解を得るなど整備に向けた環境を整えた。その後、継続して取組を行い、平成27年度に基本設計の完了及び事業

用地の取得、平成28年度に実施設計の完了、平成29年度に廃棄物処理施設の設置許可及び開発許可を取得し、本体工事に着手した。現在、令和元年度の供用開始を目指し工事を行っている。

これらの取組などにより、産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】は、平成29年度に10.1年（34,563m³）となり、目標値を達成する見込みである。

廃棄物の不法投棄等の不適正処理防止対策については、県内保健所に廃棄物監視指導員や不法投棄監視員を配置し、不法投棄監視パトロール及び排出事業者、処理事業者の事業場への立入検査等を実施することにより、監視体制を強化している。

また、不法投棄廃棄物を放置した場合、新たな投棄を誘発するおそれがあることから、不法投棄廃棄物の撤去事業を行う公益法人等による支援事業を活用し、不法投棄廃棄物を早期に撤去するなど、廃棄物の不適正処理防止に取り組んだ。

あわせて、排出事業者や産廃処理業者に対し、適正処理に関する研修会等を開催することにより意識の向上が図られ、優良認定産業廃棄物処理業者が増加している。

これらの取組などにより、不法投棄件数（1トン以上）は、基準値の140件から平成29年度には123件と削減傾向にあるものの、不法投棄事案が悪質・巧妙化していることもあり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

環境美化の推進については、道路、公園、観光地等、公共の場の環境美化のため、県民参加型の全県一斉清掃の実施、環境美化促進モデル地区の指定、県内全小学校への環境学習教材配付による普及啓発活動等に取り組んだ。環境美化の推進により、空き缶やたばこの吸い殻等の散乱が減少した。

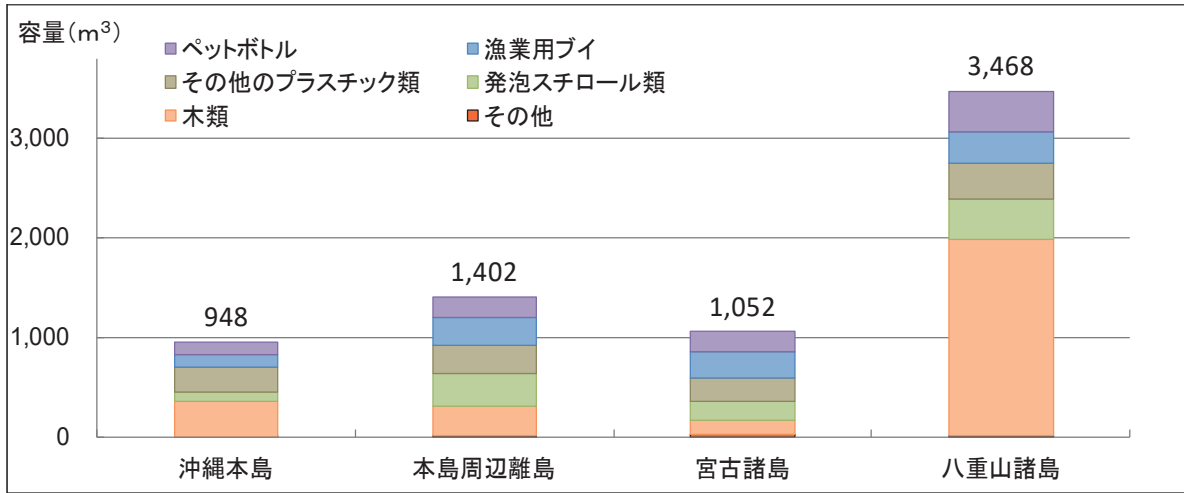
全県一斉清掃は、新聞広告やホームページ上での情報提供、市町村の協力による住民への周知等を行い、全県一斉清掃参加人数は、基準値の5.7万人から平成29年度には7.2万人とほぼ計画通りに増加したものの、平成30年度は主な活動時期である土曜日、日曜日に台風襲来が重なったため参加人数は4.9万人にとどまり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、国の補助金を活用し、漂着の状況等を調査するとともに、海岸漂着物の発生抑制対策及び回収・処理に取り組んでいる。

海岸漂着物に関する調査では、漂着物の現存量調査を行うとともに、経年変化を把握する漂着量モニタリング調査を実施した。その結果、平成29年度から平成30年度の県全体の現存量は約6,871m³であり、その半分を八重山諸島が占め、ペットボトルの過半を海外製のものが占めていた。【図表3-1-2-3】 【図表3-1-2-4】

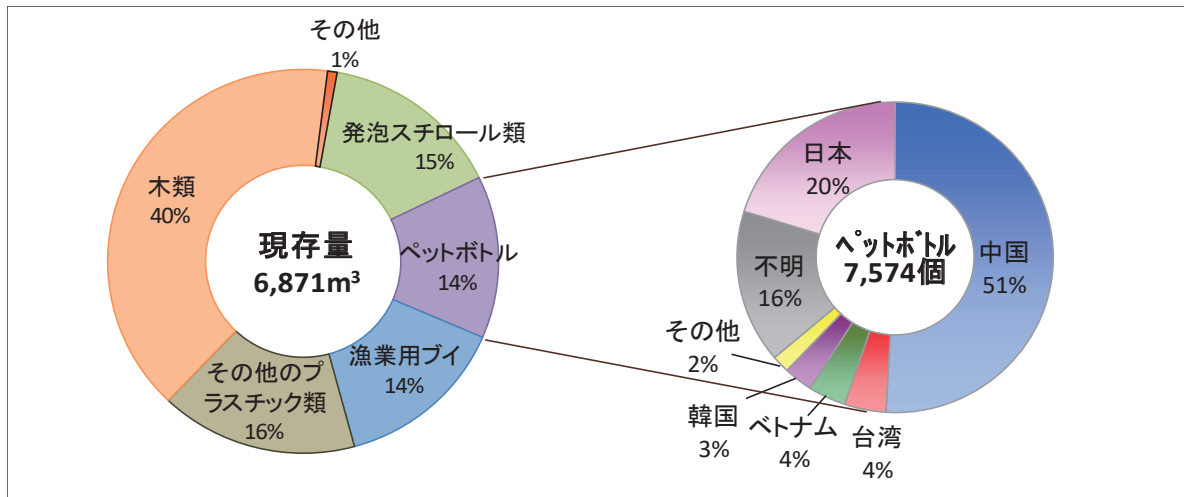
加えて、流出源調査として河川のごみ量調査を実施したところ陸域からの影響も確認されたほか、マイクロプラスチックに関する調査では、調査した13海岸全ての砂浜からマイクロプラスチックが確認されるとともに、海岸に生息する生物の体内からマイクロプラスチックが見つかった。

【図表3-1-2-3】 海岸漂着物現存量の地域分布



出典：沖縄県環境部「平成29年度、平成30年度海岸漂着実態詳細調査」

【図表3-1-2-4】 海岸漂着物の種類及び発生国内訳



出典：沖縄県環境部「平成29年度、平成30年度海岸漂着実態詳細調査」

海岸漂着物の回収処理では、平成23年度から海岸管理者、市町村と連携して海岸漂着物の回収処理を実施した。その結果、平成30年度までに約3万m³（約4,500トン）の漂着物を回収処理した。また、住民及び回収事業者に向けた海岸清掃マニュアルを策定し、関係者の役割分担や危険漂着物等の回収方法を周知した。海岸漂着物の中には、内容物が不明な廃ポリタンク、注射針などの医療系廃棄物や電球などの危険・有害な漂着物も確認され、同マニュアルに沿って回収・処理を行った。【表3-1-2-5】

【表3-1-2-5】平成23年度から平成30年度海岸漂着物回収実績

上段:m³ 下段:(トン)

年度	地 域					
	本島及び周辺離島			宮古	八重山	全地域 合計
	北部	中部	南部			
H23	785 (165)	664 (119)	1,463 (139)	1,703 (276)	3,818 (581)	8,433 (1,280)
H24	1,748 (281)	280 (51)	882 (83)	606 (73)	1,622 (201)	5,138 (689)
H25	594 (105)	31 (7)	534 (47)	170 (66)	1,144 (150)	2,473 (373)
H26	1,500 (261)	4 (0)	515 (46)	1,216 (209)	2,392 (239)	5,627 (755)
H27	549 (48)	3 (3)	128 (10)	441 (57)	417 (70)	1,539 (189)
H28	333 (40)	16 (4)	181 (16)	144 (13)	1,049 (60)	1,724 (133)
H29	913 (107)	0 (0)	72 (4)	119 (8)	1,270 (407)	2,374 (527)
H30	1,074 (112)	0 (0)	271 (22)	936 (320)	1,201 (143)	3,483 (596)
合計	7,497 (1,120)	998 (184)	4,046 (367)	5,336 (1,021)	12,914 (1,850)	30,791 (4,542)

注1：海岸管理者及び市町村等の回収量の合算である。

注2：端数処理の関係上、合計値は一致しないことがある。

出典：沖縄県環境部環境整備課調べ

発生抑制対策としては、県内小中学生などを対象とした教材の作成及び環境教育の実施、中国・台湾の民間団体や自治体との連携・情報交換を目的とした海外交流事業などを実施した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m ³ 】 (H22年度)	10.1年 【34,563m ³ 】 (H29年度)	10.3年 【101,000m ³ 】
不法投棄件数(1トン以上)	140件 (H22年度)	123件 (H29年度)	70件
全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (H22年度)	4.9万人 (H30年度)	10.0万人

(課題及び対策)

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進については、多数の有人島を抱える本県は、廃棄物の海上輸送等に伴ってごみ処理コストが高くなることから、効率的なごみ処理体制の検討や新たなリサイクル技術の導入などを図り、循環型社会の構築に取り組む必要がある。

不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進については、廃棄物の不法投棄

等の不適正処理や、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となる。このことから、引き続き、監視体制の更なる強化を図るとともに、適正処理や環境美化に対する事業者や県民の意識向上を図る必要がある。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、海岸漂着物は回収しても繰り返し漂着するため、継続して回収・処理を行う必要がある。また、漂着物の処理ができない離島もあり、海上輸送費がかさみ、処理コストが高くなることがあるほか、漂着物に付着する塩分の影響により、焼却施設による処理が困難になる場合がある。

海岸漂着物の発生源は、国内・国外由来のもののほか、道路側溝や河川を經由して流出するものもあり、県内における対策も重要である。

このことから、本県の観光資源である美しい海浜の景観を守り、サンゴ礁、干潟等における生物の多様性を確保し、自然豊かな環境を保全するため、海岸漂着物問題を重要性の増した課題として位置付け、海岸漂着物や有害物質による周辺環境及び生態系への影響について調査を実施する必要がある。

また、効率的な回収処理体制の構築、継続的な回収処理の実施、ボランティアによる海岸清掃活動・修学旅行生の環境学習・企業のCSR活動等を促進する必要がある。

さらに、ポイ捨てなど海岸漂着物の発生につながる行為の防止、プラスチック製品の使用削減など発生源対策について、積極的に取り組む必要がある。

(3) 低炭素島しょ社会の実現

世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現し、地球温暖化対策の推進や環境技術の革新を進め、温室効果ガスが最大限抑制された環境モデル地域の形成を目指すため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「クリーンエネルギーが普及していること」は、5.2ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

また、「温室効果ガスの排出量の抑制」は、平成22年度実績値1,368.4万t-CO₂をピークに減少し、平成27年度実績値では1,239万t-CO₂まで減少していたが、平成28年度実績値では1,270.6万t-CO₂と前年度から31.6万t-CO₂増加しており、目標値の達成に向けて進展しているものの更なる取組が必要である。

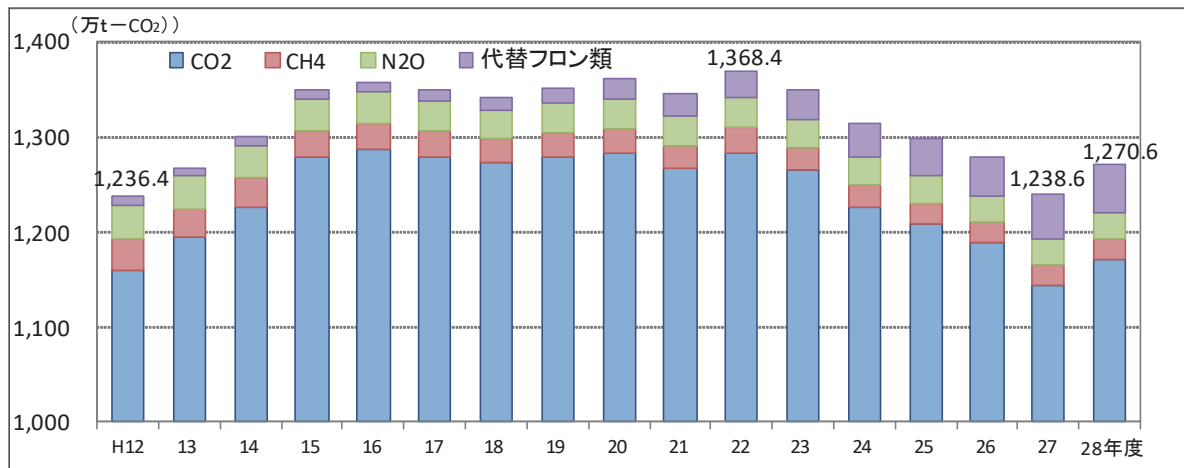
<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
クリーンエネルギーが普及していること	18.0% (H24年県民意識調査)	23.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
温室効果ガスの排出量の抑制	1,381万t-CO ₂ (H20年度)	1,270.6万t-CO ₂ (H28年度)	1,233万t-CO ₂

注1：温室効果ガス排出量については年度別統計データの誤差が含まれている。

注2：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-1-3-1】 温室効果ガス排出量の推移



出典：沖縄県環境部「沖縄県地球温暖化実行計画進捗管理報告書」（平成31年3月）

低炭素島しょ社会の実現に向けては、地球温暖化対策を推進するとともに、クリーンエネルギーなどの環境技術の革新を進め、低炭素都市への転換を推進し、温室効果ガスの排出が少ない地域経済社会を形成する必要がある。

また、低炭素社会の実現に向けた先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を図る必要がある。

このため、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築や国の政策と連動した省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取組を進めるとともに、クリーンエネルギーの安定的な供給等を推進する必要がある。

また、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るとともに、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組むなど、沖縄らしい低炭素社会を実現するための取組を行う必要がある。

ア 地球温暖化防止対策の推進

(成果等)

地球温暖化防止に向け、産業部門、民生部門、運輸部門ごとの具体的な取組を促進するとともに、二酸化炭素の吸収源対策、環境教育等を推進し、温室効果ガスの排出削減を図るための取組を行った。

産業・民生部門における低炭素化の促進については、一括交付金（ソフト）を活用し、平成24年度から5年間、観光施設等に対する省エネルギー設備等の導入を支援するなど、総合的エコ化促進のための取組を行った。これにより年間約6,539トンの二酸化炭素削減効果が見込まれている。

また、県内で開発した「省エネ型デマンド制御システム」を実際の店舗に設置し、効率的な電力消費となるよう実証を行うとともに、家庭用太陽光発電設備に対する導入補助を平成21年度から5年間実施し、再生可能エネルギーの普及拡大に寄与してきた。

さらに、他の化石燃料と比較して、よりクリーンかつ安全、低コストなエネルギーであるLNG（液化天然ガス）の県内への普及促進を行っている。

本県の特성에応じた地球温暖化対策のため、沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会を開催し、同計画の進捗管理を行うとともに、地球温暖化対策に関する講演会やイベント、パネル展示を実施し、県民等に対し、普及啓発や情報提供を行った。これらの取組や平成27年度からの製造業における石油精製の中止などにより、産業部門における二酸化炭素排出量は、基準値の219万t-CO₂から平成30年度報告値（平成28年度実績値）には147.1万t-CO₂となり、現時点で目標値を達成している。

また、民生家庭部門における二酸化炭素排出量は、基準値の298万t-CO₂から減少傾向にあり、平成30年度報告値（平成28年度実績値）には251.6万t-CO₂となり、目標値を達成する見込みである。

一方、民生業務部門における二酸化炭素排出量は、基準値の313万t-CO₂から平成30年度報告値（平成28年度実績値）には290.5万t-CO₂と減少傾向にあるものの、観光客数の増加に伴うホテルや旅館等からの排出量が増加傾向にあり、部門全体として横ばいの状態であることから、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

運輸部門の低炭素化の推進については、一括交付金（ソフト）を活用し、ノンステップバスの導入やIC乗車券システムOKICAのモノレール及びバスでのサービス開始に加え、バスレーンの延長など、自家用車利用から公共交通への転換を促す取組を行った。

また、今後は、沖縄都市モノレール延長事業やパークアンドライド駐車場の整備に伴い、自家用車利用から公共交通機関への転換が更に図られることが期待される。

これらの取組などを進めたものの、運輸部門における二酸化炭素排出量は、自動車保有台数の増加や観光客数の増加に伴う航空機発着回数の増加等により、基準値の365万t-CO₂から平成30年度報告値（平成28年度実績値）には377.4万t-CO₂と増加しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
産業部門における二酸化炭素排出量	219万t-CO ₂ (H20年度)	147.1万t-CO ₂ (H28年度)	214万t-CO ₂
民生家庭部門における二酸化炭素排出量	298万t-CO ₂ (H20年度)	251.6万t-CO ₂ (H28年度)	242万t-CO ₂
民生業務部門における二酸化炭素排出量	313万t-CO ₂ (H20年度)	290.5万t-CO ₂ (H28年度)	257万t-CO ₂
運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO ₂ (H20年度)	377.4万t-CO ₂ (H28年度)	324万t-CO ₂

注) 二酸化炭素排出量については年度別統計データの誤差が含まれている。

(課題及び対策)

地球温暖化対策の推進については、沖縄県地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、引き続き温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。

産業部門の中で特に温室効果ガスの排出量が多い製造業や建設業分野において設備機器の省エネ化などが必要であるが、投資コストの負担などが課題となっていることから、コスト支援に取り組む必要がある。

また、二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、民生部門、運輸部門が高くなっている。

観光客1人当たりの二酸化炭素排出量は減少傾向にあるものの、近年の急激な観光客数の増加に伴って、二酸化炭素排出量が増加することが予想されることから、引き続き各部門における取組の強化が求められる。

このことから、LED照明など省エネルギー設備改修等による二酸化炭素排出量削減事例を積極的に情報発信するほか、各種啓発活動等による環境適応車の普及促進、エコドライブの推進、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築の推進、公共交通機関の利用促進並びに観光施設や商業施設への省エネルギー設備の導入促進等、関係機関が連携して取り組む必要がある。

あわせて、近年、国により自転車活用推進法の制定、及び自転車活用推進計画が策定されるなど自転車利用拡大の気運が高まっており、多様な交通手段の確保として、自動車からの交通分担、公共交通機関と連携した自転車の利用促進に取り組む必要がある。

また、二酸化炭素の吸収源対策のため、公園、街路樹等の都市緑化及び県民主導による身近な環境の緑化を推進する必要がある。

さらに、我が国の中期目標である2030年度の温室効果ガス26%削減（2013年度比）を見据えながら、国の政策と連動した省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入の取組を進め、沖縄らしい低炭素社会を目指していく必要がある。

このため、再生可能エネルギーの普及拡大と効率的な活用を図るための実証等に取り組む必要がある。

加えて、本県は亜熱帯海洋性気候に属し、また地理的・地形的条件が他都道府県と異なるため、地球温暖化による影響を独自に予測・分析し、それに合った適応策を検討する必要がある。

イ クリーンエネルギーの推進 (成果等)

本県は地理的・地形的及び需要規模の制約によりエネルギーの多くを化石燃料に頼らざるを得ない状況にあることから、エネルギーの安定供給に配慮しつつ、沖縄の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図るための取組を行った。

クリーンエネルギーの普及促進等については、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄本島及び宮古島において天然ガスの試掘事業を実施した。天然ガスの賦存が確認できたことで、市町村との連携による有効利活用に向けた取組が進み、平成29年度には、県から宮古島市に試掘権を譲渡した。

また、クリーンエネルギーの安定的な需給システムの構築や普及に向けた取組を促進するため、太陽光発電設備及び風力発電設備を設置し、系統の安定化対策に関する実証研究の実施や、宮古島内の電力需給のコントロールを目指した全島EMS（エネルギーマネジメントシステム）実証、太陽光発電と蓄電池システムを組み合わせた来間島再生可能エネルギー100%自活実証を行った。

これらの結果、天候に左右されやすい電源である再生可能エネルギーを制御し、更なる普及拡大に向けての成果や知見が得られている。

このほか、波照間島では、再生可能エネルギーを安定的に最大限導入する手段として、再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するモーター発電機（MGセット）を国内で初めて電力系統に取り入れ、一時的ではあるが、島内の全電力を再生可能エネルギーで供給することができた。

海洋エネルギーについては、海洋エネルギーの研究開発の促進を目的に、久米島町にある海洋深層水研究所敷地内に設置した海洋温度差発電実証試験設備において、連続発電運転及び要素試験等の実証試験を実施し、今後の技術開発につながる様々なデータを取得することができた。

地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の普及開発については、県立総合教育センターに実証用機器を設置し、実証試験を実施した。また、県内企業向けの講習会及び先進地研修を実施した。

これらの取組などに加え、平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されて以降、太陽光発電設備等の導入が急速に進展しており、クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】は、基準値の $134 \times 10^6 \text{kWh}$ 【約3万7,000世帯分】から

平成30年度には 582×10^6 kWh【約16万1,700世帯分】となり、目標値の達成に向けて進展している。

また、再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】は、基準値の約5万8,000kW【8万4,000t-CO₂】から平成30年度には約36万9,102kW【45万7,452t-CO₂】と増加傾向にあるものの、電力系統への接続制限等の課題もあり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
クリーンエネルギー推定発電量 【世帯換算】	134×10^6 kWh 【約37,000世帯分】 (H22年度)	582×10^6 kWh 【約161,700世帯分】 (H30年度)	961×10^6 kWh 【約266,900世帯分】
再生可能エネルギー導入容量 【年間二酸化炭素排出削減量】	約 58,000kW 【84,000 t-CO ₂ 】 (H23年度)	約369,102kW 【457,452t-CO ₂ 】 (H30年度)	約 684,000kW 【1,006,000 t-CO ₂ 】

(課題及び対策)

クリーンエネルギーの普及促進等については、本県は、エネルギーの大部分を化石燃料に依存しているため、他地域に比べて発電に伴う温室効果ガスの排出量が多いことから、クリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図る必要がある。また、クリーンエネルギーの一層の普及に当たっては、電力系統への接続制限等の課題がある。

このことから、島しょ社会の持続的発展を推進するアイランド・スマートグリッドのシステムの確立に向け、引き続き再生可能エネルギーの普及拡大と効率的な活用を図るための実証等に取り組む必要がある。

また、海洋エネルギーは有望なエネルギー源となり得る可能性があるが、技術開発や経済性等の課題もあり、十分に活用されていない状況にあることから、海洋温度差発電実証事業で取得してきたデータを大学や研究機関等に提供するなど、関係機関と連携し技術開発を促す必要がある。

地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の普及開発については、本取組で得られた温暖地用地中熱エネルギー活用の実証結果等を踏まえ、県内での地中熱エネルギー活用の普及に取り組み、クリーンエネルギーの利用を推進していく必要がある。

ウ 低炭素都市づくりの推進

(成果等)

低炭素都市づくりを推進するため、都市計画の主体である市町村と連携し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、都市と自然との共生に取り組んだ。

コンパクトな都市構造の形成については、公共交通機関の整備として、モノレール延長部分の軌道桁、地下構造物、駅舎及び自由通路等のインフラ部の整備を実施し

た。

また、公共交通の利用促進に向けた取組として、モノレール車両案内表示器及びモノレール駅周辺の案内板を4か国語表記にするなど、外国人観光客向けの利用環境を整備した。

これらの取組などにより、モノレールの乗客数は、基準値の3万5,551人/日から平成30年度には5万2,355人/日となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、乗合バスについては、ノンステップバスの導入やIC乗車券システムの開発・運用開始、バスレーン延長を行うなど、利用者の利便性向上を図った。これらの取組などを進めたものの、乗合バス利用者数は、依然として自動車への依存が高いことや市街地の拡大等を背景として平成18年度の基準値を下回っており、目標値の達成に向けて進展が遅れている一方で、バスの利用環境改善に係る取組を開始した平成24年度以降は、利用者の減少に歯止めがかかりつつある。

交通流対策については、平成30年3月に沖縄西海岸道路（浦添北道路）及び浦添西原線（港川道路）を暫定供用するなど、ハシゴ道路ネットワークの構築を推進しているほか、平成24年度に沖縄地方渋滞対策推進協議会で特定された主要渋滞箇所（191箇所）において、短期的な対策として、右折車線の設置等による交差点改良を行う渋滞ボトルネック対策を推進している。

これらの取組などにより、主要渋滞箇所数は、平成30年度に186か所と基準値より減少しており、目標値の達成に向けて進展している。

都市と自然の共生については、県営及び市町村営の都市公園において、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向け、用地買収や園路整備、休養施設等の整備を行った。

また、県民の暮らしや活動の場となる都市の環境の向上を図り、県土の発展を推進するため、広域的な都市圏を対象にみどりの望ましい姿と実現のための方針を定めた沖縄県広域緑地計画を改定した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (H24年度)	4市町村 (H30年度)	5市町村
モノレールの乗客数	35,551人/日 (H22年度)	52,355人/日 (H30年度)	50,984人/日
乗合バス利用者数	80,745人/日 (H18年度)	72,161人/日 (H29年度)	130,274人/日
主要渋滞箇所数	191箇所 (H24年度)	186箇所 (H30年度)	181箇所
都市計画区域内緑地面積	62,536ha (H18年度)	75,056ha (H23年度)	75,056ha

(課題及び対策)

低炭素都市づくりの推進について、本県の既成市街地の多くはエネルギー消費が非効率な都市構造及び交通体系となっていることから、人・モノが効率的に行き交う低炭素都市づくりを推進する必要がある。

また、本県の地域特性を踏まえたエネルギー利用の抑制、効率化により、都市における温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。

さらに、周辺地域の開発が進み大型商業施設等の立地が見込まれることから更なる温室効果ガスの削減が必要となる。

このことから、低炭素都市づくりを推進するため、無秩序な都市の拡大を抑制し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造の形成を図るため、市町村の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導、土地利用の複合化等を促進する必要がある。

沖縄都市モノレールは公共交通の基軸として自動車から公共交通への転換を促す重要な役割を担っているが、乗客数が予測を上回るペースで増加しており、乗り残しが散見される。今後も乗客数は増加することが想定されているため、車両の輸送力増強や車両基地の一部増築など、需要に合わせた整備が必要である。

また、乗合バス利用者の減少は、自動車依存度が高いことや市街地の拡大等が課題として挙げられることから、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るほか、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組む必要がある。

都市と自然の共生については、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の存在量が不足していることから、都市と自然が調和した効率的、効果的な都市構造の形成を図る必要がある。さらに、増加傾向にある建築物からの温室効果ガスの排出量を削減するため、先導的な低炭素建築物・住宅の整備を促進させる必要がある。

これらのことから、自然景観に配慮した風景づくりを推進し、その取組を明確にした市町村景観計画の策定や景観条例の策定を促進する必要がある。また、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定を促進するとともに、環境保全機能を有する緑地の保全や都市緑化等を推進する必要がある。

(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造

先人達により守り伝えられてきた沖縄の文化を次世代に継承するために、県民一人ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化を支えることのできる環境づくりを推進するため、一括交付金制度を活用するなど、伝統文化の保全・継承、しまくとぅばの普及・継承、伝統芸能の発信、文化交流の推進、沖縄空手の発信等の各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること」は22.8ポイント上昇し、「県民が文化芸術にふれる機会が増加していること」は6.6ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること	16.1% (H21年県民意識調査)	38.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
県民が文化芸術にふれる機会が増加していること	25.9% (H21年県民意識調査)	32.5% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造に向けては、沖縄の風土と伝統に根ざした個性豊かな文化の形成を図るため、沖縄文化の源流を確認できる環境づくりに努める必要がある。

また、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤の形成に取り組むほか、魅力的な沖縄文化の発信・交流に取り組み、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとりと安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できる地域社会を形成する必要がある。

このため、沖縄文化の基層であるしまくとぅばや伝統的な行事・食文化の保存・普及・継承に向けた取組を推進するとともに、先人の英知が刻まれた貴重な文化財を適切に保護し、後世に引き継ぐための取組を推進する必要がある。

また、伝統芸能や伝統工芸の伝承者の養成、文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実、県立芸術大学の教育機能の充実を図るなど担い手の育成を図るとともに、文化芸術創造活動を支える仕組みを充実させ、伝統芸能等を発信する新たな拠点づくりに取り組む必要がある。

さらに、高校生の海外派遣など国内外における文化交流を推進するとともに、沖縄空手会館を拠点に沖縄を発祥の地としチムグクルを育む沖縄空手を発信するなど沖縄文化を国内外に強力に発信するための取組を行う必要がある。

ア 沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり (成果等)

沖縄の地理的特性や歴史過程を経て醸成された固有の文化や歴史的遺産、伝統的な生活様式等の独自の価値を再認識できるよう、沖縄文化の源流を確認できる環境を構築するための取組を行った。

しまくとぅばの保存・普及・継承については、沖縄文化の基層であるしまくとぅばを普及継承するため、効果的な普及推進方策等について、有識者や普及団体等関係者で検討を行う「しまくとぅば普及推進専門部会」を平成25年度に設置し、10か年の取組方針を記した「しまくとぅば普及推進計画」を策定した。

また、文化庁が開催した、危機的な状況にある言語・方言サミット等に参加し、地域の研究者や文化団体等としまくとぅば普及推進における全国的なネットワークを構築した。

さらに、県民がしまくとぅばに親しめるような環境づくりとして、県民大会や語やびら大会等を開催するとともに、普及ソングや普及ツールを作成・配付し、県内でしまくとぅばの普及継承に取り組む団体等の自主的な活動を支援した。

あわせて、平成29年度には、沖縄県文化協会への委託により、「しまくとぅば普及センター」を設置し、各関係団体との連携の下、各地域での人材育成講座や出前講座などを実施した。

学校教育においては、教員の指導力向上のため、県立総合教育センターにおいて、「うちなーぐち指導実践講座」等を開催するとともに、教員が授業で直接指導する際に活用できるよう、平成26年度に副読本「高校生のための郷土のことば」を県立学校77校に配付した。

また、平成26年度には「しまくとぅば読本」を県内の全小学校5年生、全中学校2年生に配付するなど、しまくとぅば教育推進のための環境整備を行った。

さらに、各学校における独自の取組として、運動会や学芸会等の学校行事やクラブ活動等にしまくとぅばを取り入れ、しまくとぅばに触れる機会を創出する取組を行った。

あわせて、地域のしまくとぅばを話せる人材を、国語や総合的な学習の時間等を中心にボランティアとして活用するなど、しまくとぅばを次世代へ継承する取組を行った。

これらの取組などにより、県民の「しまくとぅば」に対する気運醸成は一定程度図られているものの、しまくとぅばを聞く機会や話す機会が減っていることなどから、平成30年度のしまくとぅばを挨拶程度以上、話す人の割合は、平成25年度の基準値から8.2ポイント低下し、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

伝統行事の伝承・復元については、平成28年度に「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画（沖縄食文化創生プロジェクト）」を策定し、沖縄の伝統的な食文化の普及啓発活動を担う「琉球料理传承人」を46人育成するなど、沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承に取り組んだ。

また、本県各地で収録された方言による伝承話音源3万3,000件のデータベース構築及び優良民話のデジタル動画コンテンツの制作・公開を行い、伝承話に関する調査

研究につなげるとともに、子どもから大人まで楽しく鑑賞できるようにし、無形文化遺産のひとつである伝承話資料の保存・継承・活用に取り組んだ。

このほか、豊年祭等、各地の伝統行事を保存・伝承するため、市町村や実行委員会、保存会等が実施する各種調査や映像記録の作成に要する経費を一部助成した。

文化財の適切な保全については、貴重な文化財を継承していくため、文化財の調査をはじめ、保存・活用、貴重な歴史史料の編集・刊行等に取り組んだ。

指定文化財の適切な保存・活用については、保存会等が行う無形文化財（芸能、工芸等）の記録作成を支援し、国選定保存技術「結髪」の映像記録集「きからじの世界（小波則夫）」等の映像記録を作成した。

また、組踊、琉球舞踊、琉球歌劇等の無形文化財を鑑賞する機会が少ない県内児童生徒を対象とする鑑賞会を行うとともに、ワークショップ等を開催したことで児童生徒の関心を高めることができた。

さらに、記念物の保存・活用のため、国指定・県指定の史跡・名勝において、城跡の石垣や石畳道の修復工事、芝張り等の植栽工事、案内板等の設置工事等を実施した。

これらの取組などにより、史跡等への訪問者数は整備が進むにつれ増加し、基準値の327.7万人から平成30年度には401.9万人となり、現時点で目標値を達成している。

文化財の指定については、平成30年5月に、新たな文化財として史跡「田名グスク」の指定をはじめ、無形文化財（芸能）の「沖縄伝統音楽野村流」、「沖縄伝統音楽安富祖流」、「沖縄伝統音楽箏曲」、工芸技術「琉球漆器」の保持者が追加認定された。これらの取組などにより、文化財の指定件数は、基準値の1,345件から平成30年度には1,413件となり、目標値の達成に向けて進展している。

埋蔵文化財の調査については、駐留軍用地跡地の利用に伴う分布調査として、宜野湾市西普天間住宅地区の確認調査を行い、埋蔵文化財の分布状況を把握した。

また、南城市サキタリ洞遺跡や石垣市白保竿根田原洞穴遺跡の発掘調査を行うことにより、2万年前の保存状態が良好な旧石器人骨を発見し、日本人の起源を知る上で重要な成果を得た。

これらの調査成果の発信を目的とした展示会、講座、遺跡見学会等のイベントを実施し、平成30年度までに10万7,900人を超える参加者を集め、貴重な文化財を広く周知する機会を創出した。

戦災文化財の復元については、円覚寺跡保存整備事業を実施しており、現在、三門の復元に向け計画的に作業を進めている。

国外に所在する沖縄関係文化財の調査については、福建省において福建師範大学やその他地域で管理されている琉球人墓碑を調査し、平成24年度から27年度までの間に47基の大きさや表面の文字情報などのデータを収集することができた。

このほか、琉球王国文化遺産の集積・再興のため、平成27年度から琉球王国の崩壊

や先の大戦で失われた琉球王国時代の美術工芸品の模造復元を行った。復元品とその過程で得られた知見を県民や工芸品製作者等へ公開し、琉球王国文化への認識を深める取組を行うとともに、当時の手わざの調査研究及びその伝承に取り組んだ。

史料の編集・刊行については、先人達の多様な歩み、成果を現在及び未来へ提供するための基礎資料として「沖縄県史」及び約500年にわたる外交関係往復文書「歴代宝案」を編集・刊行している。平成28年度には「歴代宝案校訂本」全15冊の刊行を終え、平成29年度には「沖縄県史 各論編 沖縄戦」を刊行し、それぞれシンポジウムを開催し、沖縄の歴史に対する県民の関心を高めることができた。また、資料の保存と今後の公開に向けてデジタル化を行っている。

貴重な歴史的資料である琉球政府文書の適切な保存については、資料の劣化度に応じて紙力強化等の修復措置を施し、平成30年度末までに約9万6千簿冊のデジタル化を行い、約1万7千簿冊をインターネットで公開することにより、これまで公文書館の利用が困難であった離島や遠隔地においても資料の閲覧が可能となった。平成30年度はインターネット閲覧件数が約2万4千アクセスであり、多くの県民等に利用されている。

さらに、戦後の米国統治下(琉球政府時代)の資料として米国国立公文書館に所蔵されている沖縄に関する写真や動画を収集する取組を進めており、平成30年度までに約6千点を収集した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
しまくとぅばを挨拶程度以上、話す人の割合	58% (H25年度)	49.8% (H30年度)	82%
市町村文化協会会員数	12,854名 (H23年度)	15,295名 (H30年度)	20,000名
史跡等への訪問者数	327.7万人/年 (H22年度)	401.9万人/年 (H30年度)	390.0万人/年度
文化財の指定件数	1,345件 (H23年度)	1,413件 (H30年度)	1,450件

(課題及び対策)

しまくとぅばの保存・普及・継承について、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承することは極めて重要であるが、その語り手が徐々に少なくなっており、しまくとぅばを聞く機会や話す機会が減っている。このことから、中核的機能を担う「しまくとぅば普及センター」を活用し、関係機関が連携することで、保存・普及・継承に向けた取組をより一層推進する必要がある。

伝統文化である空手の保存・継承を確実にを行うためには指導者・後継者の育成を図るとともに、沖縄県民が空手に接する機会を創出する必要がある。県内においては中

学校で8割以上、高等学校で約5割の学校が空手を体育科目に採用しているが、今後は感性を育む大切な時期である幼少期において伝統文化に慣れ親しむ観点から小学校においても運動会や学習発表会、自由時間等を活用して沖縄空手を体験する機会を設ける必要がある。また、沖縄空手会館を遠足等の野外学習の場として積極的に利用し沖縄空手を見て・触れて・体感する取組を推進する必要がある。

伝統行事の伝承・復元については、各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事をはじめ伝統的な生活文化が徐々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少してきているため、これら伝統行事等の伝承・復元等に向けて取り組む必要がある。

中でも、沖縄の伝統的な食文化は、若い世代を中心とした伝統料理離れが進み失われつつあるため、保存・普及・継承を図り次世代へ継承するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組む必要がある。

文化財の適切な保全については、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」をはじめ、沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財を適切に保護し、後世に引き継いでいく必要がある。

イ 文化の担い手の育成 (成果等)

ユネスコ無形文化遺産である組踊などの沖縄の伝統文化を次世代に継承するため、沖縄文化を担う後継者を育成するとともに、豊かな感性と創造性をもった人材育成に取り組んだ。

伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者の養成については、保存会等が行う後継者育成のための若手実演家・技術者を対象とした実技研修等に要する経費を一部補助するとともに、実技研修を効果的に実施できるよう研修規模や研修内容の見直しに関する助言を行った。このことにより、保存会等が高度な技術や芸能の伝承を効率的に行うことができるようになり、伝承者の養成及び国・県指定無形文化財（芸能、工芸）の保存・承継へとつながった。

これらの取組などにより、伝承者養成・技術錬磨事業における伝承者養成数（累計）は、基準値の1,519人から平成30年度には1万1,194人となり、目標値を達成する見込みである。

創作的芸術文化の発展を担う人材の育成については、文化芸術の鑑賞機会・公演機会や県立芸術大学の教育機能の充実を図るための取組を行った。

文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実については、国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術の感動を体感できる環境づくりを行うため、離島を含む県内各地域において、重要無形文化財保持者による舞台公演や芸術性の高いクラシック音楽の鑑賞機会を提供するための取組を行った。

また、県民の多様な文化芸術活動の奨励及び鑑賞機会の提供を目的に開催している沖縄県芸術文化祭において公募展を実施し、本展と併せて各市町村や団体等が実施する行事等を連携事業として開催するとともに、広報活動等を展開するなど、全県的に

文化芸術の機運を高めるための取組を行った。

これらの取組などにより、沖縄県芸術文化祭参加者数は、基準値の6,290人から平成30年度には8,090人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

さらに、伝統芸能等の若手実演家を育成するため、国立劇場おきなわにおいて、若手実演家による伝統芸能公演の開催を支援し活躍の場を提供した。伝統芸能公演における集客率の向上を図るため、伝統芸能を県民等がよりわかりやすく鑑賞できるよう、演目の前に内容や見所の解説を行った。

あわせて、離島・へき地の児童生徒に対して、国内有数の芸術団体による舞台芸術鑑賞機会を提供した。公演の開催に当たっては、児童生徒が関心を持つよう実技指導などのワークショップを行ったことで、児童生徒の豊かな感性を育むことができた。

これらの取組などにより、文化庁等提供事業芸術鑑賞児童生徒数は1万人前後で推移しており、平成30年度には1万1,881人と基準値より増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

県立芸術大学の教育機能の充実については、平成25年度に美術工芸学部及び音楽学部の全ての学生を対象にアートマネジメント関係の講座を開設し、文化芸術を様々な視点からプロデュースする人材の育成に取り組んだ。平成28年度からは、新たに音楽学部にもアートマネージャーの育成を目的とした音楽文化専攻を設けた。

また、大学院修士課程修了以上の研究実績を有する等一定の要件を満たし、研究活動の継続を希望する卒業生を附属研究所共同研究員として受け入れることで、研究活動を支援するとともに、学生が自らの進路をデザインするカリキュラムを設置するなど、芸術家としての自立を促す芸術大学のインキュベーション機能を強化した。

さらに、教員を対象に学生の就職・進路支援のあり方について学ぶキャリアカウンセリング研修を実施するとともに、文化芸術関係の企業を招いて合同企業説明会を開催した。

これらの取組などにより、県立芸術大学卒業生の就職率(起業含む)は、基準値の58.0%から平成31年3月卒においては67.3%となり、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
伝承者養成・技術錬磨事業における伝承者養成数(累計)	1,519人 (H23年度)	11,194人 (H30年度)	15,301人
沖縄県芸術文化祭参加者数	6,290人 (H22年度)	8,090人 (H30年度)	10,000人
沖縄県高等学校総合文化祭、中学校総合文化祭等への参加者数	11,600人/年 (H23年度)	12,199人/年 (H30年度)	12,500人/年
文化庁等提供事業芸術鑑賞児童生徒数	11,834人 (H23年度)	11,881人 (H30年度)	13,000人
県立芸術大学卒業生の就職率(起業含む)	58.0% (H23年度)	67.3% (H31年3月卒)	65%

(課題及び対策)

伝承者の養成については、若い世代の伝統文化に対する関心が低下しており、伝統文化の後継者が不足しているため、伝統芸能や伝統工芸の技術や技芸の修練と研鑽を支援するなど、伝承者養成に長期的・継続的に取り組む必要がある。

文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実については、子どもたちをはじめ多くの県民が国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会が十分ではないため、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりが必要である。

県立芸術大学の教育機能の充実については、アートマネジメントなど芸術に関連した分野への就業又は起業を促すカリキュラムの設置などにより、教育機能を充実していくことが求められている。

ウ 文化活動を支える基盤の形成

(成果等)

沖縄独自の歴史が育んできた文化の保全・継承や芸術文化創造活動等を持続可能なものとするため、社会全体で文化活動を支える基盤を形成するための取組を行った。

文化活動を支える基盤の形成については、文化芸術活動拠点の活用・充実を図るため、博物館・美術館において調査研究や資料収集を進めるとともに、展覧会や文化講座、学芸員講座、バックヤードツアー等を開催した。

また、博物館・美術館の魅力を高めるため、館内に電子看板やタブレットを設置したことで利用者の利便性が向上したほか、博物館常設展示室の展示改善や沖縄近現代美術史デジタル年表の作成、スマートフォン等による展覧会情報の発信を強化するなど、県民等が訪れやすい環境づくりを行った。

これらの取組などにより、県立博物館・美術館の入場者数は、基準値の45万2,502人から平成30年度には50万4,894人となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、国立劇場おきなわを活用し、伝統技能保持者の活躍の場を提供することで、若手実演者の育成を図るとともに、県民が伝統文化に触れる機会を創出した。これらの取組などにより、国立劇場おきなわの入場者数は、基準値を下回っているものの、6万人前後で推移している。

あわせて、地域の文化資源を活用した文化・芸能団体の活動の持続的発展を図るため、団体等が開催する文化イベント等を支援した。

加えて、文化芸術の有識者や専門人材の目利きの下で、支援する活動の選定や事後評価に基づく助言指導等を行う「アーツカウンシル機能」を取り入れた支援体制を構築するなど、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組んだ。

これらの取組などにより、県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数は、基準値の14万9,527人から平成30年度には、文化芸術関連イベント111件に対し支援（後援）を行ったところ16万7,671人となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、平成21年3月に閉館した県立郷土劇場に代わる施設のあり方について検討を行い、国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する実施計画（案）を策定した。現在、当該実施計画（案）を踏まえ、浦添市をはじめとする関係機関と施設のあり方について協議を継続している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県立博物館・美術館の入場者数	452,502人 (H22年度)	504,894人 (H30年度)	500,000人
国立劇場おきなわの入場者数	62,497人 (H23年度)	58,417人 (H30年度)	64,000人
県が支援した文化芸術関連イベントの 来場者数	149,527人 (H23年度)	167,671人 (H30年度)	147,000人
県文化協会加入率	63.4% (H23年度)	65.8% (H30年度)	70.7%

(課題及び対策)

文化活動を支える基盤の形成については、県内には伝統芸能の実演家やアーティストが活躍できる場が少なく、その力が生かしきれていないなど、文化芸術創造活動を支える仕組みが十分とはいえないことから、関係機関が連携し、文化芸能活動を支える仕組みを充実させる必要がある。

また、文化芸術活動の拠点となる国立劇場おきなわ、県立博物館・美術館等については、県民等が利活用しやすい環境づくりに取り組む必要があり、加えて、伝統芸能等を発信する新たな拠点づくりにも取り組む必要がある。国立劇場おきなわは、県民や観光客に対して公演プログラムの魅力を十二分に周知できていないこと等が課題として挙げられることから、広報の強化に取り組む必要がある。

地域の文化は、文化関係団体をはじめとした多様な主体の参画により支えられ発展していくことから、文化関係機関相互が連携し情報交換等を行いながら、文化の保全・継承・発展に対する県民の関心や意識を高めるなど、社会全体で文化活動を支える環境を構築する必要がある。

エ 文化の発信・交流

(成果等)

沖縄文化の発展や他文化に対する理解を育むため、多彩な沖縄文化を内外に発信するとともに、文化交流を推進するための取組を行った。

国内外における文化交流の推進については、高校生を台湾、アメリカ（ハワイ）、ドイツに派遣し、書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行った。交流先の先生や生徒達との相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることができたことで生徒達の向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながった。

これらの取組などにより、文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数（累計）は、基

準値の10人から平成30年度には535人となり、目標値を達成する見込みである。

国内外における沖縄文化の発信力の強化については、沖縄空手を広く学べる機会を創出するため、指導者を海外に派遣し空手セミナーや演武公演を開催したほか、県内においては沖縄空手国際セミナーを開催するとともに、10月25日の「空手の日」を記念して、国際通りにおいて記念演武祭を開催した。平成28年10月の演武祭においては、過去最多の3,973人による形（かた）の演武を行った。

平成29年3月には、沖縄空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに、国際大会等の開催や研修生の受入体制の強化を図り、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信するための拠点施設として、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄空手会館を供用開始した。

同年6月には、国内外から来訪する空手愛好家と町道場をつなぐ沖縄空手案内センターを沖縄空手会館内に設置するとともに、同年10月の「空手の日」においては、沖縄空手会館の特別道場で奉納演武を開催した。

これまで多くの国と地域から参加があり、「平和の武」であり守礼の心を育む沖縄空手の魅力とともに、「空手発祥の地・沖縄」を発信することができた。

これらの取組などにより、県外・海外からの空手関係者来訪数は、基準値の80人から平成30年度には7,169人となり、目標値を達成する見込みである。

また、本県の文化・芸能を活用した観光コンテンツのプロモーションを行うとともに、海外の日本旅行情報発信サイトや旅行代理店等と連携を図り、舞台公演ガイドの多言語化を実施した。

さらに、平成30年度には、本県に所在する国及び県指定文化財についてまとめた「みんなの文化財（埋蔵文化財編）」を刊行し、沖縄の歴史・文化の普及・啓発に役立てることができた。

このほか、本県文化を国内外へ発信し交流するため、文化・芸能面から沖縄の魅力を発信する取組として、海外における観光プロモーション活動と連携の上、沖縄芸能の歌舞団を海外へ派遣した。沖縄の古典舞踊や創作舞踊、地域に根付いている伝統芸能や歌舞劇などの舞台公演を実施したことで、沖縄への関心を高めることができた。

また、地理・自然・歴史・文化などのつながりから県域を越えて各分野で交流が行われている沖縄－奄美群島間において、両地域の連携・交流を更に促進するため、平成28年7月から両地域間の航空路及び航路運賃低減の支援に取り組んだ。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数(累計)	10人 (H23年度)	535人 (H30年度)	700人
県外・海外からの空手関係者来訪数	80人 (H24年度)	7,169人 (H30年度)	9,400人
県が支援した文化交流イベントの来場者数	14,960人 (H23年度)	34,419人 (H30年度)	40,000人
世界エイサー大会の来場者数	64,900人 (H23年度)	1,500人 (H30年度)	6,000人

(課題及び対策)

国内外における文化交流の推進と発信力の強化については、文化は交流により育まれ、互いの文化を理解しあうことにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動まで幅広い取組を強化していくことが必要である。

また、沖縄は魅力的な文化資源に恵まれているが、こうした文化資源の魅力を効果的に発信していくための基盤が不十分であり、郷土文化の地域間交流及び国際大会における県独自の文化プログラムの実施を図るとともに、「琉球歴史文化の日（仮称）」を制定し、沖縄文化の更なる普及、継承、発展及び発信に努めていく必要がある。

沖縄を代表する伝統文化のひとつである空手を将来にわたって確実に保存・継承していくためには、指導者及び後継者の育成を図るとともに、沖縄空手を支える道場や空手関係団体の運営基盤強化に取り組む必要がある。

また、世界に1億3千万人いるともいわれる空手愛好家を対象に、指導者派遣事業や空手の日記念演武祭、世界レベルの大会を実施することにより「空手発祥の地・沖縄」を積極的に発信し、認知度の更なる向上を図る必要がある。

さらに、多言語に対応した沖縄空手案内センターによるコーディネートを引き続き行うほか、空手に特化した専門ガイドの育成や武道ツーリズム等の推進により世界中の空手愛好家の受入体制強化を図るとともに、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた県民気運の醸成を図る必要がある。

(5) 文化産業の戦略的な創出・育成

伝統工芸産業の持続的な成長発展を図るとともに、沖縄の個性豊かな文化資源の戦略的な産業利用を促進し、新たな成長産業として育成することにより、文化振興と産業振興が相乗効果を生み出す環境を整備するため、一括交付金（ソフト）を活用するなど、文化財等を活用した風景づくり、伝統工芸産業の継承・発展、文化産業を支える人材の育成等の各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

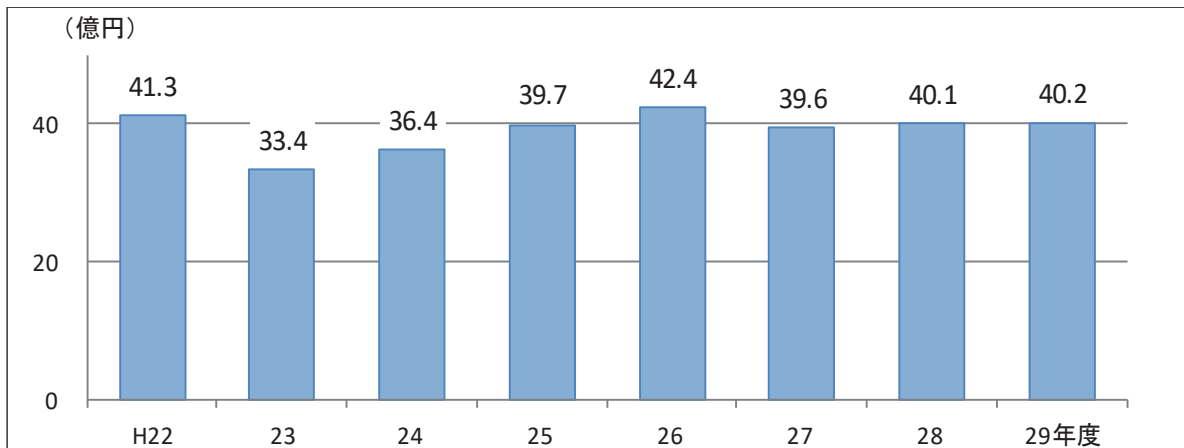
各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること」は3.1ポイント上昇し、県民満足度は向上している。「工芸品生産額の増加」は、基準年と比べ1.1億円減少し、40.2億円となっている。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること	25.6% (H24年県民意識調査)	28.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
工芸品生産額の増加	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	65.0億円

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-1-5-1】 工芸品生産額の推移



出典：沖縄県商工労働部「平成30年 工芸産業実態調査」

文化産業の戦略的な創出・育成に向けては、地域文化資源の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高める必要がある。また、文化資源や芸能人材を活用した文化コンテンツを創出し、産業化を促進する必要がある。

このため、県内をはじめ県外・国外との相互交流を推進するなど地域外からの再評価・発掘を促進するとともに、文化財等を活用した歴史的風景と調和する風景づくり

を推進するなど地域文化資源の特性に応じたまちづくりに取り組む必要がある。

また、伝統工芸事業者等の経営基盤の強化や安定した製品供給体制の確立に取り組むとともに、感性型製品の開発や振興拠点施設の整備に取り組む必要がある。

さらに、文化産業を支える人材の育成や創作活動拠点の整備、資金供給システムの整備など文化コンテンツ産業の振興を図る必要がある。

ア 文化資源を活用したまちづくり (成果等)

沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源を再評価するとともに、これらを最大限活用して文化の薫り高いまちづくりを推進するための取組を行った。

文化資源を活用したまちづくりについては、地域文化資源の発掘及び相互交流を推進するとともに、地域文化を活用したまちづくりの促進に取り組んだ。

地域文化資源の発掘及び相互交流の推進については、地域の伝統行事等の保存継承や活用を図るため文化公演を開催し、地域の伝統行事の発信及び活性化を図るとともに、地域の伝統芸能を1か所に集め国立劇場おきなわで披露する公演を行い、他地域との比較や交流を行った。

また、県内各地で開催されている様々な伝統芸能・地域行事をはじめとした文化関連イベント情報を一元化し、情報発信ツールとしてWebサイトを開設した。

これらの取組などにより、伝統行事の伝承・復元等に関する公演等の入場者数（累計）は、平成30年度に5,258人となり、目標値を達成する見込みである。

このほか、地域文化の掘り起こしを図るため、文化行政連絡会議において、県や民間団体等が実施する助成事業の活用を促したところ、市町村と文化関係団体の連携による、演劇やダンス、シンポジウム、展示会等趣向を凝らした文化芸術イベントが増加した。

地域文化を活用したまちづくりの促進については、文化の社会貢献に関するシンポジウム等の開催支援を行うとともに、沖縄らしい文化的な歴史遺産、風土自然と共生する憩いの場を創出する公園整備に取り組んだ。

また、技術者の育成及び古民家の保全・再生・利用の促進を目的に、沖縄の伝統木造住宅等文化的建造物の保存修理等を紹介するシンポジウムを開催した。シンポジウムの参加人数は平成25年度の172人から平成30年度の215人と年々増加傾向にある。

これらの取組などにより、県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数は、基準値の521人/年から平成30年度には15,375人/年と大幅に増加しており、現時点で目標値を達成している。

このほか、文化芸術団体の特色ある文化資源を活用した事業に対して支援を行ったことにより、各地域がもつ文化資源の再発見へとつながり、地域が誇りを持って地域資源を効果的に活用したまちづくりを行うことに寄与した。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
伝統行事の伝承・復元等に関する公演等の入場者数(累計)	0人 (H23年度)	5,258人 (H30年度)	6,021人
県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数	521人/年 (H23年度)	15,375人/年 (H30年度)	13,000人/年

(課題及び対策)

地域文化資源の発掘及び相互交流の推進については、文化資源は人々を魅了し惹きつける力を持っているが、こうした文化資源の持つ様々な価値や魅力に地域の人々が気づかないことも少なからずあるため、地域外との交流を通じて地域文化の掘り起こしを図っていく必要がある。

地域文化を活用したまちづくりの促進については、県内では一部市町村においてエイサーや地域の食文化を活用した地域づくりが進められているが、更なる地域活性化を目指し、地域の個性豊かな文化資源を取り入れたまちづくりの取組を推進することが必要である。

イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興 (成果等)

長い歴史・風土の中で培われてきた染織物、陶器、漆器などの伝統工芸品の技術・技法を継承するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、生産基盤の強化や消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発、新たな販路開拓等を促進するための取組を行った。

伝統工芸産業の継承・発展については、伝統工芸を継承し、持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、後継者等人材の育成や二次加工技術者の養成として産地組合が実施する後継者育成事業に対する支援や、高度な技術者を養成するための研修事業の実施、工芸縫製品等の製造技術者の養成など、多様な工芸人材を育成した。

また、県工芸士の認定や織物検査事業に取り組むことにより、工芸品製造者の生産意欲向上や伝統工芸品の品質の維持、ブランド力の向上に寄与するとともに、原材料安定確保の仕組みづくりのため、関係機関との連携や情報集積に取り組んだ。

感性型ものづくり産業の育成については、現代のニーズに対応した工芸製品の開発を支援するため、工芸事業者に対し、流通やマーケティング、試作品開発、販路開拓等に関する支援を行うとともに、本県の工芸品を活用した工芸縫製製品、金細工製品を製造する技術者を養成するため、技術講習会を実施した。

また、工芸技術に関する試験研究を実施し、その成果を工芸産地や関連事業所へ移転することで、生産技術の向上、新商品開発の検討、製品の品質向上に寄与した。

これらの取組などを行ったものの、工芸品生産額は、工芸品の製造に必要な良質な

原材料の不足と後継者不足などから、平成29年度には40.2億円と減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、工芸産業従事者数は、基準値の1,707人から平成29年度には1,791人と増加しているものの、後継者不足等により、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

あわせて、従事者一人当たりの工芸品生産額は、平成29年度に2,244千円と、基準年である平成22年度の生産額より減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
工芸品生産額	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	65.0億円
工芸産業従事者数	1,707人 (H22年度)	1,791人 (H29年度)	2,000人
従事者一人当たりの工芸品生産額	2,422千円 (H22年度)	2,244千円 (H29年度)	3,300千円

(課題及び対策)

伝統工芸産業の継承・発展について、本県の多様で豊かな伝統工芸を継承・発展させていくためには、技術・技法の継承と高度化、後継者の育成、原材料の安定確保、販路の開拓等が必要であるが、工芸事業者等の経営基盤は脆弱であり、独自で対応することが困難な状況にある。このことから、伝統工芸事業者や産地組合の経営基盤の強化、製造技術の向上や工程の見直し等による安定した製品供給体制の確立等に取り組む必要がある。

感性型ものづくり産業の育成について、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるためには、ブランド戦略の構築やICTを活用した情報発信の強化、消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発や振興拠点施設の整備が求められている。このことから、産地と試験研究機関等との連携による製品開発力の強化を図るとともに、伝統工芸産業の中核施設の整備を推進する必要がある。

ウ 文化コンテンツ産業の振興 (成果等)

沖縄の個性豊かで多様性のある文化資源や芸能人材を活用し、その魅力を最大限に生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図るための取組を行った。

文化コンテンツ産業の振興については、文化資源を活用した新たな観光コンテンツを創出するため、舞台公演の観光コンテンツとしての定番化に向け、公演内容のブラッシュアップを図るとともにプロモーションや情報発信に取り組んだほか、組踊りをはじめとする沖縄の伝統芸能を活用した修学旅行及びMICEメニューの開発等を実施した。

これらの取組を通じ、舞台公演の演出家の掘り起こしや文化団体の担当職員等の育

成につながるとともに、国際的な演劇祭で披露した沖縄芸能公演が高い評価を得たことにより沖縄への関心が高まった。

また、文化資源を活用した新産業を創出するため、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。沖縄本島や離島を舞台に撮影された映画が、国内航空路線や海外TVでも放映されたことで、沖縄への興味や関心を喚起し、観光誘客を促進したほか、県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成にもつながった。

さらに、県内の団体等が行う文化資源を活用した取組やアーツマネジメントを含め広く沖縄文化の継承者を育成するなど、これまで155件の取組に対し支援を行った。

これらの取組などにより、文化コンテンツ関連産業事業所数は、基準値の257事業所から平成28年度には261事業所となり、現時点で目標値を達成している。

また、観光客の「文化観光」の比率は、基準値である平成24年度の10.8%から平成29年度には11.8%と上昇しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
文化コンテンツ関連産業事業所数	257事業所 (H21年度)	261事業所 (H28年度)	258事業所
県が支援したビジネスの事業化件数 (累計)	3件 (H23年度)	21件 (H30年度)	30件
観光客の「文化観光」の比率	10.8% (H24年度)	11.8% (H29年度)	30.0%
観光客の「娯楽・入場費」の消費単価	7,831円 (H22年度)	6,485円 (H29年度)	9,000円

(課題及び対策)

文化コンテンツ産業の振興については、本県には、琉球舞踊や空手などの世界に誇る優れた文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めていることから、文化資源の多くを観光をはじめとする産業化につなげる必要がある。

特に、空手については、国が武道ツーリズムを積極的に推進していることに加え、本県のリーディング産業である観光産業はもとより商工業等関連産業への波及効果が期待できることから、各種施策を通して空手を目的とした交流人口を増やすことで「空手関連産業」という新たな沖縄型産業の創出を図る必要がある。

このことから、事業の自走化促進が図れるよう、人材の育成及びビジネスを支える総合的な環境の整備が必要である。

また、文化の産業化に当たっては、守るべき伝統文化を大切に継承しつつ、エンターテインメント性など新たな魅力が備わった文化コンテンツを創造し、伝統文化と新しい文化が相乗効果を生み出していくことが重要である。

(6) 価値創造のまちづくり

先人たちが創り、守り、育ててきた沖縄らしい風景を県民共有の財産として、次世代に引き継ぐとともに、人々を惹きつける魅力的なまちづくりを目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「自分の住む町の景観、町並みが美しいこと」が8.2ポイント、「公園や親しめる自然などがまわりにあること」が2.5ポイント上昇し、県民満足度は向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
自分の住む町の景観、町並みが美しいこと	30.1% (H21年県民意識調査)	38.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
公園や親しめる自然などがまわりにあること	43.3% (H21年県民意識調査)	45.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

価値創造のまちづくりについては、沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める礎にするとともに、花と緑にあふれる潤いある県土の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進する必要がある。

このため、良好な景観創出のための仕組みづくりや景観資源の保全・再生・利用を図るとともに、県民一体となった全島緑化、都市、道路、郊外及び農山村の緑化を推進する必要がある。

ア 沖縄らしい風景づくり

(成果等)

自然、歴史、伝統文化に育まれた地域の景観資源を保全・再生し、それを最大限生かした個性豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景づくりを目指し、景観創出や景観資源の保全等に関する取組を行った。

良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村の景観行政団体（景観計画の策定等風景づくりの主体となる行政機関）への移行促進のため、勉強会や研修会を開催し、担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組むとともに、景観法に基づく手続や良好な地域景観の形成に係る助言等を行った。

これらの取組などにより、市町村景観行政団体数は、基準値の21団体から平成30年度には34団体へと増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、公共事業における景観評価システムについては、平成29年度から本格的に運

用を開始した。さらに、景観に配慮した土木・建築技師の人材育成のため、専門家等による研修会を実施した。これらの取組などにより、平成30年度の景観アセスメント数は45件となり、目標値の達成に向けて進展している。

景観資源の保全・再生・利用については、都市景観の向上や観光振興のため電線類を地中化する無電柱化に取り組んだ。これまで無電柱化推進計画の合意路線を対象に無電柱化を実施していたが、平成24年度以降は一括交付金制度を活用し、要請者負担方式も併せて実施することで取組の促進を図っている。これらの取組などにより、無電柱化整備延長は、基準値の109kmから平成30年には154.7kmとなり、目標値を達成する見込みである。

また、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るため、国場川・小波津川などの19河川にて自然環境に配慮しつつ護岸工事等の整備を行った。これらの取組などにより、自然環境に配慮した河川整備の割合は、基準値の63.2%から平成30年度には67.8%となり、目標値の達成に向けて進展している。

さらに、各地域が有する自然、歴史、風土等を生かした沖縄らしい良好な景観の形成に向けて、歴史景観と調和する都市公園の整備や古民家の保全・継承等の取組を行った。

都市公園の整備については、効果の早期実現のため、一部完成した公園の部分的な供用に取り組んだ。地権者等との調整や文化財の発掘調査などの影響もあり、歴史景観と調和する都市公園の供用面積は、平成30年度に35.0haとなり、基準値である平成22年度の32.0haより増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
市町村景観行政団体数	21団体 (H23年度)	34団体 (H30年度)	41団体
景観地区数	3地区 (H23年度)	8地区 (H30年度)	24地区
景観アセスメント数	0件 (H23年度)	45件 (H30年度)	80件
無電柱化整備延長(良好な景観形成)	109km (H23年)	154.7km (H30年)	173.2km
自然環境に配慮した河川整備の割合【再掲】	63.2% (H23年度)	67.8% (H30年度)	70.2%
景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (H23年度)	9,693m (H30年度)	10,080m
歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (H22年度)	35.0ha (H30年度)	56.9ha

(課題及び対策)

良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村や地域住民が方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が必要である。

また、沖縄らしい風景づくり、景観形成を推進するに当たっては、良質な公共空間の創出により地域の景観形成を先導するとともに、良好な景観形成に資する専門的な知識を有する人材育成や技術開発を行う必要がある。

景観資源の保全・再生・利用については、観光地や市街地において、電柱等が景観形成を阻害していることから、無電柱化の推進が必要である。

また、河川や海岸などの水辺環境においては、水と緑の貴重な空間や憩いの場としてのニーズが高まっていることに加えて、景観を構成する重要な要素であることから、これらに配慮した良好な水辺環境・景観の創出が必要である。

さらに、景観を形成する古民家、集落は都市化や老朽化などで失われつつあるため、古民家等の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等が必要である。

イ 花と緑あふれる県土の形成

(成果等)

亜熱帯の特性を生かした花や緑であふれる魅力的な県土の形成、潤いと安らぎある「緑の美ら島」の創生を目指し、都市緑化や郊外・農山緑化など、効率的かつ総合的に緑化の取組を行った。

県民一体となった全島緑化の推進については、地域住民等との協働による緑化を推進するため、沖縄県植樹祭、緑化コンクール、緑の少年団育成等による普及啓発や企業・学校・自治会・市町村等への花苗の提供、地域住民等による「花と緑の名所づくり」への支援、市町村・企業等の緑化活動による二酸化炭素の吸収量を評価・認証する「沖縄県CO₂吸収量認証制度」を実施した。

これらの取組などにより、県民による緑化活動件数は、平成23年度の55件から平成30年度には62件と7件増加しており、目標値を達成する見込みである。

都市、道路、郊外及び農山村の緑化については、地元自治会、関係者等とも協力しながら円滑な都市公園整備に努め、さらに一部完成した公園では部分的な供用開始に取り組んだ。これらの取組などにより、都市計画区域における一人当たりの都市公園面積については、平成29年度に10.9m²/人となり、計画区域内の人口が増加していることを背景にほぼ横ばいとどまっているものの、目標値の達成に向けて進展している。

また、主要道路の沿道等におけるアメニティ空間を創出するため、国際通りや首里城等の観光地へアクセスする道路に加え、平成30年までに主要道路285kmにわたって緑化・植栽管理を実施しており、主要道路における緑化延長については目標値を達成

する見込みである。

そのほか、郊外及び農山村等の緑化として、県民の森や平和創造の森公園の施設整備、維持管理等に取り組んだ。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県民による緑化活動件数	55件 (H23年度)	62件 (H30年度)	65件
都市計画区域内緑地面積 【再掲】	62,536ha (H18年度)	75,056ha (H23年度)	75,056ha
都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人 (H22年度)	10.9㎡/人 (H29年度)	11.2㎡/人
主要道路における緑化延長	0km (H23年)	285km (H30年)	300km

(課題及び対策)

県民一体となった全島緑化の推進については、行政のみならず、地域住民、企業等との協働による県民一体となった緑化を推進するとともに、沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用した、それぞれの地域にふさわしい緑地の創出が必要である。

都市、道路の緑化については、主要な道路及び観光地へのアクセス道路等の沿道空間において、道路緑化及び植栽管理強化による沖縄らしい風景の創出や沿道等の周辺環境に配慮したアメニティ空間を創出する必要がある。また、郊外及び農山村の緑化については、良好な自然環境、営農環境と調和を図りながら、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の整備を行う必要がある。

(7) 人間優先のまちづくり

すべての人にとって暮らしやすさを実感できる沖縄を実現するため、身近な場所で充実した活動ができる生活圏の形成や交通弱者に配慮した交通手段の確保など、人に優しいまちづくりを推進するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「公共交通機関が利用しやすいこと」が、市街地の拡大による人口の分散化や渋滞によるサービス水準の低下等もあり0.9ポイント下落し、「身近な場所に生活に必要な施設（商業施設、医療施設など）があること」が、大型商業施設の出店に伴う既存商店街の衰退等もあり4.4ポイント下落し、県民満足度は低下した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
公共交通機関が利用しやすいこと	40.8% (H21年県民意識調査)	39.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
身近な場所に生活に必要な施設(商業施設、医療施設など)があること	61.1% (H21年県民意識調査)	56.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

人間優先のまちづくりについては、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせる環境づくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組む必要がある。

このため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、安全で快適な生活環境の創出や住民参加のまちづくりの推進、基幹的な公共交通システムの導入や公共交通利用環境の改善などに取り組む必要がある。

ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進 (成果等)

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して暮らせるよう、人に優しいまちづくりを目指して、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入に取り組んだ。

ユニバーサルデザインの導入については、高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が安心して生活し、社会参加ができる地域社会を実現するため、多数の者が利用する公共施設等におけるバリアフリー化を促進した。これらの取組などにより、沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数（累計）については、平成30年度までに1,406件となっており、目標値の達成に向けて進展している。

また、県営住宅のバリアフリー化については、県営住宅を建て替える際、沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例により室内の段差解消、便所や浴室の手す

り設置等を行っているため、県営住宅のバリアフリー化率は基準値の22.8%から平成30年度には29.0%と改善が進んでおり、目標値を達成する見込みである。

さらに、都市公園のバリアフリー化については、地元自治会、利用者等の協力も得ながら、公園内施設におけるバリアフリー化の優先度を勘案し整備を推進したことで、都市公園のバリアフリー化率は基準値の25.6%より上昇している。しかし、経年劣化の著しい施設や危険度判定調査等で改善が必要と判断された施設も並行して整備しているため、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

あわせて、日常生活や社会参加を困難にする障害の除去を図るため、手話通訳者等養成研修、手話通訳者や盲ろう者向け通訳介護員の派遣等を実施したほか、観光バリアフリーに対する意識啓発等を図るため、沖縄観光バリアフリーセミナーを開催した。外国人観光客が利用しやすい環境づくりとしては、「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール」の策定など、市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援した。

このほか、公共交通機関のバリアフリー化については、交通弱者を含む全ての人が利用しやすい環境づくりのため、乗降性に優れるノンステップバスを導入した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数(累計)	518件 (H23年度)	1,406件 (H30年度)	1,800件
全住宅のバリアフリー化率	32.5% (H20年度)	31.5% (H25年度)	48.7%
県営住宅のバリアフリー化率	22.8% (H22年度)	29.0% (H30年度)	30.4%
都市公園のバリアフリー化率	25.6% (H22年度)	30.1% (H29年度)	39.4%
バリアフリー化のための浮き桟橋設置港湾数	20港 (H23年度)	23港 (H29年度)	27港
ノンステップバス導入率	1.3% (H22年度)	70.1% (H29年度)	70.0%

(課題及び対策)

ユニバーサルデザインの導入について、まちづくりにおいては、バリアフリー化にとどまらず、女性の社会参加や児童の人権尊重、増加する外国人への配慮等への対応として、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づくりが求められている。

また、沖縄県福祉のまちづくり条例施行により、新しい施設のバリアフリー化は進んでいるが、施行以前に整備された施設及び日常生活で利用する小規模施設はバリア

フリー化が未了である施設が残っている。また、住宅から施設、施設から施設の線（経路）や施設を含む面（まち）のバリアフリー化が課題となっている。

このため、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、観光地、建築物、道路、公園、公共交通機関などの施設を整備する必要がある。

イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進 （成果等）

歩いて暮らせる環境の創出を目指して、安全で快適な生活環境の創出や住民参加のまちづくりの推進に関する取組を行った。

安全で快適な生活環境の創出については、公共施設の整備や防災機能の改善によって都市機能の更新を図るための公園整備を行った。それにより都市公園は増加しているものの、市街地等の人口が集中している区域（D I D地区）の広がり大きいことから、歩いて行ける身近な都市公園（街区公園）箇所数は、平成29年度に3.0か所／100haと基準値である平成22年度の3.2か所／100haを下回っており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりのため、平成25年度に指定された事故危険箇所の整備や防護柵の設置、滑り止め舗装等の交通事故対策を行い、交通安全の確保・向上を図るとともに、国道449号（名護市屋部地内）や、県道12号線（読谷村喜納）等の歩道未整備箇所や狭あい箇所、通学路等において歩道の整備を行った。その結果、事故危険箇所の年間事故発生件数は、基準値の22件から平成28年には9件と13件減少しており、現時点で目標値を達成している。

さらに、快適な歩行空間を確保するため、道路の緑化や除草等の適切な管理を行うとともに、無電柱化整備を推進した。これらの取組などにより、無電柱化整備総延長は、平成30年度に154.7kmとなり、目標値を達成する見込みである。

あわせて、効果的な都市機能の更新を図るため、地権者から土地の一部を提供してもらい、道路、公園等の公共施設を整備する「土地区画整理事業」を行った。これにより、良好な宅地の利用増進、健全な市街地形成が図られた。

市街地再開発事業では、密集した老朽建築物を除去し、高度利用及び共同化による耐火建築物や道路等の整備改善、防災機能の確保、都市機能の更新を図るため、平成27年度から山里第一地区（沖縄市）の整備に着手し、平成30年4月には「パーチェ山里」が完成した。

同様の問題を抱える農連市場地区（那覇市）においても、平成28年12月に学校棟、平成29年6月に北工区住宅棟が完成した。平成29年10月には市場棟「のうれんプラザ」が供用され、旧那覇農連市場の移転が行われるなど、「相対売り」を象徴するマチグラー文化の継承が図られている。

モノレール旭橋駅周辺地区（那覇市）においては、平成30年9月、バスターミナルや商業施設、県立図書館などが入居する北工区が完成し、土地の合理的利用かつ健全な高度利用が図られている。

住民参加のまちづくりの推進については、住民の関心を高めるため、市町村景観行政担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組むとともに、主体的に景観施策を展開できる景観行政団体への移行促進に向けて、都市計画法に基づく手続や良好な地域景観の形成に係る助言等を市町村に対して行った結果、景観行政団体数は年々増加している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
歩いていける身近な都市公園(街区公園)箇所数	3.2箇所/100ha (H22年度)	3.0箇所/100ha (H29年度)	3.3箇所/100ha
事故危険箇所の事故発生件数	22件/年 (H24年)	9件/年 (H28年)	9件/年
県管理道路の歩道必要箇所設置率(通学路等)	0% (H24年)	23.7% (H30年)	35%
無電柱化整備総延長(歩行空間の確保) 【再掲】	109km (H23年度)	154.7km (H30年度)	173.2km
土地区画整理事業により整備された宅地面積	1,885ha (H24年)	2,035ha (H30年)	2,137ha
再開発事業により整備された延べ床面積	239,909㎡ (H24年)	347,373㎡ (H30年)	377,809㎡
住民参加による地区計画策定数	42地区 (H23年度)	65地区 (H30年度)	76地区

(課題及び対策)

安全で快適な生活環境の創出については、戦後の復興期に、適切な都市計画が実施されなかつた歴史的背景から、密集市街地や非効率な道路網が形成されるなど都市構造に歪みを抱えており、その改善が求められている。このため、都市機能の低下が見られる地区については、老朽建築物の除去、敷地の統合、公共施設の整備、防火機能の改善など、土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより都市機能の更新を図る必要がある。

また、狭あいな通学路や歩道のない生活道路等において、十分な歩行空間が確保されていない危険な状況もあることから、交通弱者である高齢者や子どもなど歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりが必要である。加えて、亜熱帯海洋性気候に起因して植栽の成長速度が速く、歩行の妨げとなる状況が見られることから、道路緑化と併せて、ボランティアの活用推進など、効率的・効果的な管理を行う必要がある。

住民参加のまちづくりの推進については、都市の質向上を図り、住民にとってより身近で分かりやすいまちづくりを進めるため、住民の関心を高める必要がある。

ウ 人に優しい交通手段の確保 (成果等)

人に優しい交通手段を確保するため、基幹的な公共交通システムの導入に取り組むとともに、公共交通利用環境の改善、多様な交通手段の確保等に取り組んだ。

基幹的な公共交通システムの導入については、平成24年度から平成25年度に鉄軌道のルートや事業スキーム等を検討した。その結果、特例的な制度の創設により事業採算性確保の可能性があることが示された。構想段階における計画案づくりは、平成26年度から県民や市町村等との情報共有や学識経験者等で構成される専門委員会での審議を踏まえながら、5つのステップで段階的に検討を進めてきた。平成30年5月、県は、鉄軌道導入に当たってのおおむねのルートを含む概略計画及びフィーダー交通ネットワークのあり方、計画段階以降の課題や取組方針等について取りまとめた「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定した。

また、モノレール延長整備については、幸地IC（仮称）の実施設計や用地買収を行った。加えて、令和元年9月30日にてだこ浦西駅に隣接するパークアンドライド駐車場の整備が完了した。

さらに、平成30年10月には、屋内のバス待合所や多言語のデジタル案内板を備えた新たな那覇バスターミナルが開業した。

公共交通利用環境の改善については、バス離れへ対応するため、一括交付金制度を活用した公共交通利用環境改善事業や交通体系整備推進事業などを行っている。平成24年度からノンステップバスの導入に取り組んでおり、平成30年度時点で215台が導入された。同じく平成24年度から「わった～バス党」を活用した広報活動、平成25年度から沖縄本島路線バス総合案内システム「バスなび沖縄」の配信を行っている。

加えて、平成26年度からはモノレール及び乗合バスにおいて改札機や運賃箱にタッチするだけで自動精算できるIC乗車券システムOKICAのサービスが開始された。このほか、平成26年度及び30年度には基幹バス導入に向けたバスレーン延長(国道58号・久茂地～伊佐間)、平成28年度から平成30年度には基幹バス導入に向け那覇～コザ間の全45バス停のうち14バス停に停車する急行バスの実証実験などを実施した。

ノンステップバス導入率については、平成29年度に70.1%と現時点で目標値を達成しているものの、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度に7万2,161人/日と基準値である平成18年度の8万745人/日を下回っており、目標値の達成に向けて進展が遅れている一方で、バスの利用環境改善に係る取組を開始した平成24年度以降は、利用者の減少に歯止めがかかりつつある。

また、モノレールの利用を促進するため、車内案内表示器及び駅周辺サインの4か国語表記、ユニバーサルデザイン化を行ったほか、沿線施設と連携した外国人観光客向けパンフレットの作成、モノレールとの乗り継ぎを意識したバス実証実験などの環境整備を行った結果、利用者の利便性が向上し、平成30年度のモノレールの乗客数は5万2,355人/日となり、現時点で目標値を達成している。

多様な交通手段の確保については、自動車に頼らないライフサイクルへの転換、自

転車の利用促進を図るため、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への支援を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
ノンステップバス導入率【再掲】	1.3% (H22年度)	70.1% (H29年度)	70.0%
乗合バス利用者数【再掲】	80,745人/日 (H18年度)	72,161人/日 (H29年度)	130,274人/日
モノレールの乗客数【再掲】	35,551人/日 (H22年度)	52,355人/日 (H30年度)	50,984人/日

(課題及び対策)

基幹的な公共交通システムの導入について、本県は鉄道を有していない唯一の県であり、戦後、沖縄戦により壊滅した沖縄県営鉄道の復旧は行われず、広大な米軍基地の存在、無秩序な市街地の形成及び自動車交通量の増加などが、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせている。このことから、「骨格性」、「速達性」、「定時性」等の機能を備えた基幹的な公共交通システムの導入が求められている。

このため、広域交流拠点の那覇と北部の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入については、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら、実現に向けて取り組む必要があるほか、鉄軌道・フィーダー交通等の連結による南部・中部・北部の有機的な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進する必要がある。

公共交通利用環境の改善について、沖縄本島の公共交通の骨格であるバス交通は、これまで利用者数の減少が続いていたことに加え、運転手不足が顕在化していることから、バス路線の確保・維持が大きな課題となっており、利便性向上も急務となっている。このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備等による基幹バスシステムの導入や公共交通への利用転換を図るTDM（交通需要マネジメント）施策の推進、新たな交通手段とICT技術を活用したシームレスな移動環境の検討、乗務員など必要な人材の確保、開発が進む自動運転技術を応用した運行支援など、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。

また、沖縄都市モノレールの沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備が完了しているが、今後も効果的・広域的な利用を推進する必要がある。加えて、定時・定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成することにより、那覇都市圏の交通渋滞緩和を図るとともに、県民及び観光客へモノレール需要を喚起し、自動車から公共交通への転換を促進させる必要がある。

多様な交通手段の確保については、環境や人にやさしい自転車利用環境の整備や、高齢者等 交通弱者の移動制約にも配慮した交通システムや交通環境の構築が必要である。

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

(1) 健康・長寿おきなわの推進

県民一人ひとりが健康意識を高め、食生活や運動などに係る健康づくりの取組を県民一体となって推進し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、男女とも平均寿命日本一を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準値と比べ「平均寿命日本一」では、平成27年に平均寿命を男性が1.63年延伸し80.27年、女性が0.56年延伸し87.44年となったものの、全国平均の伸びが男性1.98年、女性1.26年と本県を上回ったことから、男性の全国順位は基準年の25位から36位へ、女性は1位から7位と後退している。

「身近にスポーツに触れる（親しむ）機会が増えていること」は0.5ポイント下落し、県民満足度が低下した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
平均寿命日本一	男性:78.64歳 (25位)	男性:80.27歳 (36位)	男性:81.46歳
	女性:86.88歳 (1位) (H17年)	女性:87.44歳 (7位) (H27年)	女性:88.20歳
身近にスポーツに触れる(親しむ)機会が増えていること	29.6% (H24年県民意識調査)	29.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

健康・長寿おきなわの推進に向けては、健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土等の良さを再評価し、生活習慣病の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進し、平均寿命及び健康寿命の延伸を図る必要がある。このため、県民一体となった健康づくりの取組や食育の推進を図り、健康的な生活習慣の定着を促進する必要がある。

また、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けては、県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツや競技スポーツ、県民がスポーツに触れる機会を創出するスポーツコンベンションを推進する必要がある。

ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくり

(成果等)

健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進する取組を行った。

健康づくり活動の促進については、社会全体で健康づくりに取り組む必要があるた

め、地域において健康づくり活動を行う団体「チャージンジャーおきなわ応援団」の参加数の増加に努めた。これらの取組などにより、チャージンジャーおきなわ応援団参加団体数は、平成30年度に94団体となり、目標値の達成に向けて進展している。

20～64歳の年齢調整死亡率（全死因）は、男女とも平成17年に比べ平成27年は減少しているものの、全国平均に比べると減少幅が小さく、全国との差が拡大している。全国と比べ特定健診やがん検診の受診率が低いこと等の影響もあり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。更なる改善に向けて、従業員の健康づくりに取り組む事業所に対し、事業費の補助や健康づくりに関する普及啓発を行っている。

生活習慣病予防対策については、地域で活動する食生活改善推進員の育成支援やエネルギー表示等を行う栄養情報提供店の増加など、食生活改善をサポートする体制づくりに取り組んだ。その結果、成人肥満率については、基準値と比べ、平成28年度に女性40～60歳代が7.1ポイント改善しており、目標値の達成に向けて進展している。その一方、男性20～60歳代は2.1ポイントの改善にとどまっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

歯科保健対策については、歯科保健指導マニュアル作成や研修会開催等による乳幼児期・学齢期のむし歯予防対策のほか、歯周病予防や歯の喪失予防に関する普及啓発等に取り組んだ。これらの取組などにより、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合は、基準値の12.9%から平成28年度に39.7%と26.8ポイント改善しており、現時点で目標値を達成している。

喫煙対策については、喫煙が健康に与える影響に関する普及啓発や禁煙治療を行っている医療機関の情報提供を行うとともに、禁煙施設認定推進制度による受動喫煙対策に取り組んだ。喫煙率については、基準値と比べ、平成28年度に男性が5.6ポイントの改善、女性では改善がみられない状況であり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

介護予防対策については、元気な高齢者等の増加を図るため、理学療法士、作業療法士等の職能団体と連携し、地域包括支援センター等を中心に介護予防ケアマネジメントの向上や住民の通いの場づくり等に取り組んだ。これらの取組などにより、介護認定を受けていない高齢者の割合は、平成30年度に82.1%と、基準値と比較して0.2ポイント改善しており、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
チャージンジャーおきなわ応援団参加団体数	57団体 (H22年度)	94団体 (H30年度)	120団体
朝食欠食率	20歳代男性:29.4% (H18年度)	31.3% (H28年度)	20.0%
	30歳代男性:26.0% (H18年度)	31.8% (H28年度)	20.0%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
20歳～64歳の年齢調整死亡率(全死因) (※参考値 全国比)	男性:323.3 (1.16倍) (H17年)	男性:265.4 (1.23倍) (H27年)	男性:203.7
	女性:145.2 (1.13倍) (H17年)	女性:129.7 (1.21倍) (H27年)	女性:100.8
成人肥満率 (男性20～60歳代) (女性40～60歳代)	男性:42.0% (H15-H18年度)	男性:39.9% (H28年度)	男性:25.0%
	女性:36.9% (H15-H18年度)	女性:29.8% (H28年度)	女性:25.0%
80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合	12.9% (H18年度)	39.7% (H28年度)	30.0%
喫煙率	33.5% (H18年度)	27.9% (H28年度)	男性:20.0%
	7.7% (H18年度)	9.2% (H28年度)	女性:5.0%
介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (H23年度)	82.1% (H30年度)	82.0%

(課題及び対策)

健康づくり活動の促進については、主体となる県民一人ひとりが健康の大切さを自覚し行動することが重要であり、社会全体としても引き続き健康づくりに取り組むことが必要である。また、平均寿命の延伸及び健康寿命の延伸につながる総合的な取組を推進することで「健康・長寿おきなわ」の復活を図る必要がある。

生活習慣病等の予防対策については、男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。このため、生活習慣病予防についての知識を普及させるとともに、県民が自ら食生活の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活を実践できるよう働きかけていく必要がある。また、生活習慣病を中心とした疾病の早期発見早期治療が重要であることから、特定健診受診率向上に向けた環境整備、啓発活動、人材育成等を図ることが必要である。

介護予防対策については、介護予防を効果的に進めていくとともに、介護保険法改正に伴う新しい地域支援事業の円滑な実施や住民の通いの場づくりの形成が必要である。また、介護保険制度における地域支援事業などを充実させるため、地域包括支援センター職員に対する研修など人材育成を推進するとともに、リハビリテーション専門職の広域派遣等により市町村の介護予防事業を支援する必要がある。

さらに、在宅療養にある高齢者等においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、在宅医療介護連携による要介護状態の重度化防止に向けた取組を進めていく必要がある。

イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成 (成果等)

県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツの推進や競技スポーツにおけるトップアスリートの育成、県民がスポーツに触れる機会の創出を図るとともに、地域振興にも寄与するスポーツコンベンションを推進する取組を行った。

生涯スポーツの推進については、県民が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの創設・運営を支援した。総合型地域スポーツクラブは、平成30年度において34市町村で65クラブが育成されており、全市町村に占めるクラブ育成率は82.9%と、全国平均の80.8%を上回っている。スポーツ実施率（成人、週1回以上）は、平成30年度に41.4%となり、基準値から前進しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

競技スポーツの推進については、沖縄県選手の競技力向上を図るため、(公財)沖縄県体育協会と連携し、各競技団体の課題解決に向けた取組を支援する企画提案型競技力向上対策事業、コーチ招聘事業、トップレベル選手育成事業等に取り組んだ。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成強化に取り組んでいる。

これらの取組を進めたものの、国民体育大会総合順位については、基準値の40位台から平成30年度には43位となっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

スポーツコンベンションの推進については、県民がスポーツに触れる機会（観る、参加する）を創出するため、スポーツコンベンションの広報・誘致活動、県外・海外での見本市出展等による観光の誘客促進、スポーツイベントに係るモデル事業への支援等に取り組んだ。また、沖縄のスポーツ環境の認知度を高めるため、チーム・団体の円滑な受入れを行うワンストップ機能を持った「スポーツコミッション沖縄」を設置し、平成27年4月から稼働している。

これらの取組などにより、スポーツコンベンションの県内参加者数については、基準値の6万6,739人から平成29年度には10万4,473人となり、現時点で目標値を達成している。

スポーツ・レクリエーション環境の整備については、県民がスポーツに親しみ、健康な体をつくり、健康・長寿を達成するため、拠点となる沖縄県体育協会スポーツ会館の整備、県立武道館や奥武山庭球場等の整備、総合公園、運動公園等の整備を行った。これらの取組などにより、県立社会体育施設の平均稼働率並びに利用者数（奥武山総合運動場のみ）は、平成30年度に利用者数64万6,000人、平均稼働率73%と基準値より前進しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、芝生管理の専門的知識を有する人材を育成し、グラウンド芝生環境の向上を図るなど、スポーツ・レクリエーション環境の整備及びスポーツコンベンションに対応した施設の充実を図ったことで、サッカーキャンプの件数も過去最高となった。

沖縄県総合運動公園陸上競技場については、J2規格に準拠したスタジアムの整備を行ったことから、施設機能が向上した。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
スポーツ実施率 (成人、週1回以上)	39.0% (H24年度)	41.4% (H30年度)	65.0%
国民体育大会総合順位	40位台	43位 (H30年度)	30位台前半
スポーツコンベンションの県内参加者数	66,739人 (H22年度)	104,473人 (H29年度)	102,000人
運動等の目的で利用できる都市公園 (運動公園、総合公園等)の面積(1人 あたり)	6.0㎡ (H22年度)	6.1㎡ (H29年度)	6.5㎡
県立社会体育施設の利用者数(奥武山 総合運動場のみ)	平均稼働率:68% 472,000人 (H23年度)	平均稼働率:73% 646,000人 (H30年度)	平均稼働率:84% 770,000人

(課題及び対策)

生涯スポーツの推進については、本県におけるスポーツ実施率が41.4%と、全国平均値の51.5%と比べて10.1ポイント低い状況にあるため、県民のスポーツ参加を促進する環境整備が課題となっている。このため、総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実させ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会を実現していくことが必要である。

競技スポーツの推進については、トップレベル選手の育成、指導者対策、ジュニア強化対策等が課題となっている。このため、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や、各競技団体の主体的な課題解決を支援する取組、県外チーム招待やコーチ招へい、県外合宿等の各種事業の展開、優秀な指導者の養成・確保、競技団体及び中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化支援を図る必要がある。

スポーツコンベンションの推進については、県民のスポーツに触れる機会（観る、参加する）を創出するため、更なるスポーツコンベンション誘致が必要であるが、野球場等施設の老朽化や附帯設備等の充実、離島における実践相手の確保、サッカーキャンプにおける新規受入れ可能なグラウンドの整備などが課題となっている。このため、施設整備や整備水準の向上など、市町村等と連携しながらを課題解決に向けて取り組む必要がある。

また、「スポーツコミッション沖縄」については、多言語対応による効果的な情報発信や市町村・競技団体等との連携などが課題となっているため、体制強化を含め課題解決に取り組む必要がある。

スポーツ・レクリエーション環境の整備については、各種スポーツコンベンションに対応した施設の充実を図るほか、地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設等の有効活用や公共スポーツ施設等の整備・充実を図る必要がある。また、老朽化の進んだ既存施設については、施設利用者の安全確保のための対策を計画的に進める必要がある。

(2) 子育てセーフティネットの充実

沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「安心して子供を産み育てられる環境が整っていること」が17ポイント、「保育所や学童保育所を利用しやすいこと」が16.3ポイント、「仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること」が9.7ポイント、「少年の非行や犯罪が少なくなること」が9.7ポイント、「子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること」が3.8ポイント、「収入が着実に増えること」が7.7ポイント上昇し、県民満足度は向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
安心して子供を産み育てられる環境が整っていること	16.5% (H21年県民意識調査)	33.5% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
保育所や学童保育所を利用しやすいこと	12.7% (H21年県民意識調査)	29.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること	14.4% (H21年県民意識調査)	24.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
少年の非行や犯罪が少なくなること	12.7% (H21年県民意識調査)	22.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること	23.0% (H24年県民意識調査)	26.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
収入が着実に増えること	10.0% (H24年県民意識調査)	17.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今のくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

子育てセーフティネットの充実に向けては、沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、関係機関との連携を充実し、母子保健の充実、保育所入所待機児童の解消等に向けた地域における子育て支援、仕事と生活の調和やひとり親家庭への支援、子ども・若者の育成支援、要保護児童等への支援に取り組む必要がある。

また、子どもの貧困対策については、子どものライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに、県民運動の展開などに取り組む必要がある。

ア 母子保健、小児医療対策の充実 (成果等)

すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや親の健康の保持・増進に取り組んだ。

妊産婦を支える体制づくりについては、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査が公費で14回受診できる体制を整備するとともに、市町村や関係機関と連携の上、妊婦による早期の妊娠届出を促進し、妊婦健康診査の受診回数増加に取り組んだ。

また、平成26年に低体重児出生の要因を分析するために専門家による調査事業を実施した結果、妊婦の喫煙とやせ等が低体重児出生に影響していることが明らかとなり、その結果を市町村や産科医療機関等へ周知するとともに、モデル市町村において産科医療機関と連携した「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対する保健指導に取り組んだ。

このほか、妊娠・出産など女性特有の様々な悩みに対応するための女性健康支援センターにおける相談支援、児童生徒に対する安全な妊娠・出産の知識を普及するための養護教諭等を対象とした研修会を行った。

また、医師や助産師等による不妊に悩む方に対する相談支援、医療保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成し、経済的な負担軽減を図った。

乳幼児の健康の保持・増進については、育てにくさを感じる親に寄り添った乳幼児診療のあり方や保健指導について検討・周知を図ったほか、新生児の心身障害の発現を最小限に抑えるため、新生児を対象とした公費負担による先天性代謝異常等検査を実施した。

また、子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、子どもの健全な発育・発達を図るため、市町村が実施する子どもの医療費助成への支援を平成6年から開始した。

さらに、在宅の人工呼吸器を装着した難病患者（児）の安全確保のため、予備電源等の物品の購入等を支援したほか、子どもの心の問題や児童虐待、発達障害に対応するため、県内拠点病院や県立病院等と連携した支援体制を構築した。

小児救急電話相談については、休日・夜間（19時～23時まで）の子どもの急な病気への対応や医療機関への受診について看護師による相談を行う電話相談窓口を平成22年に設置した。その結果、相談件数は平成30年度実績で1万3,153件となっており、小児保護者からの評価も高く、子育て支援に寄与している。

これらの取組などにより、妊産婦への支援を行っているものの、晩婚化等に伴い母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増えていることなどから、低体重児出生率（出生百対）は、基準値の11.2から平成29年には11.1となっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、周産期死亡率（出生千対）は、平成29年に3.5となり、平成22年の基準値4.1から0.6ポイント改善し、現時点で目標値を達成しているものの、引き続き、周産期医療体制を充実強化していくことが必要である。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
低体重児出生率(出生百対)	11.2 (H22年)	11.1 (H29年)	9.5
周産期死亡率(出産千対)	4.1 (H22年)	3.5 (H29年)	3.8

(課題及び対策)

母子保健、小児医療対策の充実については、安心して妊娠・出産ができる環境を整備するなど、母子保健の向上を図る必要がある。また、小児救急医療における軽症患者の時間外受診が多いことから、症状に応じて適切に医療機関を受診できる環境整備に取り組む必要がある。

妊産婦を支える体制づくりについては、妊娠期に必要な妊婦健康診査について、市町村や関係機関の理解を深め、更なる事業活用を図るとともに、市町村や産科医療機関における喫煙妊婦等の保健指導の拡大・定着を図る必要がある。

また、妊産婦や新生児の急変時に適切に対応するため、本島全域を範囲とした搬送体制を構築するとともに、新生児蘇生法や母胎救命システムの普及に取り組む必要がある。

さらに、妊娠に悩む女性や女性特有の心身の悩みを抱える女性を支援するため、女性健康支援センターの周知拡大を図るとともに、児童生徒が将来子どもを望んだときに安心・安全に妊娠、出産ができるよう、教職員等への妊娠・出産に関する正しい知識等の普及拡大に取り組む必要がある。

乳幼児の健康の保持・増進については、乳幼児健康診査の受診率向上のため、母子健康手帳交付時の保健指導における妊婦の乳幼児健康診査に関する理解を深めるほか、市町村や関係機関の母子保健職員に対する当該診査の理解を深める取組を実施する必要がある。

また、新生児の心身障害の発現を最小限に抑えるため、引き続き、新生児を対象とした公費負担による先天性代謝異常等検査を実施するとともに、当該検査の精度を維持するため、外部精度管理を実施する必要がある。

このほか、子ども医療費助成について、通院の対象年齢の拡大を検討する必要があるほか、人工呼吸器を装着した難病患者（児）の在宅療養を支える環境づくりのため、貸与機材の使用状況等を調査する必要がある。

また、子どもの心の問題や児童虐待、発達障害への対応を強化するため、県内拠点病院や県立病院等と連携した支援体制に加え、県内各圏域の保健所や児童相談所を中心としたネットワークを構築する必要がある。

小児救急電話相談については、保護者等の不安解消と小児救急医療機関の負担軽減

を図るため、平成30年度から相談時間を平日は19時から翌朝8時まで、土日祝日は24時間対応に拡充した。今後は、更なる電話相談の活用促進のための広報啓発に取り組む必要がある。

イ 地域における子育て支援の充実 (成果等)

地域における子育て支援の充実や働く親の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組んだ。

新たな子育て支援については、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図るため、平成24年度から一括交付金（ソフト）を活用し、保育所の創設や老朽改築などの保育環境整備を実施するとともに、認可外保育施設の認可化の促進支援を行ったことで、平成31年4月1日には、保育定員が2万6,858人（412か所）増え、6万375人（805か所）となった。また、保育士試験の回数の増加や離島での実施、潜在保育士の復職支援、離職防止の支援等により、保育士の確保に取り組んでいる。

一方、本県の出生率、合計特殊出生率ともに全国1位であることや、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等により、保育ニーズが更に高まったことから、依然として待機児童が発生している。

このため、市町村においては、平成30年度から令和元年度末までの2か年間で約7,000人の保育の量を拡大する子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行ったほか、県においても、市町村と連携して「黄金っ子（くがにっこ）応援プラン」を見直し、保育所等の定員を拡大し、待機児童の解消等に向けて取り組んだ。

これらの取組などにより、保育所入所待機児童数（顕在・潜在）は、平成23年の9,000人から、平成31年には3,260人に減少しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、放課後児童クラブは年々設置数が増加しているものの、全国と比べ民間施設を活用した民立民営の放課後児童クラブが多いことから、利用料が割高となっており、クラブに登録できない児童が多い。このことから、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進するため、放課後児童クラブの整備に要する経費を支援したほか、コーディネーターの配置によるクラブ立ち上げのノウハウや補助金等活用の助言を行った。また、市町村が行うクラブへの運営費等に対して支援を行った。

これらの取組などにより、公的施設等放課後児童クラブ新規設置数は、平成30年に12か所となり、現時点で目標値の10か所を達成しており、放課後児童クラブ平均月額利用料については、平成22年の1万1,000円から平成30年には9,169円に低減され、目標値の9,000円未満を達成する見込みである。また、放課後児童クラブ登録児童数は、平成30年に1万9,324人となっており、目標値の2万1,000人以上を達成する見込みである。

多様なニーズに対応した子育て支援については、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、幼稚園教育が推進された歴史的背景から午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことに対応するため、預かり保育の実施拡大と拡充に向けて、公立幼稚園を運営す

る市町村に対して研修会を実施するなどの支援を行ったほか、預かり保育などに取り組む私立幼稚園等に対する助成を行った。

仕事と家庭の両立支援については、働く親のワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業等に対するセミナーの開催や専門家派遣等により企業のワーク・ライフ・バランスの取組支援を行い、子育てと仕事の両立についての普及啓発に取り組んだ。

これらの取組などにより、預かり保育実施率（公立幼稚園）は、年々上昇傾向で推移し、平成30年度には85.3%となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、病児保育事業、夜間保育事業等に対して交付金等を措置し、運営支援を行った。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
保育所入所待機児童数(顕在・潜在)	9,000人 (H23年)	3,260人 (H31年)	0人 (維持)
公的施設等放課後児童クラブ新規設置数	11か所 (H24年)	12か所 (H30年)	10か所
放課後児童クラブ平均月額利用料	11,000円 (H22年)	9,169円 (H30年)	9,000円未満
放課後児童クラブ登録児童数	10,804人 (H23年)	19,324人 (H30年)	21,000人以上
預かり保育実施率(公立幼稚園)	62.1% (H22年度)	85.3% (H30年度)	80.0%

(課題及び対策)

新たな子育て支援については、保育所入所待機児童が全国と比べて多く、保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりや、子ども・子育て支援新制度の施行等に伴い、新たに確保を要する保育の定員を約7,000人と見込んでいる。このため、平成30年度より沖縄県待機児童対策協議会を設置し、引き続き市町村と連携して、保育所整備、認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。

待機児童の解消に必要な保育士については、平成27年度から令和元年度までの5年間で約3,250人と見込んでおり、平成30年度までに約3,160人の保育士を確保したところであるが、待機児童の解消を図るには、引き続きその育成、確保が必要である。このため、修学資金や就職準備金の貸付け、市町村が行う保育士確保の取組の支援、潜在保育士の復職支援等に取り組むほか、保育士の処遇改善、労働環境改善に向け取組を強化する必要がある。

放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、クラブに登録できていない児童

が多数発生しているほか、全国と比べ利用料が割高であることから、引き続き、市町村と連携し、公的施設を活用したクラブの設置を促進する必要がある。

また、放課後児童健全育成事業においては、登録できない児童の解消を図るため、平成27年度以降の新設クラブへの賃借料補助事業が新設された一方で、既存の国立・公立・私立のクラブに対して家賃補助を行う事業はなく、その負担は利用料へ転嫁され、本県におけるクラブの利用料は割高な状況となっている。全国と比べ国立・公立・私立のクラブが多い本県においては、既存クラブに対する支援の拡充を図る必要がある。

さらに、放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっていることから、支援員の処遇改善やキャリアアップの取組を推進する必要がある。

多様化するニーズに対応した子育て支援については、更なる充実を図るため、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の職員に対し、定期的に幼児教育、障害児教育、保護者支援等を内容とするキャリアアップ研修や放課後児童支援員資質向上研修等を実施し、保育の質の向上を図るとともに、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などの子育て支援の充実を図る必要がある。

仕事と家庭の両立支援については、働く親の仕事と子育ての両立のため、事業主の職場環境改善の意識を更に高める必要があるほか、男性の育児や家事への参加・協力などの重要性を周知するため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に取り組む必要がある。

また、離島・過疎地域における定住条件の整備を図るためには、子育て環境の充実が重要であることから、離島・過疎地を含む県内市町村で、地域の実情に応じた多様な子育て支援体制を確保する必要がある。

ウ 子ども・若者の育成支援 (成果等)

子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、豊かな可能性が発揮できるよう、子ども・若者の育成支援に取り組んだ。

支援ネットワークの構築については、本県の若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通じ、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施した。また、ニート等の若年無業者対策として、知識・技能や実践能力の習得訓練を実施することで、平成24～30年度において計467人の就職や公共職業訓練への移行、進学等につながった。

さらに、平成25年から沖縄県子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関からの取組報告や課題の共有を図るとともに、平成26年度から子ども・若者総合相談センターを設置し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供及び助言を行った。

これらの取組などを行ったものの、若年無業者率（15～34歳人口に占める割合）は、全国と同様に上昇傾向にあり、平成27年には1.95%となり、基準値を0.04ポイント上回って上昇している。全国も同様に平成27年には1.56%と平成17年の1.2%から0.36ポイント上昇しており、全国との差は0.71%から0.39%に改善されているもの

の、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

小中高校の不登校率は、児童生徒を取り巻く環境の変化など様々な理由により上昇傾向にあり、平成29年度に小学校0.78%、中学校3.70%、高等学校2.76%となっている。

児童生徒の不登校やいじめ、その他の問題行動については、学校における生徒の支援体制を構築し、未然防止や早期発見を図るため、平成7年度から中学校2校、高等学校1校へスクールカウンセラーの配置、平成20年度から4市2町へスクールソーシャルワーカーの19人の配置、平成24年度から中学校へ中学生いきいきサポート相談員（後に小中アシスト相談員）の配置を行った。

その後、配置拡充を図り、平成30年度は、スクールカウンセラーは397校に108人、スクールソーシャルワーカーは県内6教育事務所に20人、小中アシスト相談員は103校に48人配置し、問題を抱える児童生徒を支援した。

また、不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等を支援するため、平成24年度から一括交付金制度を活用し、支援を必要とする県立高等学校13校に対し、臨床心理士・社会福祉士等の資格を持った就学支援員を派遣し、生徒823人への支援を行ったほか、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図った。

これらの取組などにより、登校復帰率は、平成29年度に小学校20.7%、中学校36.3%、高等学校39.8%となっており、小学校を除き基準値と比べ上昇傾向にある。

非行少年を生まない社会づくりについては、これを実現するため、青少年への深夜はいかい防止及び未成年者飲酒防止等の県民総ぐるみの運動を展開してきた。また、非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上、スクールサポーター、少年補導職員等による非行少年の立ち直り支援・健全育成事業を推進し、不良行為少年の数は年々減少している。

これらの取組などにより、刑法犯少年の検挙・補導人員は、基準値の1,420人から平成30年には799人となり、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
若年無業者率(15～34歳人口に占める割合)	1.91% (H17年)	1.95% (H27年)	1.50%
小中高校不登校率	小 0.37% (H22年度)	小 0.78% (H29年度)	—
	中 2.60% (H22年度)	中 3.70% (H29年度)	—
	高 2.97% (H22年度)	高 2.76% (H29年度)	—

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
登校復帰率	小 28.3% (H24年度)	小 20.7% (H29年度)	—
	中 27.8% (H24年度)	中 36.3% (H29年度)	—
	高 33.0% (H24年度)	高 39.8% (H29年度)	—
刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (H23年)	799人 (H30年)	971人以下

(課題及び対策)

本県は、ニートや不登校の比率が全国と比べて多い状況にあり、ひきこもり、いじめ問題も含め、これらの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者について、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等が連携し総合的に支援する体制を整備する必要がある。

非行少年を生まない社会づくりについては、刑法犯少年に占める中学生の割合が全国一高く、低年齢層の非行が多いことや、未成年者による深夜はいかい、飲酒及び喫煙が課題となっている。このため、幼稚園児や小学生、保護者などを対象とした非行防止教室の充実や、未成年者による深夜はいかい、飲酒及び喫煙を防止するための県民総ぐるみ運動を引き続き展開するなど、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。

エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援

(成果等)

要保護児童等への支援やひとり親家庭等の自立支援に取り組んだ。

要保護児童等の支援については、児童虐待の未然防止・早期発見に努め児童の健全育成を図るため、要保護児童対策地域協議会の全市町村への設置や養育支援訪問事業の実施に向け、各市町村と連携し取り組んだ。

また、児童養護施設等を地域の社会的養護の支援拠点と位置付け、特別なケアが必要な被虐待児等の要保護児童やその里親等が抱える課題に対するきめ細やかな支援体制を構築したほか、市町村要保護児童対策地域協議会の担当職員の資質向上に向け、各種研修を実施し専門性の強化を図った。

これらの取組などにより、要保護児童対策地域協議会の設置市町村数は、基準値の37市町村から平成30年には全41市町村となり、現時点で目標値を達成している。

ひとり親家庭等の自立支援については、就労や生活基盤の安定を図るため、就職を希望するひとり親家庭の母等に対し、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や高等職業訓練促進給付金等の給付を行ったことで受講者等の資格取得及び就職へとつながった。

また、職業能力の開発を必要とする者に対しては、専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行い早期就職を支援した。

さらに、ひとり親家庭等に対する医療費の助成、ひとり親家庭の待機児童に対する認可外保育施設利用料の支援、ひとり親家庭の高校生等の通学費負担軽減を行うとともに、事業効果の把握を行っている。

加えて、既存の母子生活支援施設のほか、新たな支援策として、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就労支援、子育て支援、子どもへの学習支援等の総合的な支援を実施した。

これらの取組などにより、就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）は、基準値の84世帯から平成30年には740世帯となっており、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村 (90.2%) (H24年)	41市町村 (100.0%) (H30年)	41市町村
就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯 (H23年)	740世帯 (H30年)	800世帯

(課題及び対策)

要保護児童等の支援については、国が示した「新しい社会的養育ビジョン（平成29年度）」や「児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策（平成30年度）」を踏まえ、引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援、養育支援訪問事業の実施市町村数の増加、県民に対する児童虐待の通告義務の広報・啓発の推進等に取り組むとともに、里親委託の推進、支援体制の強化、児童養護施設等の機能強化を促進する必要がある。

また、児童虐待を予防する観点から、児童相談所の職員体制や専門性向上のための取組の強化、学校や警察、市町村、DV相談機関など関係機関との連携強化、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置促進等を図る必要がある。

加えて、特別なケアを必要とする要保護児童やその家庭等への社会的養護体制の充実に向け、離島や北部地域を含めた県内全域をカバーする支援体制の構築が必要である。

ひとり親家庭等の自立支援については、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、生活状況は厳しい状況にある。

このため、母子家庭等への医療費助成を継続するとともに、受給者の利便性の高い受給方法を検討するほか、ひとり親家庭の待機児童に対する認可外保育施設の利用料を支援するため、引き続き、市町村及び関係機関と連携し、取組を推進する必要がある。また、ひとり親家庭の高校生等への通学費負担軽減による事業効果の分析を行い、今後の事業のあり方を検討する。さらに、養育者世帯を含むひとり親家庭等の支援制度について効果的な周知広報を行い、対象となる家庭に必要な情報が行き届くよ

う取り組むほか、就労や生活基盤の安定を図るため、託児支援サービス付きの技能習得講座の実施や就業相談等に引き続き取り組み、ひとり親家庭等の自立支援を促進する必要がある。

新たな支援策として、一括交付金（ソフト）を活用して実施している民間アパートを活用した総合的支援策については、国に事業の制度化を求めるなど事業の継続実施に取り組む必要がある。

オ 子どもの貧困対策の推進 (成果等)

平成27年度、本県では全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した。その結果、子どもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。

このため、平成28年3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、貧困状態で暮らす子どもと保護者に支援者がつながる仕組みを構築するとともに、子どものライフステージに沿った切れ目のない総合的な施策を展開した。

また、計画に基づき子どもの貧困対策を推進するため、30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置したほか、国、県、市町村をはじめ、教育・医療・福祉の関係団体、経済・労働関係団体等からなる「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し、県民運動として対策に取り組んだ。

支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり適切な支援機関につなげるため、市町村においては、子供の貧困対策支援員を配置し、地域の子どもの生活実態等の把握や学校及びNPO等の関係機関との情報共有など、子どもを支援につなげるための取組を行った。県においては、支援員研修会や成果報告会を開催したほか、支援員への指導助言等を行う支援コーディネーターを配置し、支援員の資質向上や配置人数の増加を図った。

また、養育支援が必要な家庭等を訪問してアドバイス等を実施し、養育環境を安定させるため、養育支援訪問事業の未実施市町村に対する働きかけや支援を行った。妊娠期から子育て期にわたる支援を行う母子健康包括支援センターについては、平成31年4月時点で6市町村が設置している。

さらに、生活に困窮する地域住民が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう支援する民生委員・児童委員制度の普及啓発に努めたほか、民生委員・児童委員の資質向上のための研修実施や、民生委員・児童委員協議会への支援コーディネーターの派遣等による活動環境の改善を目的とした民生委員活動活性化事業の実施により生活困窮者等への支援の強化に取り組んだ。

このほか、困難を抱える子ども・若者を支援する団体に対して助成し、不登校・ひきこもり等の子ども・若者を支援につなげ、社会に出る足がかりを作るとともに、圏域ごとに研修を実施し、複数の分野の支援者同士が相互理解を深めるなど、ネットワークの構築を図った。

教育と福祉の連携を図るため、教職員に対する研修等により、学校現場での子どもの貧困に起因する課題や県・市町村の事業、子供の貧困対策支援員等との連携などについて理解を深めてもらい、福祉との関係強化を図った。

県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発促進については、県民一体となった子どもの貧困解消に取り組むことを目的として、平成28年に沖縄子どもの未来県民会議を設立した。平成30年度には会議への参加団体が115団体に拡大するなど、県民運動として子どもの貧困対策を推進してきた結果、企業や県民から1億円を超える寄附が寄せられ、寄附金を財源として児童養護施設を退所する者等を対象とした子どもに寄り添う給付型奨学金事業などを実施し、同事業では、累計で40人の子どもたちの進学を支援することができた。

また、子どもの貧困問題に関する普及啓発として、イベント等を開催し、本県の厳しい現状に対する県民の理解を深め気運醸成につなげることができた。

これらの取組などにより、平成30年度の困窮世帯の割合（小中学生）は25.0%となり、平成27年度調査より4.9ポイント改善したものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。また、養育支援訪問事業の実施市町村数は、平成30年度は26市町村となり、目標値を達成する見込みである。

乳幼児期の子どもへの支援については、子どもを安心して育てることができる環境の整備として、保育所等の整備を推進し、平成31年4月1日には、保育定員が2万6,858人（412か所）増え、6万375人（805か所）となった。また、保育士試験の回数の増加や離島での実施、潜在保育士の復職支援、離職防止の支援等により、保育士の確保に取り組んでいる。

さらに、就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境を整備する必要があることから、通常の利用時間の前後において延長保育事業を実施する市町村に対して運営支援を行い、安心して子育てができる環境の整備を図った。

これらの取組などにより、保育所入所待機児童数（顕在・潜在）は、平成31年に3,260人となり、目標値の達成に向けて進展している。

小中学生期及び高校生期の子どもへの支援については、子どもが安心して学習や生活ができる環境を整備するため、子供の居場所に対する大学生ボランティアの派遣や、居場所利用者に対するアンケート調査等により事業効果を分析し、調査結果の共有や好事例を紹介するなどして、市町村による子供の居場所づくりを支援した結果、平成30年10月1日時点で134か所の子供の居場所が設置されたほか、県立高等学校8校に支援員が常駐するサポートルームを設置し、生徒の就学継続を支援した。

また、要保護及び準要保護世帯等の小中学生への学習支援を15町村、児童扶養手当受給世帯等の高校生への学習支援を11か所で実施した結果、平成30年度は、支援した生徒のうち中学3年生190人が高等学校に合格（合格率96.9%）、高校3年生150人が大学等に合格（合格率86.7%）した。

加えて、地域住民等の協力等により、経済的な理由や家庭の事情で家庭学習が困難な生徒や、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対し、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施した。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金の市町村支援事業については、交付を受けた33市町村が、就学援助の拡充を図る事業を実施し、就学援助の対象者や費目の拡大、支給

単価の引上げ等に取り組んでいるほか、放課後児童クラブの利用料負担軽減を図る事業についても、15市町村が実施しており、平成27年度以前から実施している5市町村と合わせると、合計20市町村が負担軽減に取り組んだ。

これらの取組などにより、地域における子どもの学習支援（無料塾等）は、平成30年度に40市町村で実施され、目標値を達成する見込みである。

一方、高等学校中途退学率は、経済的な理由などにより平成29年度は2.0%と基準値より悪化しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

中学校・高等学校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見いだせないでいる者（以下、「支援を必要とする若者」という。）への支援については、子ども・若者総合相談センターを設置し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、臨床心理士等による心理カウンセリングや助言を行うほか、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供を行っている。

また、地域若者サポートステーションにおいて、困難を有する子ども・若者に対し、基礎生活訓練（日常生活自立、社会参加等）などの社会適応プログラムを実施しているほか、沖縄県子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関と課題の共有を図るなど、連携した支援につなげた。

さらに、本県の若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施した。

これらの取組などを行ったものの、若年無業者率（15～34歳人口に占める割合）は、全国と同様に上昇傾向にあり、平成27年には1.95%となり、基準値を0.04ポイント上回って上昇している。全国も同様に平成27年には1.56%と平成17年の1.2%から0.36ポイント上昇しており、全国との差は0.71%から0.39%に改善されているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

保護者への支援については、県及び11市が平成27年度から実施している生活困窮者自立支援制度への取組の強化により、経済的な困窮や社会的孤立などの課題を抱える世帯の保護者等に対し、総合的な自立相談支援事業や就労準備支援事業のほか、家計改善のための相談支援事業等を実施した。

また、様々な課題を抱えて支援が必要なひとり親家庭に対し、住宅支援を中心に就労支援、子育て支援等、各家庭の状況に応じた総合的な自立支援等を行った。

さらに、40歳未満の若年求職者を対象に、座学研修と短期雇用による企業での職場訓練を実施し、求職者のスキル向上とミスマッチの解消を図り就職の支援と職場定着支援を行ったほか、就職困難者等に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、相談者が就労し自立するまでの支援を行った。

あわせて、求職中のひとり親家庭の父母を対象に、託児機能付きの研修と求人企業での職場訓練を実施することにより就職の支援を行った。

非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対しては、従業員研修に係る費用（旅費及び宿泊費）の一部を助成することにより、人材育成の支援並びに正規雇用化を促

進した。

県内雇用状況の改善のため、既存の非正規従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、専門家派遣による正規雇用化の支援を行った。

これらの取組などにより、就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）は平成30年に740世帯となり、目標値を達成する見込みである。また、正規雇用者（役員を除く）の割合は、基準年の59.6%から平成30年には61.4%と上昇しており、目標値の達成に向けて進展しているものの、一層の推進が必要である。

その他の取組として、公営住宅への優先入居については、生活基盤となる住環境の安定を図るため、ひとり親家庭等を含む子どもを扶養する貧困世帯を一般世帯に優先して入居できるよう運用した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
困窮世帯の割合（沖縄県子ども調査）	小中学生調査 29.9% (H27年度)	小中学生調査 25.0% (H30年度)	20.0%
	高校生調査29.3% (H28年度)	高校生調査29.3% (H28年度)	20.0%
乳幼児健康診査の受診率（乳児）	87.6% (H23年度)	90.7% (H29年度)	95.0%
養育支援訪問事業の実施市町村数	12市町村 (H23年度)	26市町村 (H30年度)	31市町村
保育所入所待機児童数（顕在・潜在） 【再掲】	9,000人 (H23年)	3,260人 (H31年)	0人 (維持)
小中高校不登校率【再掲】	小 0.37% (H22年度)	小 0.78% (H29年度)	—
	中 2.60% (H22年度)	中 3.70% (H29年度)	—
	高 2.97% (H22年度)	高 2.76% (H29年度)	—
登校復帰率【再掲】	小 28.3% (H24年度)	小 20.7% (H29年度)	—
	中 27.8% (H24年度)	中 36.3% (H29年度)	—
	高 33.0% (H24年度)	高 39.8% (H29年度)	—
地域等における子どもの学習支援（無料塾等）	4市町村 (H23年度)	40市町村 (H30年度)	41市町村
高等学校中途退学率	1.9% (H23年度)	2.0% (H29年度)	1.4%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
若年無業者率(15～34歳人口に占める割合)【再掲】	1.91% (H17年)	1.95% (H27年)	1.50%
就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)【再掲】	84世帯 (H23年)	740世帯 (H30年)	800世帯
正規雇用者(役員を除く)の割合	59.6% (H25年)	61.4% (H30年)	62.5%

(課題及び対策)

ライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開については、支援を必要とする子どもや保護者につながり、適切な支援機関等へつながることが重要であるため、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターの全市町村での設置を促進するとともに、支援に関わる人材の資質向上に取り組む必要がある。

また、子供の貧困対策支援員については、配置されていない市町村もあるなど、支援が十分でない地域もあるため、各圏域に均衡あるきめ細かな支援に取り組むとともに、支援員の質の向上や活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

さらに、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が抱える課題は複合的なことが多く、幅広い分野にわたり支援機関が関わっていることから、効果的に事業を展開するため、庁内及び市町村、関係機関等との連携強化を図る必要がある。

加えて、養育支援訪問事業の未実施市町村に対する働きかけや、民生委員・児童委員制度の周知や担い手の確保及び活動環境の改善による支援の強化など、困難を抱える子ども・若者へ必要な支援が行き届くよう取組を推進する必要がある。

県民運動の展開については、更なる協働促進を目的に、子どもの貧困問題に関心のある層を取り込み、県民一体となった取組を推進する必要がある。

乳幼児期の子どもへの支援については、待機児童解消を着実に実施するため、引き続き保育所の整備や保育士の確保等を行うほか、多様な保育ニーズに対応するため延長保育の実施を拡大し、地域における子育て支援の充実や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組む必要がある。

小中学生期及び高校生期の子どもへの支援については、子どもが安全・安心して過ごせる子供の居場所について、居場所づくりが進んでいない地域があることから、子供の居場所や子ども食堂など、困窮世帯の子どもを地域で見守り、支援する拠点を増やすための取組や、居場所等の活動が充実するよう地域の社会福祉協議会等との連携促進や学生ボランティア活動の活性化など、効果的な支援や環境づくりを行う必要がある。

また、子どもに対する学習支援について、市町村やNPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多

様な進学希望に対応した学習支援に取り組む必要がある。

さらに、困難を有する子どもたちに対し、学校・家庭・地域・福祉等の各分野の関係機関が連携し、社会全体で支援する体制を整備する必要があるほか、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちの成長を支える活動を推進するに当たり、支援内容に応じた知識や技術を有する地域人材の確保が必要である。

加えて、生徒・保護者・教職員の相談件数が増加傾向にあり、臨床心理等の専門カウンセリングの必要性がより高まっているため、事業を拡大するとともに、就学支援員（臨床心理士・社会福祉士等）の有資格者の人材確保が必要である。

あわせて、子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組む必要があるほか、子どもたちが安心して学業に励むことができるよう、中学生・高校生のバス通学費等の負担軽減に取り組む必要がある。

支援を必要とする若者への支援については、子ども・若者総合相談センター等を拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進するとともに、専門的な個別支援を必要とする子供の居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行う必要がある。また、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行う必要がある。さらに、児童養護施設等を退所する児童が、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付金や大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、生活や就労の相談支援を行うなどアフターケアを推進する必要がある。

保護者への支援については、経済的な困窮により、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いことから、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活困窮者やひとり親家庭等に対し、生活に関する相談など個々の状況に応じた支援、職業訓練の実施、就職のあっせんなど、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む必要がある。

また、貧困の連鎖を解消するためには、貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、可処分所得の向上に資する施策を展開する必要がある。

このほか、県内企業における雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇へとつなげ、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることに繋げていく必要がある。

本県若年者（15～29歳）の完全失業率は、平成30年平均で6.3%と前年と同水準で推移しており、全国平均値の3.7%と比べるといまだ厳しい状況にあるほか、高等学校・大学等の就職内定率や、高卒・大卒者の無業者率、離職率も全国と比べると非常に高い状況にある。また、雇用環境は改善しているものの、雇用のミスマッチや人手不足も顕在化している。

このため、早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図るとともに、総合的

な就職支援を行っていく必要があるほか、離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・生活支援を実施する必要がある。

また、求職者が減少するとともに個々に抱える状況が多様化していることから、個々の課題に応じたきめ細かな就職支援を実施し、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。さらに、正規雇用を推進する（推進しようとする）企業の求める支援等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改善等に取り組み、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。

公営住宅への優先入居については、ひとり親家庭等を含む子どもを扶養する貧困世帯を一般世帯に優先して入居できるよう、引き続き、制度の運用を行っていく必要がある。

以上のとおり、子どもの貧困問題は子どものライフステージに応じて、様々な課題が山積しており、その解消を早期に図ることは容易ではなく、中長期的に取り組んでいく必要がある。

また、貧困の連鎖を断つためには、子どもに対する支援をはじめ、保護者に対する生活や経済的な支援など、きめ細かな対策が必要であり、社会政策のみならず経済政策も含めた総合的な政策を講じることで、その効果を所得の向上へとつなげていく必要がある。

言い換えれば、子どもの貧困問題を放置すれば、社会的損失のみならず経済的損失へとつながり、県経済の発展にも影響を及ぼしかねないことから、引き続き、子どもの貧困を解消するための特別な財政措置のほか、必要に応じて効果的な特例制度の創設を検討していく必要がある。

(3) 健康福祉セーフティネットの充実

年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせること」は1.2ポイント、「障害のある人の社会参加が拡大していること」は1.9ポイント、「介護サービスが充実し、利用しやすいこと」は9.0ポイント上昇し、県民満足度が向上したものの10%台から20%台にとどまっている。

また、「良質な医療が受けられること」は10.5ポイント、「救急患者が適切な治療を受けられること」は9.0ポイント、「食の安全・安心が確保されていること」は20.7ポイント上昇し、県民満足度が大きく向上した。

健康福祉セーフティネットの充実に向けては、介護・福祉サービスの向上、施設整備の促進、社会参加の促進、医療体制の整備、保健衛生対策等に、引き続き取り組む必要がある。このため、高齢者や障害者の地域生活における支援体制を充実させるほか、福祉施設や公営住宅の整備、耐震化を推進する必要がある。また、地域医療構想を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要がある。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせること	28.0% (H24年県民意識調査)	29.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
障害のある人の社会参加が拡大していること	14.3% (H24年県民意識調査)	16.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
介護サービスが充実し、利用しやすいこと	11.9% (H21年県民意識調査)	20.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
良質な医療が受けられること	28.7% (H21年県民意識調査)	39.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
救急患者が適切な治療を受けられること	29.6% (H21年県民意識調査)	38.6% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
食の安全・安心が確保されていること	27.0% (H21年県民意識調査)	47.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり (成果等)

少子高齢化が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、適切なサービスの提供や施設整備を図るための取組を行った。

介護サービス等の充実については、介護人材の養成及び資質向上を図るため、平成25年度から主任介護支援専門員を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けたフォローアップ研修等を実施した。これらの取組などにより、介護支援専門員養成数は、目標値7,000人に対し、平成30年度で6,434人となっているが、平成30年度の実務研修受講試験の受験資格厳格化に伴い、目標達成は厳しい状況である。

また、福祉・介護人材の裾野を広げるため、介護福祉士養成施設等が小中高生等に対して実施している職業講話や介護体験、オープンキャンパス、講演会等を支援し、福祉介護人材の養成・確保に取り組んだ。

さらに、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）や認知症高齢者グループホームに対し、平成24年度から平成30年度まで40施設の整備を支援した。これらの取組などにより、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）及び認知症高齢者グループホーム定員数は、基準値の4,929人から平成30年度には5,969人となっており、目標値の達成に向けて進展している。

高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築するため、沖縄かりゆし長寿大学校の運営、沖縄ねんりんピックの開催、地域における老人クラブ活動等を支援した。また、シルバー人材センターの設置を支援している。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについては、地域社会における支え合い体制の構築を図るため、市町村が行う地域の支え合い活動の支援や、地域活動の拠点整備に助成した。また、認知症高齢者を見守る体制づくりを推進するため、認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成講座を実施した。

これらの取組などにより、認知症サポーター養成数は、平成30年度に9万42人と基準値の約4倍以上に増加しており、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
介護支援専門員養成数	4,735人 (H23年度)	6,434人 (H30年度)	7,000人
介護老人福祉施設(地域密着型を含む)及び認知症高齢者グループホーム定員数	4,929人 (H23年度)	5,969人 (H30年度)	6,491人
介護認定を受けていない高齢者の割合【再掲】	81.9% (H23年度)	82.1% (H30年度)	82.0%
認知症サポーター養成数	19,833人 (H23年度)	90,042人 (H30年度)	108,000人
高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率	26.5% (H20年度)	29.1% (H25年度)	47.1%

(課題及び対策)

本県の総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成30年10月現在で21.1%と、21%を超える超高齢社会の水準を越えており、介護サービス提供体制の確保・構築が必要である。今後、他の都道府県よりも緩やかではあるが（全国高齢化率28.1%：平成30年10月現在）、本県でも高齢化率が上昇し、それに伴い介護認定者数や高齢者世帯も増えていくことが見込まれている。

介護サービスの充実については、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。また、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、引き続き、介護老人福祉施設等の整備充実を図るとともに、在宅医療介護連携の充実強化を図る必要がある。

さらに、介護事業所において人材の不足感が増していることや、令和7年（2025年）には介護人材が約4,500人不足すると推計されるなど、人手不足が深刻化しているため、多様な人材の参入促進や資質向上のための研修の実施に加え、労働環境の改善や処遇向上のための取組を引き続き推進する必要がある。さらに、将来的な介護人材の不足を見据えた外国人介護人材の受入れに向けた取組を関係機関等とも連携し、推進していく必要がある。

また、介護支援専門員については、離島など確保が困難な地域があることなどから、引き続き、研修の充実による資質向上や法定研修の際の旅費の助成など負担軽減に取り組み、人材確保を推進していく必要がある。

高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築していくため、沖縄かりゆし長寿大学の運営等を通じて高齢者の自主的な取組を支援するとともに、地域活動等へより多くの高齢者が参加できるような取組が必要である。

住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについては、高齢者の権利擁護や高齢者訪問支援活動など高齢者を守るための取組を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、買物支援を含めた多様な生活支援の確保・提供が必要である。

また、高齢者施設を併設した公営住宅の整備や住宅のバリアフリー化が必要である。

イ 障害のある人が活動できる環境づくり (成果等)

障害のある人が安心して暮らし、生活が行えるよう地域社会の構築や障害者の自立及び社会参加の支援を図るための取組を行った。

地域生活の支援については、在宅での障害福祉サービス事業者が増加する等その拡充が進む中、障害者のための相談・生活支援の充実を図るため、各圏域に相談支援アドバイザーを配置し、障害者支援に関する研修や、市町村や事業所に対する助言等の支援を行った。これらの取組などにより、福祉施設から地域生活への移行者数は、基準値の495人から平成30年には758人となり、目標値を達成する見込みである。

発達障害者への支援については、沖縄県発達障害者支援センターを中核的な支援機

関として、発達障害児（者）やその家族への相談支援や支援者向け研修、発達障害の普及・啓発活動を行ってきた。また、発達障害児（者）支援協力医療機関リストの作成及び周知や医療機関への研修等に取り組んだ。これらの取組などにより、発達障害児（者）支援協力医療機関数は、基準値の19機関から平成30年度には34機関となり、目標値を達成する見込みである。

障害者の雇用・就業の拡大については、福祉施設から一般就労への移行等の雇用拡大を図るため、障害者就業・生活支援センターの生活支援担当職員が相談窓口となり障害者の職業生活を支援したこと等により、就労・職場への定着支援が強化された。また、工賃向上を図るため、障害者就労支援事業所への経営コンサルタントの派遣や、事業所職員向けに商品開発の研修会を実施するなど、就労施設の経営改善を支援した。これらの取組などにより、障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額、基準値の1万2,892円から平成30年度には1万5,779円となり、目標値を達成する見込みである。

さらに、障害者を対象とした事業所における業務等の訓練や雇用開拓と定着の支援の支援を行ったほか、国・県・市町村が実施している雇用に関する支援制度の情報を一元化し、社会保険労務士による事業主向けの雇用相談及び情報発信を行うとともに、雇用の助成金等の案内冊子を発行し、助成金の活用を促進した。これらの取組などにより、障害者実雇用率は、基準値の1.80%から平成30年には2.73%となり、現時点で目標値を達成している。

障害者の社会参加の促進については、心身の健康作りのため、全国障害者スポーツ大会への派遣や県障害者スポーツ大会の開催、沖縄県スポーツ協会が行う障害者スポーツの推進強化等を支援した。また、平成24年度にNPO法人沖縄県障害者スポーツ協会を設立し、障害者スポーツの普及・啓発活動を行っている。

これらの取組などにより、障害者スポーツ活動団体数は、基準値の22団体から平成30年には31団体となり、目標値の達成に向けて進展している。

誰もが活動しやすい環境づくりとして、障害者の権利擁護と普及啓発に関する取組を行った。具体的には、障害のある人に対する理解を深めるため、県民向けに普及啓発イベントを実施したほか、福祉のまちづくりに寄与する取組や活動を行っている個人や企業等の表彰を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
福祉施設から地域生活への移行者数	495人 (H23年度)	758人 (H30年度)	856人
グループホーム等数(障害福祉サービス)	157箇所 (H23年度)	305箇所 (H30年度)	350箇所
「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数	-	24市町村 (H30年度)	28市町村

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
発達障害児(者)支援協力医療機関数	19機関 (H22年度)	34機関 (H30年度)	35機関
障害者就労系サービス事業所の平均 工賃月額	12,892円 (H22年度)	15,779円 (H30年度)	16,279.1円
障害者実雇用率	1.80% (H23年)	2.73% (H30年)	2.30%
障害者スポーツ活動団体数	22団体 (H22年)	31団体 (H30年)	38団体
登録手話通訳者・要約筆記者の数	49名 (H23年)	112名 (H30年)	199名

(課題及び対策)

地域生活の支援については、障害者自立支援協議会の充実を図るとともに、市町村など身近な地域における相談支援体制の整備促進や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援等が必要である。また、医療費助成等の保健・医療サービスの充実に引き続き努めていくとともに、医療的ケアが必要な在宅の障害児が安心して暮らせるよう支援する必要がある。

社会福祉施設等の整備については、グループホーム等の創設等を推進しているものの、圏域ごとに事業所数の偏りがあることから各圏域のニーズ等を勘案して施設整備を進めていく必要がある。また、利用者の安全・安心を確保するため、障害者福祉施設等の改築や耐震化を図る必要がある。

発達障害児(者)への支援については、発達障害児(者)のライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう、地域における支援体制の整備と人材の育成が必要である。

障害者の雇用・就業の拡大については、障害者が経済的に自立するため、引き続き福祉施設から一般就労への移行等の雇用拡大を図るとともに、福祉的就労の場である就労事業所全体の収入の底上げ(工賃の向上)を図る必要がある。

障害者の社会参加の促進については、誰もが積極的にスポーツレクリエーション、文化芸術活動等を楽しめるよう、情報発信、活動支援、拠点づくりなどの環境整備を、市町村や地域・関係者と連携して推進する必要がある。

また、余暇をスポーツ活動で過ごす若い世代の障害者が少なくなっているため、障害者スポーツ活動団体数の増加が鈍化しており、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

障害者の人権の擁護、虐待の防止等については、障害者に対する理解を深めるとともに、施設従事者等の資質向上に関する取組を推進し、障害者の自立と社会参加を阻

む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。

ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進 (成果等)

県民のニーズに即した保健医療サービスの推進に向けては、県内各地域において、適切に医療サービスが提供されるよう、医療体制の整備や医師・看護師等の育成及び確保を図るための取組を行った。

医療提供体制の充実・高度化については、地域医療構想を推進するため、病床機能の分化及び連携等について地域の医療関係者による協議を行った。また、がん患者・家族等の支援体制の充実させるため、がん罹患経験のある相談員による相談支援を実施した。また、各圏域において適切な医療提供体制を確保するため、宮古・八重山圏域の拠点病院である県立宮古病院、県立八重山病院を新築移転した。

医師の確保と資質向上については、地域医療を支える医師を育成、確保するため、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成並びに県立病院での後期臨床研修医の養成など、様々な取組を行った。これらの取組などにより、医療施設に従事する医師数（人口10万人あたり）は、基準値の227.7人から平成30年には240.7人と13.0人増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

看護師の確保と資質向上については、認定看護師などの専門性の高い資格取得の支援や民間看護師養成所への運営支援、院内保育所を設置する医療機関への運営費補助などを行った。これらの取組などにより、看護師就業者数（人口10万人対比）は、基準値の881.2人から平成30年には1,060.6人と全国平均の963.8人を上回る増加となっており、目標値の達成に向けて進展している。

また、新人看護職員研修を実施する医療機関への補助や研修責任者等研修、多施設合同研修の実施等により研修体制の整備を図ったところ、新人看護職員の臨床実践能力の向上や定着促進につながった。これらの取組などにより、新人看護職員離職率は、基準値の14.5%から平成29年には4.8%と大きく改善しており、現時点で目標値を達成している。

保健師の確保については、無医地区等における住民の保健指導の強化を図るため、へき地保健指導所の運営を支援した。また、資質向上を図るため、新任保健師への研修会の開催や各保健所による技術的助言・指導を実施した。

救急医療、離島・へき地医療の充実については、ドクターヘリの運営費補助、自衛隊ヘリ等に添乗する医師等の確保に取り組んだ。また、休日・夜間の子どもの急な病気への対応や医療機関の受診について電話相談を行う「#8000」の実施や経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」の配布により救急医療機関の適切な受診を促し、医療従事者の負担軽減に寄与した。加えて、災害時の救急医療活動の迅速な展開を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成や災害医療に関

わる各種情報の集約・提供を行う広域災害救急医療情報システムの運用を開始した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
医療施設に従事する医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (H22年)	240.7人 (H30年)	261人
看護師就業者数(人口10万人対比)	881.2人 (H24年)	1060.6人 (H30年)	1190.7人
新人看護職員離職率	14.5% (H21年)	4.8% (H29年)	6.3%
救急病院数	26施設 (H23年)	26施設 (H29年)	26施設

(課題及び対策)

医療提供体制の充実・高度化については、地域で必要な医療ニーズ等を踏まえ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要がある。また、可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、在宅医療を提供する体制の構築を図る必要がある。

北部医療圏においては、医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による北部基幹病院の整備を図る必要がある。

医師の確保については、圏域や診療科による偏在が課題となっており、病院勤務医の長時間労働などの課題もあることから、大学医学部等における養成をはじめ、研修の充実や勤務環境の改善など、引き続き医師を確保するための取組が必要である。

看護師の確保については、医療機関からの採用需要に対応できていない状況にある。このため、看護師の養成、修学支援、潜在看護師の復職支援などを実施するほか、院内保育所運営支援など勤務環境の整備を図り、離職防止対策などに取り組む必要がある。

また、医療の高度化、複雑化に伴って専門分化が進む中、特定の分野において専門の知識・技術を有する認定看護師や専門看護師など、多様化する医療ニーズに対応できる人材を育成する必要がある。

保健師の確保については、引き続き無医地区等における住民の保健指導強化を図り、へき地保健指導所の運営及び支援に努める必要がある。

離島及びへき地医療については、地域のみで十分な医療を提供できない場合があるため、引き続き沖縄本島の医療機関と離島診療所等との医療連携体制の充実を図る必要がある。

また、観光客の急激な増加に伴い離島及びへき地の医療従事者の負担が大きくなっているため、観光・医療関係団体と連携し、対応策を検討する必要がある。

エ 福祉セーフティネットの形成 (成果等)

福祉セーフティネットの形成に向けては、福祉サービスの質の向上や福祉施設の整備を促進したほか、高齢者や障害者等の日常生活を支える地域福祉の推進に取り組んだ。

福祉サービスの向上については、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を支援する日常生活自立支援事業を実施した。これらの取組などにより日常生活自立支援事業利用者数は年々増加し、基準値の477人から平成30年度には655人となり、目標値を達成する見込みである。

また、福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者への情報提供に資することを目的に、社会福祉法人等が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う福祉サービス第三者評価事業を実施し、平成24年度から平成30年度の間に延べ53施設が第三者評価機関による評価を受けた。

さらに、生活困窮者の自立を支援するため、県及び11市が平成27年度から実施している生活困窮者自立支援制度への取組を強化し、自立相談支援や就労準備支援のほか、住居確保のための給付金の支給や家計改善のための相談支援等を実施した。

地域福祉の推進については、民生委員・児童委員制度について県広報誌や広報番組等で周知を図るなど、担い手の確保を含めた普及啓発に努めたほか、研修内容を充実させることで資質向上を図った。民生委員・児童委員の充足率は、地域における福祉課題の多様化・複雑化等により、民生委員・児童委員の業務量や負担感が増大していることを背景として、平成22年の基準値より後退し、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

このため、平成29年度から民生委員の担い手の確保と活動環境の改善を目的とした民生委員活動活性化事業を実施し、各地域の民生委員児童委員協議会への支援コーディネーター派遣や、関係機関との連携体制の構築、民生委員の技能向上を図るための体制づくり等を推進しているところである。

また、市町村における避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の策定を促進するため、災害支援制度アドバイザーを県から派遣し、避難支援の具体化に向けた取組への助言や提案、研修会の実施等を行った。これらの取組などにより、避難行動要支援者名簿の作成等の推進については、基準値の15市町村（36.5%）から平成30年度には41市町村（100%）となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、沖縄県社会福祉協議会に設置されたボランティア等の市民活動を推進・支援する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への助成により、ボランティアの普及促進に取り組んだ。これらの取組などにより、県内市町村社協へ登録しているボランティア団体の会員の総数は、基準値の1万7,377人から平成30年度には2万4,446人と約1.4倍に増加し、目標値の達成に向けて進展している。

このほか、様々な福祉課題を抱える地域住民に対し相談・支援を行うコミュニテ

ソーシャルワーカーの育成を推進したことにより、配置市町村数・配置人数は、基準値の10市10人から平成30年度には28市町村92人に増加し、目標値の達成に向けて進展している。

住宅セーフティネットについては、住宅に困窮する低額所得者へ住宅を供給するため、平成24年度から平成30年度までの7年間で3,006戸の公営住宅を整備したことで、最低居住面積水準未済世帯の解消に一定の効果を上げている。

公営住宅管理戸数については、県営大謝名団地等の完成、管理が開始されたことにより、平成30年度に3万38戸となり、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
日常生活自立支援事業利用者数	477人 (H23年度)	655人 (H30年度)	659人
民生委員・児童委員の充足率	88.2% (H22年)	86.2% (H30年度)	97.8%
避難行動要支援者名簿作成等の推進	15市町村 (36.5%) (H24年度)	41市町村 (100%) (H30年度)	41市町村 (100%)
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数	17,377名 (H23年度)	24,446名 (H30年度)	29,000名
コミュニティソーシャルワーカー配置市町村数・配置人数	10市 10人 (H24年度)	28市町村 92人 (H30年度)	41市町村 150人
公営住宅管理戸数	29,834戸 (H23年度)	30,038戸 (H30年度)	29,676戸

(課題及び対策)

福祉サービスの向上については、誰もが人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要とする福祉サービスが適切に利用できる支援体制の整備を更に推進する必要がある。また、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活への移行が進み、支援のニーズが高まっているため、よりきめ細やかで多様な権利擁護の仕組みづくりが必要である。さらに、生活困窮者等の潜在的な支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制を強化する必要がある。

地域福祉の推進については、地域において互いに支え合う地域共生社会の実現に向けて、沖縄県社会福祉協議会など関係機関・団体と連携しながら、地域福祉のネットワークづくりを更に推進する必要がある。また、高齢者、障害者だけでなく、様々な困難を抱える方への包括的支援体制の構築に取り組む必要がある。このため、民生委員・児童委員の活動環境の改善や担い手の確保に引き続き取り組むとともに、コミュニティソーシャルワーカーの配置を促進するための人材育成の取組や、地域においてお互いに支え助け合う地域ボランティアの養成を引き続き推進する必要がある。

さらに、災害時における要配慮者の様々な福祉ニーズに的確に対応するため、避難生活における生活機能の低下防止などの支援体制を関係機関と連携し早期に構築する必要がある。あわせて、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、引き続き市町村における福祉避難所の指定を促進する必要がある。

住宅セーフティネットの構築については、持ち家率や居住水準が低い状況にあることに加え、低所得者世帯の割合も最も高いことから、公営住宅の整備に取り組む必要がある。また、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう引き続き促進する必要がある。

オ 保健衛生の推進

(成果等)

保健衛生の推進については、県民の保健衛生環境の向上を図るため、食品等の安全・安心の確保、感染症対策や難病対策、自殺対策等の取組を行った。

食品衛生対策については、食品取扱施設を監視指導する職員の知識・技術の向上を目的とした国及び研究機関が主催する各種講習会・研修会等への職員の派遣や北部・中部・南部地域の大型飲食店、広域流通食品を製造加工する施設等の重点的な監視指導及び食品の検査を行った。これらの取組などにより、食中毒発生件数は、基準値の35件から平成30年には29件と改善しており、目標値の達成に向けて進展している。

飲料水衛生対策については、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置後の検査受検について指導等を行っている。これらの取組などにより、簡易専用水道の検査受検率は、平成29年度に79.1%となっており、全国平均78.2%を上回っている。

感染症対策については、予防接種の接種率向上を図るため、市町村の従事者を対象に研修会を開催し、普及啓発を行った。麻しん予防接種率は、基準値の92.2%から平成29年には93.6%と上昇しており、目標値の達成に向けて進展している。

難病対策については、難病患者の在宅療養における生活の質の向上を図るため、患者や家族に対して訪問相談支援や医療相談支援を行った。また、難病患者の経済的自立を支援するため就労相談支援を行った。この結果、難病患者における就労相談件数は、基準値の67件から平成30年には336件となり、現時点で目標値を達成している。

自殺対策については、行政及び関係団体による相談体制の充実、従事者研修やゲートキーパー等の人材養成及び普及啓発など、総合的に取組を推進したことで、県内自殺者数は平成24年から6年間連続して300人を下回っている。人口10万人当たりの自殺死亡率は、基準値の25.5から平成29年には17.0まで改善しており、現時点で目標値を達成している。

薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止の啓発活動として、学校、地域等にお

ける講習会の開催や街頭キャンペーンを実施した。また、本県においては、薬物依存症リハビリ施設利用者の経済的負担等の課題があったことから、平成25年度から薬物再乱用防止教室を無料で実施している。

危険生物対策については、ハブ咬症被害を未然に防止するため、ハブの危険性やハブ咬症に関する周知啓発を実施した。これらの取組などにより、ハブ咬症者数は、基準値の96人から平成30年には49人と減少傾向にあり、現時点で目標値を達成している。また、ハブ咬症時の治療薬を県内32医療機関に配備し、治療体制を確保しており、ハブ咬症による死亡者数は、平成12年以降0人を維持している。

動物愛護の推進については、動物の適正飼養の指導啓発したほか、犬猫の安易な引取り依頼の拒否や、収容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動を実施した。これらの取組などにより、犬猫の合計収容数は減少傾向にあり、平成23年度の7,243頭から、平成29年度には3,027頭まで減少している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
食中毒発生件数	35件 (H22年)	29件 (H30年)	25件
結核患者罹患率 (人口10万対)	18.7 (H22年)	15.7 (H29年)	10.0
麻しん予防接種率	92.2% (H22年)	93.6% (H29年)	95.0%
難病患者における就労相談件数	67件 (H24年)	336件 (H30年)	265件
自殺死亡率 (人口10万人当たり)	25.5 (H22年)	17.0 (H29年)	17.0
ハブ咬症者数	96人 (H21年)	49人 (H30年)	76人
ハブクラゲ刺症被害者数	91人 (H22年)	70人 (H30年)	112人

(課題及び対策)

食品等の安全・安心の確保については、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。また、食品衛生管理の国際基準であるHACCP（ハザード分析重要管理点：Hazard Analysis and Critical Control Point）による衛生管理の普及促進を図る必要がある。

また、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び渇水時等の衛生対策を図る必要がある。

感染症対策については、感染症の発生予防及びまん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化等を図る必要がある。

難病対策については、難病患者への支援として、地域における支援体制や就労に関する相談体制を充実させる必要がある。

自殺対策については、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的問題を含む包括的な取組が重要である。このため、行政をはじめ、民間の関係機関・団体等と連携し、それぞれの役割を分担して総合的な取組を推進する必要がある。

薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止普及啓発活動や再乱用防止対策を推進するとともに、国や警察と連携した取締り活動の強化に取り組む必要がある。

危険生物対策については、ハブ咬症被害の未然防止や危険外来種の駆除対策が大きな課題となっているため、効果的な駆除方法の確立に取り組む必要がある。また、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒をもつ生物による刺咬症事故も発生していることから、引き続き対策を推進する必要がある。

動物愛護管理及び狂犬病対策については、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図り、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。

(4) 社会リスクセーフティネットの確立

大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染、犯罪や交通事故等のあらゆるリスクから県民の財産を守り、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「地震、台風などの防災対策が充実していること」は14.8ポイント、「犯罪におびやかされることなく安心な暮らしが確保されていること」は20.0ポイント、「交通ルールが遵守され、マナーが向上し、交通の安全が確保されていること」は9.2ポイント上昇し、県民満足度が向上した。

また、「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援環境が充実していること」は3.7ポイント上昇し、県民満足度が向上したものの20%台にとどまっている。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
地震、台風などの防災対策が充実していること	18.3% (H21年県民意識調査)	33.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
犯罪におびやかされることなく安心な暮らしが確保されていること	27.1% (H21年県民意識調査)	47.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
交通ルールが遵守され、マナーが向上し、交通の安全が確保されていること	22.2% (H21年県民意識調査)	31.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援環境が充実していること	19.2% (H21年県民意識調査)	22.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

社会リスクセーフティネットの確立については、大規模な自然災害、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する必要がある。このため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、配偶者からの暴力（DV）対策、消費生活安全対策等に取り組む必要がある。

また、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等による災害に強い県土づくりに取り組む必要がある。

さらに、様々な社会リスクに迅速かつ効果的に対応するため、関係機関が社会リスク発生時の状況を想定し共有した上で、想定される危機事象ごとに、対応する行動計画を時系列で整理した「タイムライン」の策定に向けた検討が必要である。

**ア 安全・安心に暮らせる地域づくり
(成果等)**

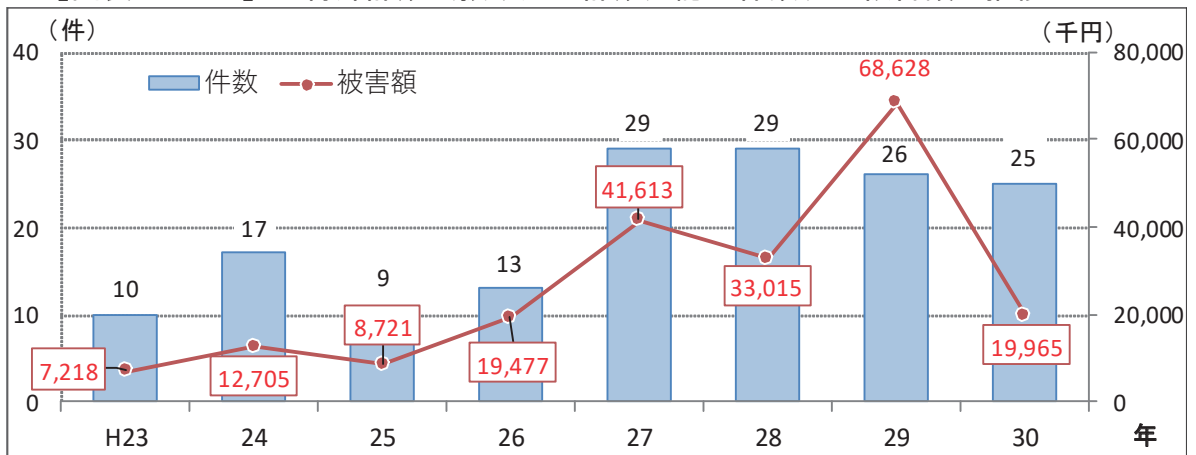
県民を様々な事件・事故等から守るため、地域安全対策や交通安全対策の推進、DV相談機能の充実、消費生活安全対策や健康危機管理体制の強化などに取り組んだ。

地域安全対策については、地域の安全性を高めるため、地域安全マップ指導者講習会や子ども・女性等安全・安心見守り事業、公共施設の防犯・安全点検などをはじめとする「ちゅらさん運動」への取組及び県民への普及啓発活動、犯罪抑止対策を推進した。これらの取組などにより、刑法犯認知件数については、基準値の1万2,403件から平成30年には6,878件と5,525件減少しており、現時点で目標値を達成している。これは、平成15年から16年連続で減少している。

なお、特殊詐欺（振り込め詐欺）の認知件数及び被害額について、平成27年以降に増加し始めた被害額は、平成30年に平成26年と同程度に減少したものの、認知件数については被害額同様に平成27年以降に増加し始め、それ以降横ばいで推移している。

【図表3-2-4-1】

【図表3-2-4-1】 特殊詐欺（振り込め詐欺）認知件数及び被害額の推移



出典：沖縄県警察本部刑事部捜査第二課調べ

また、サイバー犯罪及びサイバーテロの発生を未然に防止するため、広報啓発活動を推進し、サイバーセキュリティ対策に関する県民の知識の底上げと意識の向上を図った。平成29年には、サイバー犯罪の防犯講演の受講者が過去最多を記録したほか、官民一体となった国際テロ対策を実施した結果、県内においてサイバーテロ及び国際テロの発生は確認されていない。

さらに、暴力団を社会から追放・壊滅し、県民の安全と社会の平穏を確保するため、青少年に対する暴排教室の開催や、行政機関及び事務所を対象とした不当要求責任者講習等を実施するなどして、県民の暴力団排除活動への気運を高めた。

あわせて、警察安全相談体制を強化するため、警察安全相談員を県警本部及び各警察署へ配置したほか、老朽化した警察施設の計画的整備、警察官の資質向上、交番相談員の配置による交番機能の充実・強化のほか、緻密かつ適正な捜査の推進等に資する各種装備資機材の充実・強化を図った。

そのほか、犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施など犯罪被害者を支える基盤を強化するとともに、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」や支援担当者に対する研修会の開催など、犯罪被害者に対する支援等を実施したことなどにより、社会全体で犯罪被害者の支援を行うという気運を醸成した。

DV防止対策等については、女性相談所及び各福祉事務所に配偶者暴力相談支援センターを設置しているほか、DV相談体制の充実を図るため、男性相談の窓口を開設

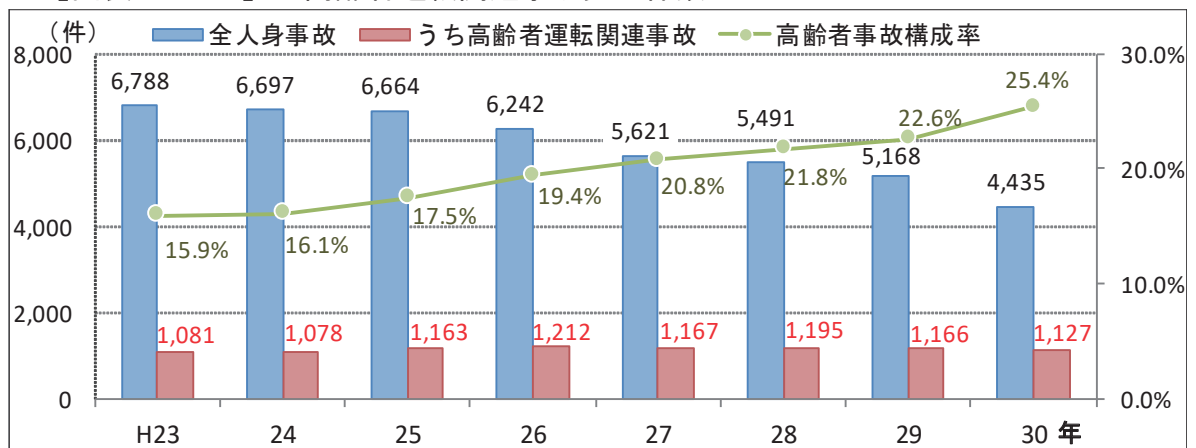
するとともに、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供するための「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を開設した。

交通安全対策の推進については、飲酒運転の取締り体制の強化と各季の交通安全運動や飲酒運転根絶県民大会、高校生による飲酒運転根絶メッセージのラジオCM、交通信号機の集中制御化、事故危険箇所の指定・登録及び滑り止め舗装整備等のほか、運転マナーの向上に向けた交通安全教育を推進するなど、各種交通事故抑止対策を推進した。

これらの取組などにより、交通事故死者数については、基準値の45人から平成30年には38人と7人減少しており、目標値の達成に向けて進展しているものの、近年、高齢者や二輪車事故等が増加傾向にあることから、自動車教習所等と連携し、高齢運転者等に対する安全運転サポート車等を活用したドライビングスクールの開催や二輪車事故防止対策を推進するなどして、目標値の達成に向けた一層の施策推進が必要である。【図表3-2-4-2】

なお、平成30年中の二輪車運転者に係る人身事故件数は1,030件、二輪車運転者に係る交通違反件数は12,420件であり、そのほか、携帯電話使用を原因として発生した人身事故件数は23件、レンタカー運転者に係る人身事故件数は348件であった。

【図表3-2-4-2】 高齢者運転関連事故発生件数



出典：沖縄県警察本部交通部交通企画課調べ

水難事故対策の推進については、沖縄県や県警等の各種機関・団体に構成する沖縄県水難事故防止協議会を通して、県民・観光客へ水難事故防止に関する周知啓発等を行うとともに、危険箇所に転落防止柵の設置を行った。

消費生活安全対策の推進については、消費者啓発講座を開催し、消費者トラブルへの対応や消費生活相談事例等を紹介するなど、消費生活の安全確保に関する意識啓発を推進した。これらの取組などにより、消費者啓発講座受講者数については、基準値の8,890人から平成30年度には1万627人と増加しており、現時点で目標値を達成している。今後も、消費者教育・啓発のニーズの充実を図るとともに、アドバイザー派遣講座等の開催を重点的に推進することで、更なる受講者の増加を見込んでいる。

健康危機管理体制の強化については、新型インフルエンザなどの健康被害発生時に対応できるよう、毎月の対策委員会や訓練を開催するなど、体制整備を図った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
刑法犯認知件数	12,403件 (H23年)	6,878件 (H30年)	10,000件以下
配偶者暴力相談支援センター設置数	6か所 (H23年)	6か所 (H30年)	8か所
交通事故死者数	45人 (H23年)	38人 (H30年)	33人以下
水難事故発生件数	77件 (H22年)	66件 (H30年)	68件
消費者啓発講座受講者数	8,890人 (H23年度)	10,627人 (H30年度)	10,000人

(課題及び対策)

地域安全対策については、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、警察安全相談体制、人材育成や施設整備、各種装備資機材整備など警察基盤の強化を図る必要がある。

また、犯罪被害者等対策については、犯罪被害者はある日突然犯罪に巻き込まれ、ふだんの生活や社会活動等を今までどおりに送ることが困難になるなど犯罪被害に苦しむことから、負担軽減及び早期被害回復に向けた各種の支援活動等を推進するとともに、犯罪被害者の支援に関する条例制定の必要性を含め、より効果的な支援施策等を検討する必要がある。

また、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、県民の安心感を更に向上させるためには、社会情勢の変化に伴って多様化する特殊詐欺等の犯罪への取組強化が必要である。

さらに、サイバー空間の脅威が深刻化する中、サイバー空間の治安維持に係る取組を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。

DV防止対策等については、DV相談件数が増加傾向にあることから、女性相談員の質の向上及び人員体制の強化、市町村及び警察等関係機関との連携を強化するなどDV被害者に対する相談体制の拡充と強化及び適切な支援を実施する必要がある。加えて、DV問題が児童虐待とつながるケースが多く見られることから、女性相談支援機関と児童相談機関の連携をより一層強化する必要がある。

また、性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後からの総合的な支援を速やかに実施するため、「性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）」の設置・運営による支援体制の強化を図る必要がある。

交通安全対策の推進については、事故防止対策として、飲酒運転根絶を図るため「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた各種対策を推進するほか、信号機の増設をはじめ、老朽化した信号機や道路標識等の新設・更新に取り組む必要がある。

水難事故対策については、県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用に関して、水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が必要である。

消費生活安全対策の推進については、複雑化、多様化する消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発、消費者教育を強化するとともに、事業者の不当な取引行為に対する指導等を強化する必要がある。

健康危機管理体制の強化については、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症による県域を超えた健康被害の発生や、原因不明の健康被害が発生した場合の初期における対応策を検討し、現在の健康危機管理体制を一層強化する必要がある。

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化 (成果等)

災害に強い県土づくりを目指して、消防防災体制や危機管理体制の強化を行った。また、建築物や公共施設の耐震化を図るなど、防災減災対策に関する取組を行った。

消防防災体制及び危機管理体制の強化については、避難誘導體制の強化を図るため、学識経験者で構成される「沖縄県津波浸水想定設定検討委員会」において、新たに想定される津波浸水想定図の作成・公表等を行った。これらの取組などにより、津波高潮ハザードマップ作成市町村数は、基準値の36市町村から平成30年度には38市町村と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、消防力強化のため、市町村に対して、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、消防団の認知度向上・募集イベントなど消防団員の充実強化を図るための取組を市町村と連携して実施した。加えて、教育訓練として初任科研修、専科教育、水難救助課程等を実施した。

これらの取組などにより、人口1万人当たりの消防団員数は、基準値の11.7人から平成30年には12.1人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。高齢化に伴う退団者もいることから、引き続き、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

さらに、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（防災行政無線）の再整備・高度化による災害に強い防災基盤の構築など、防災体制を強化した。

輸送手段及び避難地等の確保については、第1次、第2次の緊急輸送道路に指定された県管理道路の区間について、道路法第37条に基づく電柱等の占用制限による無電柱化の推進に取り組むとともに、道路の災害防除を図るため、これまでに国道331号等の緊急輸送道路の落石防止対策・法面崩壊防止対策を行った。これらの取組などにより、道路法面等危険除去箇所数は、基準値の65か所から平成30年には35か所となるなど、現時点で目標値を達成している。

生活基盤等の防災・減災対策については、民間住宅耐震診断の支援や鉄筋コンクリート耐震技術者育成を図るなど、民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策を行っ

た。加えて、災害時に応急対策の拠点や避難所となる施設（庁舎、学校等）で、既存の耐震不適格建築物に関しては、耐震診断結果の報告期限等を定めるなど、防災拠点建築物の耐震化を促進した。

これらの取組などにより、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、基準値の83.5%から平成28年度には91.5%となり、目標値の達成に向けて進展している。

一方、住宅の耐震化率については、基準値の82%から平成25年には85.1%と上昇しているものの、本県では木造住宅に比べ耐震診断・改修費用が高い鉄筋コンクリート造住宅の割合が高く、所有者負担が大きいことから、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、水道施設整備として、県企業局や市町村等により基幹管路の耐震化を行ったほか、市街地の浸水対策のため、下水道事業において雨水管きよを整備するなどの取組を行った。

高潮・波浪等への対策としては、海岸保全施設の防護機能を確保するため、北谷町の宮城海岸、名護市の嘉陽海岸などで海岸保全施設の整備を行った。これらの取組などにより、防護面積（高潮対策等）は、基準値の58.9haから平成30年度には86.7haとなり、目標値を達成する見込みである。

あわせて、防風・防潮林を整備したほか、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策などの取組を行った。

本県は、島しょ県であり、本土から離れ、離島が散在するなど防災上不利な地理的条件があるほか、多くの観光客が訪れる等の防災上の特別な配慮が必要な社会条件を有している。そのため県管理空港は、災害時に地域の防災活動の拠点としての役割が求められる。このようなことから、離島空港施設の耐震化の取組については、「県管理空港の今後の地震・津波対策等の方針」を策定し、「津波避難計画」の策定や「旅客施設耐震設計」を実施するなど、計画どおり進捗しており、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村 (H25年度)	38市町村 (H30年度)	41市町村
消防職員の充足率	53.1% (H21年)	61.9% (H27年)	70.0%
人口1万人あたりの消防団員数	11.7人 (H22年)	12.1人 (H30年)	15.0人
自主防災組織率	8.9% (H23年)	29.9% (H30年)	76.0%
災害時要援護者支援計画策定市町村数	15市町村 (37%) (H23年)	41市町村 (H30年)	41市町村
避難地に位置づけられている都市公園数	257箇所 (H22年度)	299箇所 (H29年度)	303箇所

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
離島空港施設の耐震化率	-	0% (H30年度)	17%
港湾臨港交通施設における橋梁の耐震化率	-	42% (H30年度)	67%
緊急物資輸送の拠点港数(耐震岸壁設置港湾数)	4港 (H23年)	6港 (H30年)	6港
道路法面等危険除去箇所数	65箇所 (全体箇所) (H23年)	35箇所 (H30年)	50箇所除去
無電柱化整備総延長(災害時のライフライン確保)【再掲】	109km (H23年度)	154.7km (H30年度)	173.2km
耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8% (H23年)	92.9% (H30年)	93.9%
住宅の耐震化率	82% (H20年)	85.1% (H25年)	95%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.5% (H17年)	91.5% (H28年度)	95%
公立学校耐震化率	79.9% (H24年)	92.9% (H30年)	100%
障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震化基準施設の耐震化率)	69.5% (H22年度)	94.3% (H30年度)	100%
基幹管路の耐震化率(上水道)	23% (H22年度)	25.8% (H29年度)	36%
主要9河川での浸水想定面積	約234ha (H22年)	約234ha (H30年)	約56ha
重要な幹線等の耐震化率(下水道)	17.0% (H22年度)	47.0% (H30年度)	49.8%
下水道による都市浸水対策達成率	53.5% (H22年度)	59.4% (H30年度)	62.1%
防護面積(高潮対策等)	58.9ha (H23年度)	86.7ha (H30年度)	92.7ha
防風・防潮林整備面積	533ha (H23年度)	559.6ha (H30年度)	593ha
土砂災害危険箇所整備率(急傾斜地崩壊対策事業)	13% (H23年度)	16% (H30年度)	16%
土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)	21% (H23年度)	23% (H30年度)	24%
土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)	24% (H23年度)	29% (H30年度)	36%

(課題及び対策)

消防防災体制及び危機管理体制の強化について、本県は他県から遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することが指摘されている。このことから、大規模災害等に備え、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤を整備する必要がある。

また、消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、人的・物的両面における消防防災体制の強化や救急搬送への受入体制強化が必要である。

あわせて、本県では地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが課題となっていることから、自主防災組織や消防団の強化など避難等に資するソフト対策の充実や各種災害の発生を想定したハザードマップの作成、各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。

輸送手段及び避難地等の確保については、災害発生時に住民が迅速かつ的確な避難行動をとることが重要であるため、避難場所や避難経路の確保及び緊急輸送道路の無電柱化など緊急輸送機能を持つ施設の整備が必要である。

また、避難所へ給与する簡易トイレや毛布等の備蓄物資についても充実させる必要がある。

避難所においては、停電に対応するための非常用電源を備える対策も必要である。あわせて、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、引き続き市町村における福祉避難所の指定を促進する必要がある。

また、地域における警戒避難体制の構築や防災情報の高度化を図るため、防災、建築、福祉・医療、教育等の関係部局や関係市町村との緊密な連携が必要である。

このほか、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に所在し、市町村地域防災計画で避難確保計画の策定が必要であるとされた医療施設、社会福祉施設や学校に対し、避難確保計画の策定状況を確認するとともに、未策定の施設に対しては、避難確保計画の策定に係る支援を行う必要がある。

本県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることや台風の常襲地帯であることから、河川のはん濫や土砂災害、高潮被害などが発生している。このため、生活基盤等の防災・減災対策については、予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策、治水・浸水・津波・高潮対策、土砂災害対策等に取り組む必要がある。

予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策について、本県では鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅に比べて耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから、民間住宅の耐震化が立ち遅れているという課題がある。

そのため、民間住宅については、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化を図る必要がある。

さらに、緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を進めるとともに、公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の

拠点となる施設から耐震診断・改修を進める必要がある。

あわせて、上水道施設については、災害等で広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新、耐震化が必要である。

都市の浸水対策については、都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少で雨水流出量が増大していることなどから、十分な雨水排除ができる排水設備の整備を進めるとともに、内水ハザードマップの作成などソフト対策も合わせて推進する必要がある。

高潮等対策については、海岸保全施設の新設・改良等による防護機能の確保を図るとともに、防風保安林、潮害防備保安林の整備が必要である。本土復帰前や復帰当初に整備された海岸保全施設は数多く残っており、築造後相当の年数が経過して老朽化が進展している。特に、本土復帰前に整備された護岸等は、経験的な設計による簡易な構造や築造時に劣悪な材料が使用されたものなど、本土一般のコンクリート構造の護岸等と比較して、老朽化・防護機能の低下が著しいという特性を有している。

このため、定期点検等により海岸保全施設の状態を的確に把握し、ライフサイクルコストの縮減等を念頭にした予防保全型の維持管理を導入し、施設の計画的な機能回復、耐震対策などに取り組む必要がある。

離島空港における防災対策としては、「県管理空港の今後の地震・津波対策等の方針」に基づき、関係者と調整を図りながら「早期復旧計画、業務継続計画（BCP）」を策定していくとともに、必要に応じて空港施設の耐震化を図っていく必要がある。

そのほか、土砂災害対策については、発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備等、総合的な対策に取り組む必要がある。

本県では本土復帰より、砂防関係施設が整備され、復帰後50年近くを迎え、そのストックは年々増加し、地域の安全・安心の確保等に大きく寄与している一方で、今後、老朽化する施設の数が増加していくことが予想される。

これらを踏まえ、今後、保全対象を守る観点から施設点検により既存の砂防関係施設の健全度等を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、維持、修繕、改築及び更新の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

公営住宅にかかる老朽化対策について、島しょ及び台風の常襲地域である本県は塩害の影響が強く、また、復帰後から昭和57年頃までに建設された住棟では、海砂使用により鉄筋コンクリート躯体において塩分混入の可能性があるため劣化が著しいものもあり、入居者の安全を確保する上からも建替えが急務となっている。

県営住宅の整備は、昭和54年から昭和61年にかけて、整備戸数が年間1,000戸を超える大規模な事業が実施された。これら建設ピーク時の県営住宅は、整備から30年から47年が経過しようとしており、全面的改善、建替え等、住宅ストックの維持について速やかな検討を行う必要があり、建替えを実施すべき公営住宅は今後も増加することが予測されるため、計画的な維持保全を実施していく必要がある。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

米軍基地から派生する諸問題の解決促進や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

基本施策における「目標とするすがた」の状況について、「米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること」に対する県民満足度は、平成24年は9.1%、平成27年には12.7%となったが、平成30年には11.9%に低下し、10%前後で推移している。

また、「米軍基地から派生する事件・事故の減少」について、日米両政府に実効性のある再発防止策を求めてきたものの、事件・事故（刑法犯や交通事故等を除く）は30件増加し92件となった。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること	9.1% (H24年県民意識調査)	11.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
米軍基地から派生する事件・事故の減少	62件 (H23年)	92件 (H30年)	—

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決については、日米両政府に対し事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めるなど、戦後処理問題の解決を図る必要がある。

このため、米軍基地から派生する事件・事故の防止や米軍基地の運用に伴う環境問題へ対応するとともに、不発弾処理対策の推進、所有者不明土地問題の抜本的解決、沖縄戦没者の遺骨収集に取り組む必要がある。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応 (成果等)

米軍構成員等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えているため、米軍基地から派生する事件・事故の防止や米軍基地の運用に伴う環境問題への対応など関係する取組を行った。

米軍基地から派生する事件・事故の防止については、全国知事会や渉外知事会、軍転協と連携し、日米両政府に対し、実効性のある再発防止策を講じるよう求めた。

米軍基地の運用に伴う環境問題については、県民の健康保護と生活環境の保全を図る観点から、基地周辺の公共用水域等を継続的に監視することで、在日米軍施設・区域に由来する環境汚染の把握に努めたが、米軍施設内での排水調査は平成26年度から実施できていない状況が続いている。そのため、基地排水における排水基準達成率については、基準値の88%から平成25年度には100%と現時点で目標値を達成しているが、平成26年度以降の達成率は把握できていない。

基地周辺公共用水域における環境基準達成率は、すべての調査地点で基地に起因する基準超過は見られず、平成22年度から100%を維持しており、現時点で目標値を達成している。

また、米軍活動に起因する環境問題を解決するため技術的な対応のあり方等を示す「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」及び米軍基地内の環境情報を集約した「米軍基地環境カルテ」、基地内の地形改変状況を可視化した「地形改変状況可視化マップ」を作成した。加えて、米軍活動に起因する環境問題をわかりやすく県民等へ伝えられる人材を育成するため、研修やシンポジウム等を実施した。

さらに、航空機騒音については、騒音の常時監視測定に加え、平成27年度に米軍機から発生する低周波音の状況を把握するため、既存の航空機騒音測定局に低周波音自動測定機能を追加整備し低周波音の観測を開始した。これら調査の結果をもとに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減等の要請を実施している。

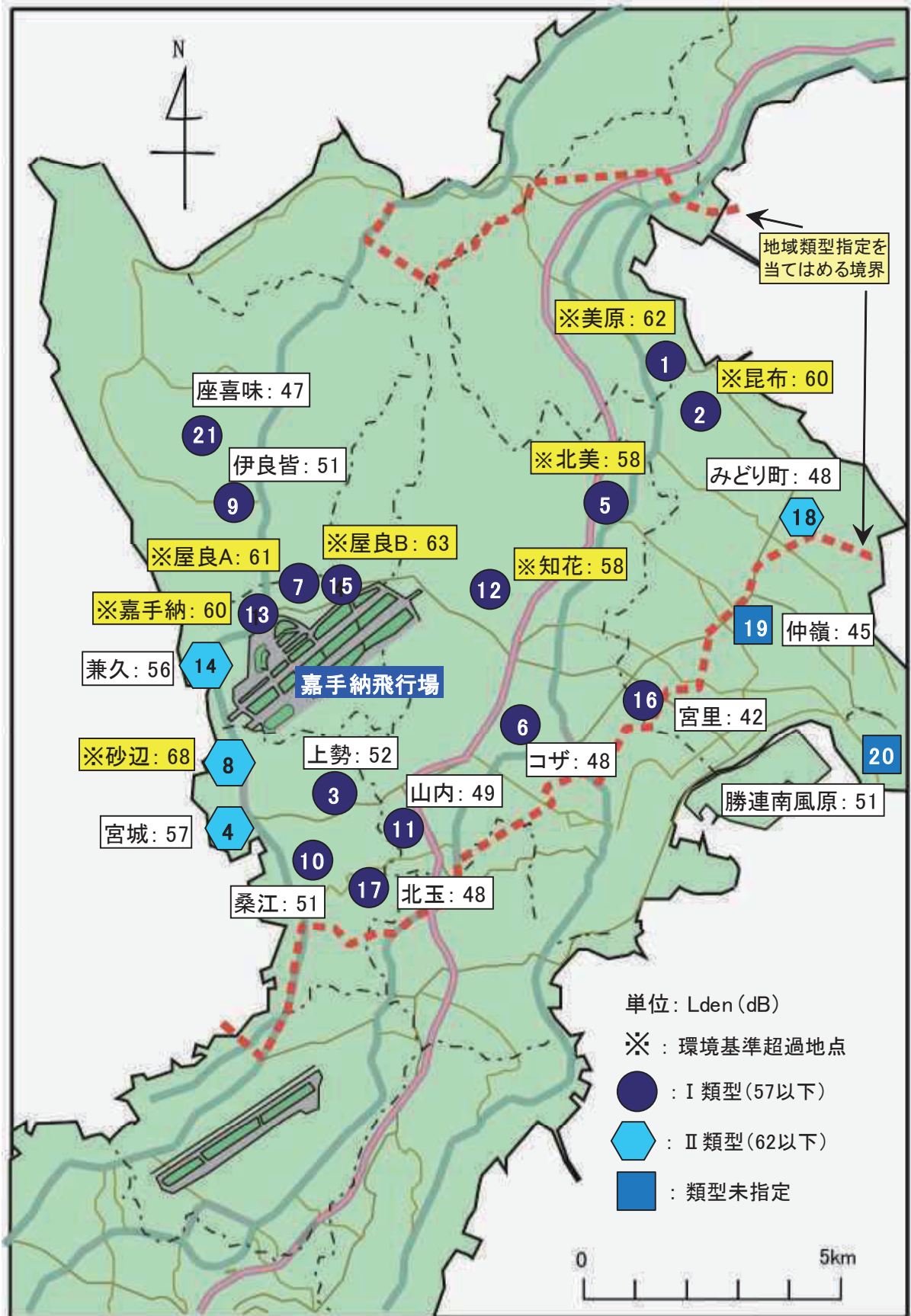
しかしながら、米軍飛行場周辺では環境基準を超過した測定局が平成30年度は10局（嘉手納飛行場周辺8局、普天間飛行場周辺2局）と依然として多くあることや、近年、外来機の飛来による騒音が激化していることなどから、米軍機による騒音が県民の生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にある。

なお、航空機騒音環境基準達成率は、基準値の53%から平成30年度には68.8%と上昇しているが、これは測定局の増設及び環境基準の見直しによる影響を受けたものであり、これらを除いた場合の達成率は54.2%となり、基準年度53%とほぼ横ばいの数値となっている。

<成果指標の状況>

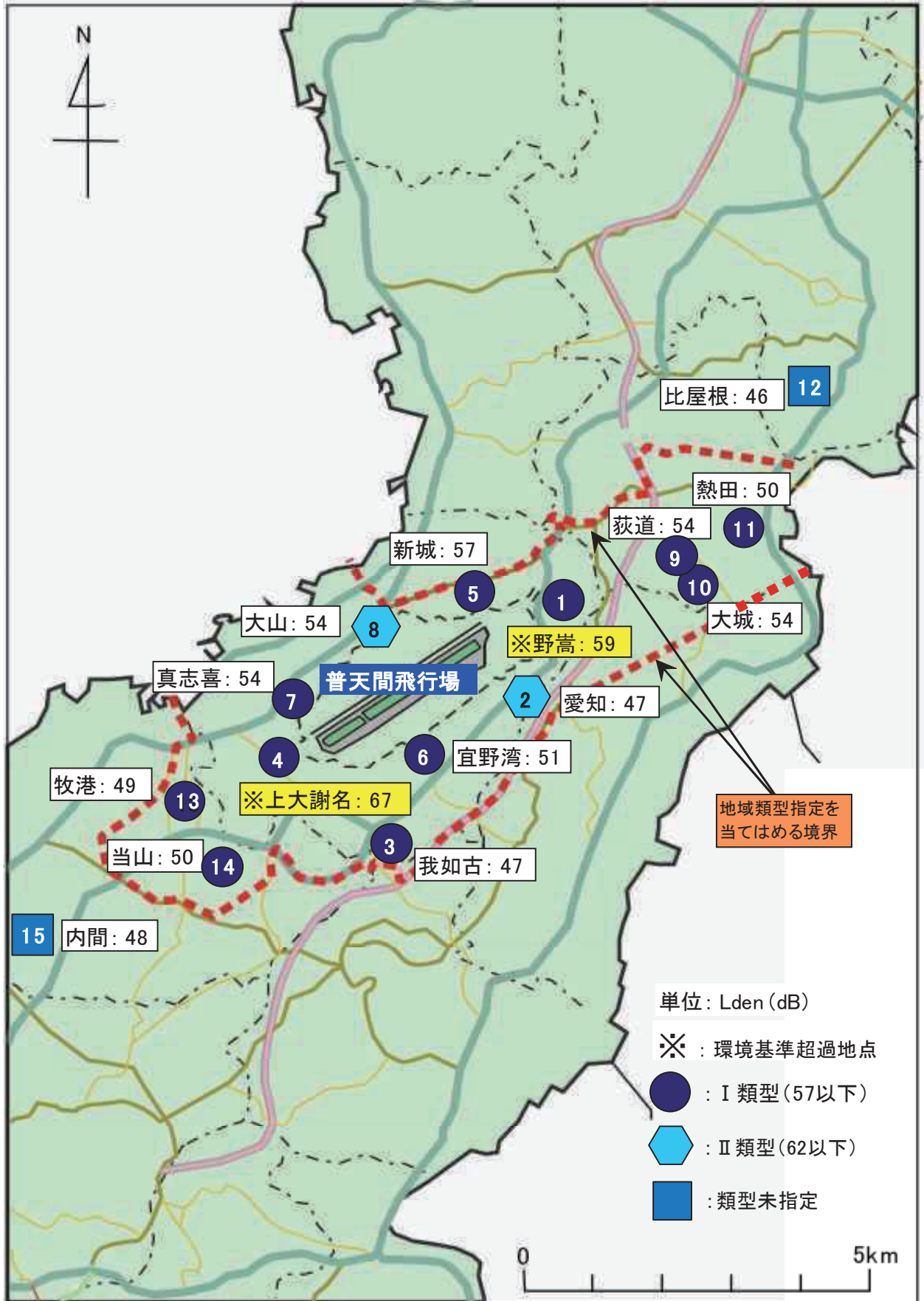
成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
基地排水における排水基準達成率	88% (H22年度)	100% (H25年度)	100%
基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (H22年度)	100% (H30年度)	100%
航空機騒音環境基準達成率	53% (H21年度)	68.8% (H30年度)	80%
<参考> 航空機騒音環境基準達成率 (測定局増設及び環境基準見直しの影響 除く)	53% (H21年度)	54.2% (H30年度)	80%

【図表3-2-5-1】 嘉手納飛行場周辺における航空機騒音測定結果



出典: 沖縄県環境部「平成30年度 航空機騒音測定結果」

【図表3-2-5-2】 普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果



出典：沖縄県環境部「平成30年度 航空機騒音測定結果」

(課題及び対策)

米軍基地から派生する事件・事故の防止について、米軍の演習等に関連する事件・事故、米軍構成員等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、米軍構成員等に対する人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀粛正を求めるとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講ずるよう求める必要がある。

米軍基地の運用に伴う環境問題について、米軍航空機騒音は、嘉手納飛行場周辺や普天間飛行場周辺で環境基準を超過しており、その他の基地公害についても油流出事故等による土壌汚染や水質汚濁が発生するなど、県民の生活環境や健康に影響を及ぼしている。

このため、騒音や水質等を継続して調査・監視し、調査結果をもとに米軍等関係機関に要請を行う必要がある。また、米軍活動に起因する環境汚染の未然防止を徹底するための米軍施設内での排水等調査については、平成26年度以降実施できていないことから、引き続き米軍等に対し施設内への立入りを求めていく必要がある。

イ 戦後処理問題の解決

(成果等)

戦後処理問題の早期解決に向けて、不発弾処理対策の推進、所有者不明土地問題の抜本的解決及び沖縄戦没者の遺骨収集に関する取組を行った。

不発弾処理対策について、国からの補助拡大や市町村から県への事業主体の変更による効率的な事業の推進等により、埋没不発弾量（推計）は、基準値の約2,100トンから平成30年には約1,942トンと着実に減少しており、目標値の達成に向けて進展している。その一方で、近年では埋没情報や発見の減少などから年間処理量が減少している。

所有者不明土地問題については、その実態を把握するため、測量等調査や隣接地主等への情報聴取等を行ったほか、沖縄及び北方対策担当大臣や参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対して抜本的解決策の検討等を要望した。

これらの取組などにより、所有者不明土地管理解除率は、基準値の21.8%（742筆）から平成30年度には22.9%（805筆）と1.1ポイント（63筆）改善されており、目標値の達成に向けて進展している。その一方で、戦後75年が経過し、土地所有者を証明する書類や資料、証人等の確保が困難を極め、全筆を返還できる見通しは立っていない。

沖縄戦没者の遺骨収骨については、遺骨収集に係る情報一元化の体制整備を図るほか、ボランティア等に対する活動費支援などの取組を行った結果、沖縄戦没者未収骨柱数（推計）は、基準値の約3,600柱から平成30年度末には2,850柱と改善されており、目標値を達成する見込みとなっている。その一方で、遺族や戦争体験者等の高齢化により年々収骨数が減少傾向にあるため、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

＜成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
埋没不発弾量(推計)	約2,100トン (H23年)	約1,942トン (H30年)	約1,835トン
所有者不明土地管理解除率	21.8% (742筆) (H23年度)	22.9% (805筆) (H30年度)	23.5% (825筆)
沖縄戦没者未収骨柱数(推計)	約3,600柱 (H23年度)	2,850柱 (H30年度)	約2,650柱

(課題及び対策)

不発弾処理対策については、県民の生命・財産を守るため、引き続きその早期処理を図ることが重要な課題である。

このため、沖縄不発弾等対策中期プログラムに基づき不発弾探査の加速化・効率化を図るとともに、国に対して必要な措置を求めていく必要がある。

所有者不明土地問題については、戦後75年が経過し、所有者の特定が難しくなっていることから、国へ立法措置を含めた抜本的解決を求めていく必要がある。

沖縄戦没者の遺骨収集については、その遺族や戦争体験者等の高齢化により難しくなっている。そのため、新たな手法による未収骨情報の収集や、収集活動を若い世代に引き継ぐため学生ボランティア等へ積極的な支援を行うなど、組織的・計画的な取組による遺骨収集の加速化が求められる。

(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化

安らぎと活力ある地域の形成に向けて、高齢社会に対応した住環境の整備、老朽化する社会資本ストックの適正な維持を図るなど、地域特性に応じた生活基盤の充実・強化を推進するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「住環境が良好なこと」が5.3ポイント、「目的地まで円滑に移動できること」が1.2ポイント、「どこでも快適にインターネットにつながること」が0.5ポイント上昇し、県民満足度が向上した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
住環境が良好なこと	43.6% (H21年県民意識調査)	48.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
目的地まで円滑に移動できること	30.5% (H21年県民意識調査)	31.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
どこでも快適にインターネットにつながること	36.7% (H24年県民意識調査)	37.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

地域特性に応じた生活基盤の充実・強化については、人口減少や少子高齢化が進む離島、台風常襲地帯である島しょ県沖縄の各地域において、その地域特性に応じた生活基盤の整備を推進するとともに、情報通信基盤の強化による情報格差の是正、情報通信技術を活用した行政サービスの拡充等に取り組み、県民生活の向上を図る必要がある。

このため、住宅の整備、安定した水資源の確保と上水道の整備、下水道の整備、安定したエネルギーの確保、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備のほか、情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進、電子自治体の構築に取り組む必要がある。

ア 地域特性に応じた生活基盤の整備 (成果等)

島しょ地域である本県の特性や社会環境の変化に対応した住宅、水道、電気、道路等、生活基盤の整備・拡充に向けて、住宅の整備、安定した水資源の確保と上水道の整備、下水道の整備、安定したエネルギーの確保及び地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に関する取組を行った。

住宅の整備については、公営住宅において、県営大謝名団地、県営南風原団地などで建替事業を行っている。建替事業により新住棟が完成したことから、管理戸数は平成30年度に3万38戸となり、現時点で目標値を達成している。

安定した水資源の確保と上水道の整備については、水道施設の整備として石川浄水場への高度浄水処理施設及び北谷浄水場の整備や送水管布設工事等を行った。

また、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上のため、平成29年度に粟国村で水道用水供給範囲拡大による水道広域化を実施した結果、広域化実施前と比べて水道料金が約50%軽減された。

下水道の整備について、本県では那覇、宜野湾、具志川及び西原の4浄化センターにおいて下水道施設の増設及び老朽化施設の改築・更新を行った。加えて、市町村と連携し、下水道施設の整備を促進した。

安定したエネルギーの確保については、電力の安定供給を図るため、電気事業者が主体となり 離島へ電力を供給する送電用海底ケーブルの敷設を行った。これらの取組などにより、送電用海底ケーブル新設・更新箇所数は、平成30年度に3箇所と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備については、36市町村において208路線の市町村道整備に取り組んだ結果、市町村道の改良済延長は、基準値の4,044kmから平成28年度には4,210.2kmと増加しており、生活基盤の強化、地域活性化及び生活環境の向上に寄与している。今後も継続的な整備により、目標値を達成する見込みである。

また、金武湾港の整備を行うとともに、伊平屋空港の整備に向けて各種調査を実施した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
公営住宅管理戸数【再掲】	29,834戸 (H23年度)	30,038戸 (H30年度)	29,676戸
最低居住面積水準未満率	9.5% (H20年度)	10.8% (H25年度)	10.8%
水道料金格差(本島広域水道との差: 最大)	2.5倍 (H22年度)	2.5倍 (H30年度)	1.9倍
上水道普及率	100% (H22年度)	100% (H29年度)	100%
汚水処理人口普及率	80.8% (H22年度)	86.1% (H30年度)	91.4%
送電用海底ケーブル新設・更新箇所数	0箇所 (H23年度)	3箇所 (H30年度)	9箇所
県管理道路の改良済延長	1,100km (H21年度)	1,140.5km (H28年度)	1,145km
市町村道の改良済延長	4,044km (H21年度)	4,210.2km (H28年度)	4,264km

(課題及び対策)

住宅の整備については、最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合が平成25年で10.8%と、全国でもワースト2位であることから、同水準を満たしていない世帯の解消に取り組むことが重要である。

安定した水資源の確保と上水道の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を図り、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上を図る必要がある。

下水道の整備については、財政的に脆弱な過疎地域や離島等の町村で本島中南部に比べ汚水処理施設の整備が遅れているため、人口動態変化を注視し、汚水量の増加に見合った施設を整備する必要がある。

安定したエネルギーの確保については、本県の電力供給体制が本土の電力系統から独立していることに加え、離島が多いなど電力供給に対する構造的な不利性を有しているという課題がある。このため、効率的な電力活用や再生可能エネルギーの導入等に取り組み、電力の安定的かつ適正な供給を図る必要がある。

地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備については、県民生活を支える道路の整備に当たり、地域の特性を踏まえつつ、地域コミュニティの維持・形成や地域の活性化等へ配慮するとともに、幹線道路網の形成、交通安全等に配慮した整備が必要である。

また、空港及び港湾は、県民の重要な交通インフラのひとつであることから、地域の実情に対応した整備に取り組む必要がある。

イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供 (成果等)

地理的条件にとらわれず、リアルタイムでの情報の入手・共有・発信・活用等を可能にする情報通信技術を活用し、情報格差の是正や行政手続サービスの拡充等に向け、情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進、電子自治体の構築に関する取組を行った。

情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区と都市部との情報格差是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組んだほか、離島及び過疎地域の10市町村において陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の整備を促進した。

これらの取組などにより、超高速ブロードバンドサービス基盤整備率は、基準値の87.3%から平成30年度には98.0%へと上昇しており、目標値を達成する見込みである。

また、児童生徒の情報リテラシーの向上については、県立学校へ教育用コンピュータのリース、無線LAN環境の整備、電子黒板の設置などICT活用環境の整備を行ったほか、教育の情報化におけるICT活用促進を図るため、情報モラル教育の充実に資する研修や教育情報化推進リーダーの養成などを行った。

電子自治体の構築については、行政サービスの高度化を図るため、一般住民等を対

象とした行政手続のオンライン化に取り組んだ結果、電子申請利用件数（県民向け）は、基準値の5,910件から平成30年度には3万7,814件と増加しており、現時点で目標値を達成している。

さらに、県が保有する各分野における地理空間情報を提供することができる統合型地理情報システム（統合型GIS）を平成25年度に更新し、操作性の向上及び防災関連情報等内容を充実させた。これらの取組などにより、統合型GISの閲覧件数については、基準値の4万1,354件から平成30年度には11万1,928件と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。特に不動産や建築分野などの利用が多いため、掲載情報の拡充等を図る必要がある。

このほか、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築により行政サービスの高度化を図るなど、情報通信技術の利活用を推進した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
超高速ブロードバンドサービス基盤整備率	87.3% (H23年)	98.0% (H30年度)	100.0%
(※参考 基盤利用率)	(30.6%)	(49.9%)	(56.6%)
(※参考 超高速ブロードバンドサービス基盤整備率(離島))	(52.3%)	(91.4%)	(100.0%)
電子申請利用件数(県民向け)	5,910件 (H23年度)	37,814件 (H30年度)	18,000件
統合型GISの閲覧件数	41,354件 (H23年度)	111,928件 (H30年度)	180,000件

(課題及び対策)

情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区において、本島から遠隔に位置するという地理的条件や採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがあるため、情報格差の是正に向けた情報通信基盤の整備を支援する必要がある。

また、情報通信技術等を活用した教育を促進するため、離島地区をはじめ、すべての学校において通信回線及び情報通信機器等の整備を行うほか、教員のICT活用能力の向上や教育情報化推進リーダーの養成など教員を支援する体制を整備する必要がある。

電子自治体の構築については、電子申請システムを活用した一般住民向け申請・届出等や統合型地理情報システムで発信する情報の拡充、行政情報の公開と保護のほか、行政手続の迅速性・簡素化等、行政サービスの高度化を図る必要がある。

また、電子自治体構築の推進に不可欠な沖縄県総合行政情報通信ネットワークについては、防災対策に加え、L GWANや住基ネットなど行政情報の増大等、今後とも上昇する地域社会の要求水準に伴い、機能の拡充を図る必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 電気の安定的かつ適正な供給の確保

(目的及び概要)

本土と電力系統がつながっておらず広域融通の枠外に位置することや、電力供給がコスト高とならざるを得ない多くの離島を抱えていること、地理的・地形的及び需要規模の制約により化石燃料による発電に頼らざるを得ないことなど、他地域にはない地理的不利性を有している本県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保するための制度として創設された。

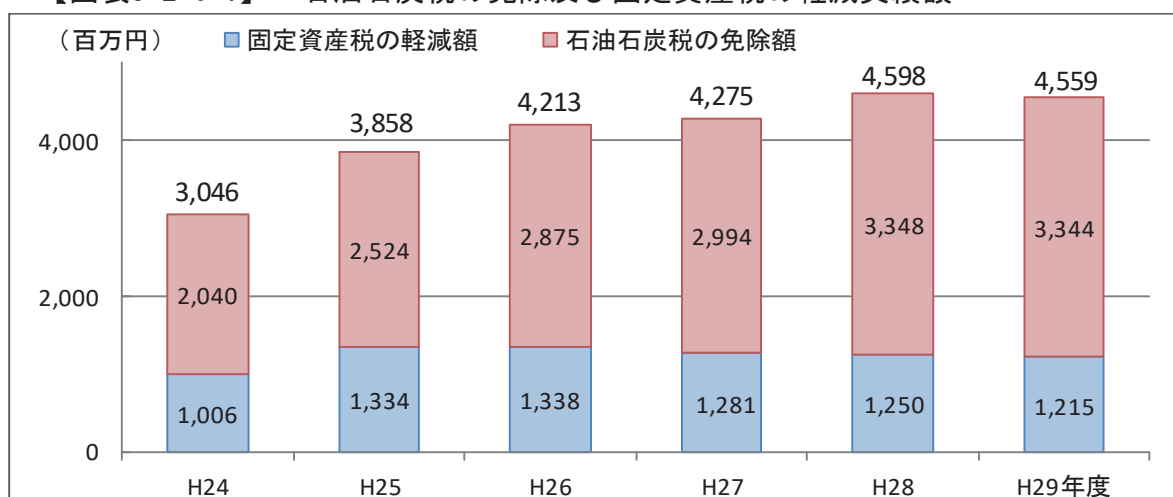
優遇措置の概要	国税	石油石炭税の免除	電気事業法第2条第1項第15号に規定する電気事業者が、沖縄にある事業場において発電の用に供するために石炭等を引き取る場合、当該引き取りに係る石油石炭税を免除する。
	地方税	固定資産税の軽減	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、課税標準を2/3に軽減する。
	その他	一般担保	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄電力株式会社に対する貸付金について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

石油石炭税の免除額は年々増加傾向にあり、固定資産税の軽減額と合わせた実績額は平成29年度で約46億円となっている。

【図表3-2-6-1】 石油石炭税の免除及び固定資産税の軽減実績額



出典：沖縄県商工労働部産業政策課調べ

なお、本制度による税の軽減・免除額については、小売電気料金や沖縄電力株式会社から他の電気事業者への卸電力料金の原価に織り込まれておらず、電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減につながっている。

具体的には、平成24年度から平成29年度までの6年間の平均値をもとに試算すると、

一般家庭のモデルケース（260kWh/月）で月額約140円（0.54円/kWh×260kWh/月）の負担軽減効果がある。

【表3-2-6-2】 電気料金への影響額

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
減免額合計① (百万円)	3,046	3,858	4,213	4,275	4,598	4,559
販売電力量② (百万kWh)	7,314	7,556	7,531	7,649	7,813	7,761
影響額 ①/② (円/kWh)	0.42	0.51	0.56	0.56	0.59	0.59

出典：沖縄県商工労働部産業政策課調べ

また、沖縄振興開発金融公庫が一般電気事業者（平成30年3月末現在の対象事業者は沖縄電力株式会社のみ）に対して融資を行う際、一般担保を設定することが可能となっている。一般担保を設定することにより、担保設定に伴う登記関係事務等が不要となる場合があるなど、事業者の負担が軽減されるとともに、融資の迅速化が図られている。

【表3-2-6-3】 一般担保制度を利用した公庫からの借入額 (単位：億円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
50	150	100	100	100	100

出典：沖縄電力株式会社「沖縄振興開発金融公庫からの借入に関する公告」

(課題及び今後の方向性)

- ・本措置によって電気料金の低減に一定の効果を上げているものの、地理的不利性により依然として他地域と比べて電力の供給コストが高い状況にある。
- ・安定的かつ適正な電気の供給は県民生活や経済活動における重要な課題であるため、本制度の継続が必要である。

【表3-2-6-4】 電源別発電費（1kWh当たり）の比較

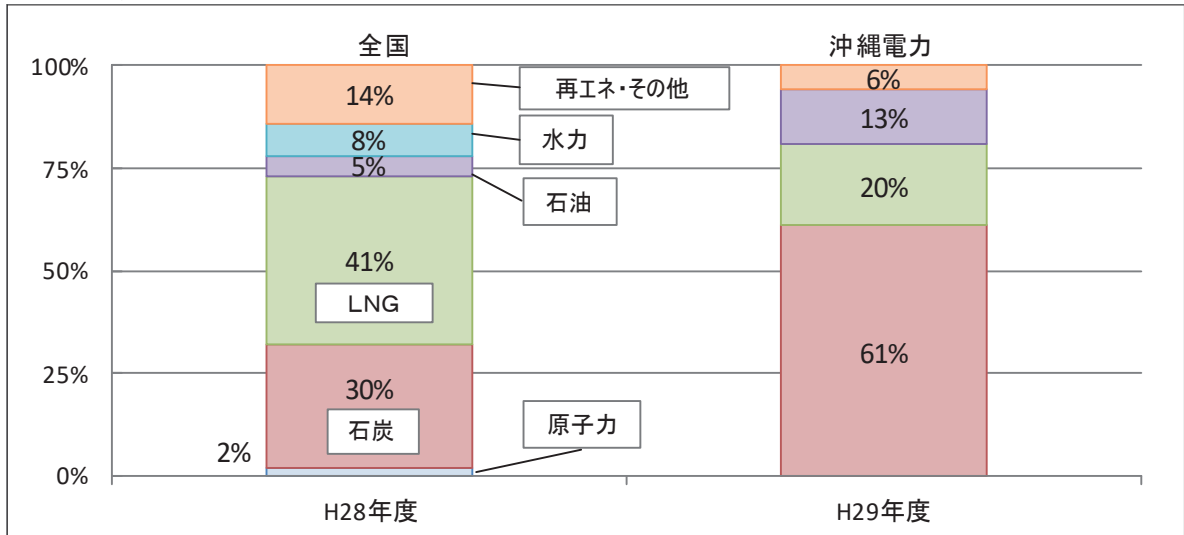
	沖縄電力	電力会社9社平均
水力	なし	5.01円/kWh
原子力	なし	7.16円/kWh
火力	12.93円/kWh	8.65円/kWh

注1：算出方法：電源別発電費÷電源別発電電力量

注2：原子力発電所停止の影響を排除するため、原子力についてはH20-22の3年平均で算出。

出典：沖縄県商工労働部産業政策課調べ

【図表3-2-6-5】 電力会社の発電電力構成比



注1：「再エネ・その他」にLPG（液化石油ガス）を含む。

出典：沖縄電力株式会社「経営参考資料集」

(7) 共助・共創型地域づくりの推進

一人ひとりが世代や性別及び国籍等に関わりなく、お互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会を実現するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「住んでいる地域や社会をよくする活動ができる機会が増えること」は13.9ポイント、「女性が社会活動に積極的に参加し、能力を発揮できること」は15.7ポイント上昇し、いずれも県民満足度が向上した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
住んでいる地域や社会をよくする活動ができる機会が増えること	11.1% (H21年県民意識調査)	25.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
女性が社会活動に積極的に参加し、能力を発揮できること	9.1% (H21年県民意識調査)	24.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現に取り組む。

このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図る必要がある。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化のため、交流と共創による地域づくりを推進する必要がある。

ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進 (成果等)

県民の社会参加活動の促進については、地域貢献活動等を行うNPO法人の設立手続等に対する支援を行い、平成22年度から平成30年度の間には285法人が設立認証されたほか、NPO法人の運営手続への指導助言を実施した。

また、沖縄県社会福祉協議会に設置された、ボランティアやNPO団体などの活動を推進・支援する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」の活動費等を助成することにより、ボランティアやNPO活動の普及促進に取り組んだ。

これらの取組などにより、平成30年度までのNPO認証法人数が734法人と増加し、目標値を達成する見込みである。さらに、県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に参加している会員の総数が2万4,446人となっており、目標値の達成に

向けて進展している。

なお、平成30年度末に活動しているNPO法人のうち、保健・医療又は福祉の増進を図る活動は289法人、社会教育の推進を図る活動は269法人、まちづくりの推進を図る活動は245法人となっている。（複数の活動分野を目的とする法人も含む。）

協働の取組の推進については、NPO法人と県の協働の取組推進に向け、沖縄県NPOプラザの運営やNPO法人に関する情報発信、広報啓発に取り組んだほか、NPO法人を対象とした会計、税務などの講座を開催し、NPO法人の運営を支援した。

また、民生委員・児童委員の担い手確保については、地域住民の最も身近な相談・支援のボランティアである民生委員・児童委員制度の普及啓発に努めたほか、民生委員・児童委員の資質向上のための研修の実施や民生委員・児童委員協議会への支援コーディネーターの派遣等による活動環境の改善により、地域住民のつながりや相互支援の強化に努めた。

さらに、市町村において、学習支援活動や登下校安全確保等の教育活動に地域住民をボランティアとして派遣する取組を支援したことで、毎年20万人前後のボランティアが学校支援に参加した。

これらの取組などにより、民生委員・児童委員充足率は、3年に一度の民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われた平成28年度は83.6%であったところ、平成30年度は86.2%となり改善したが、基準値の88.2%より後退しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、NPOと県の協働事業数は、基準値の71事業から平成30年度には394事業となり、現時点で目標値を達成している。

学校支援ボランティア参加延べ数は、基準値の12万人から平成30年度には21万9千人となり、目標値を達成する見込みである。

男女共同参画社会の実現については、女性の地位の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的に設置された沖縄県男女共同参画センター「ているる」を拠点として、女性団体等と連携や協力し、一般県民や企業向けの啓発講座の実施、女性相談、DV防止に関する広報活動等を実施したことで、男女共同参画に関する意識の醸成に努めた。

地域の活力と成長力の推進については、離島・過疎地域の条件不利性を克服し、バランスのとれた持続的な人口増加を図るため、移住者受入れに取り組む市町村と問題や課題を共有するとともに、市町村の創意工夫を支援するため、平成27年3月に沖縄県移住受入協議会を設置し、県と市町村の連携を強化した。

また、首都圏等において移住相談会を開催するなど、移住する際の注意点や地域の習慣等に関する情報を積極的に発信するとともに、移住体験ツアーを開催し、移住者受入れの課題把握を行った。

加えて、平成28年度からは、移住応援サイトである「おきなわ島ぐらし」の運用を通して、移住に関する情報発信を行っている。さらに、フェイスブックやツイッターサイトを開設し、住まい等を含めた移住情報を提供した。

これらの取組などにより、移住応援サイトアクセス数は、平成30年度で8万7,041回と現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
NPO認証法人数	509法人 (H22年度)	734法人 (H30年度)	758法人
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数【再掲】	17,377名 (H23年度)	24,446名 (H30年度)	29,000名
民生委員・児童委員充足率【再掲】	88.2% (H22年)	86.2% (H30年度)	97.8%
NPOと県の協働事業数	71事業 (H22年度)	394事業 (H30年度)	255事業
学校支援ボランティア参加延べ数	120千人 (H23年度)	219千人 (H30年度)	250千人
移住応援サイトアクセス数	—	87,041 (H30年度)	50,000

(課題及び対策)

県民の社会参加活動及び協働の取組の促進については、社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化しており、地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会を更に拡大することが課題である。

このため、地域における市民活動団体が充実した活動に取り組めるよう、市町村とも連携を図りながらNPO法人化の支援や運営基盤の強化、NPO法人に関する情報公開を引き続き推進する必要がある。

また、民生委員・児童委員については、担い手確保が課題となっている。要因としては、地域住民に民生委員・児童委員の存在や活動内容が正しく知られていないこと、貧困や虐待、生活困窮者の自立支援等、対応する福祉課題の複雑化・多様化により、業務量が増加していることなどが挙げられる。このため、民生委員・児童委員の活動環境の改善や担い手確保に引き続き取り組むとともに、地域住民がお互いに支え助け合う共生社会の実現に向けて地域ボランティアの養成を推進する必要がある。

さらに、地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、各地域住民の地域活動の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員の関係強化を図る必要がある。

男女共同参画社会の実現については、女性がライフステージに応じて安心して生活し、様々な分野でその持てる力を十分に発揮できる社会の実現が必要である。

このため、平成29年度に策定した「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」に基づき、男女共同参画の推進に関する諸施策の総合的かつ計画的な実施を図ってきたところであり、引き続き、関係団体と連携し、広報啓発に取り組むほか、男女

共同参画を更に加速させる講演会や研修会の開催などの取組を、市町村を含めた県全体で推進する必要がある。

地域の活力と成長力の推進については、人口が減ると地域社会を支える活動の担い手そのものが減少し、離島などの一部町村では、地域社会の崩壊につながることも懸念されることから、離島・過疎地域を含む県全域でバランスのとれた人口の維持・増加を図るとともに、防犯、伝統・文化の継承など、生活の様々な面での支え合いが可能となるよう、世代のバランスをとり、地域社会の維持・発展を図る必要がある。

イ 交流と共創による農山漁村の活性化 (成果等)

交流と共創による農山漁村の活性化については、グリーン・ツーリズム実践団体の連携体制の構築と共通の課題に対する検討を行うため、平成28年度に「沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク」を設立した。また、グリーン・ツーリズム実践団体の資質向上に向けた研修会を各地区で開催するなど、実践団体の連携強化と受入体制の品質向上を推進した。加えて、農山村及び離島地域等における地域住民ぐるみでの農村環境の保全管理活動や地域イベント等に対して支援した。

これらの取組などにより、グリーン・ツーリズムにおける交流人口は、基準値の4万人から平成29年には11.6万人に増加し、多面的機能活動取組面積においても、基準値の9,402haから平成30年度には2万880haに増加するなど、いずれも目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
グリーン・ツーリズムにおける交流人口	4万人 (H22年)	11.6万人 (H29年)	13万人
多面的機能活動取組面積(取組率)	9,402ha (26%) (H22年度)	20,880ha (54%) (H30年度)	22,000ha (57%)

(課題及び対策)

交流と共創による農山漁村の活性化については、農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念されることから、地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。

また、海に囲まれた本県の新鮮な水産物や漁労技術、自然環境や景観、伝統文化等は農山漁村を特徴づける優れた地域資源であり、このような農山漁村と県民・観光客等のふれあいの創出、地域コミュニティの基盤強化の促進、他産業との連携による活性化の取組等を推進する必要がある。

このため、地域の魅力ある素材の発掘、担い手や地域リーダーの育成及びその活動支援、地域の活力や魅力を高めるコミュニティ活動の充実など、地域住民の自主的で創意工夫によるむらづくりを支援するとともに、農山漁村や森林・海域が有する沖縄らしい風景づくり、歴史的・文化的資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能

の維持に取り組む必要がある。

また、観光リゾート産業など他産業と連携し、農家民宿を含めた農村体験交流プログラムの提供、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農漁業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農山漁村の経済活動を拡充する必要がある。

さらに、県内の人材不足や離島・過疎地域の活性化を図るため、県外の沖縄ファンや沖縄観光リピーターなどの関係人口を増やし、将来の移住につなげていく必要がある。

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備

世界を結ぶ架け橋として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展するための空港、港湾、陸上交通基盤を整備するほか、交通、物流コストの低減、国際的な交通ネットワークの構築を図り、国際的な競争力を強化するため、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

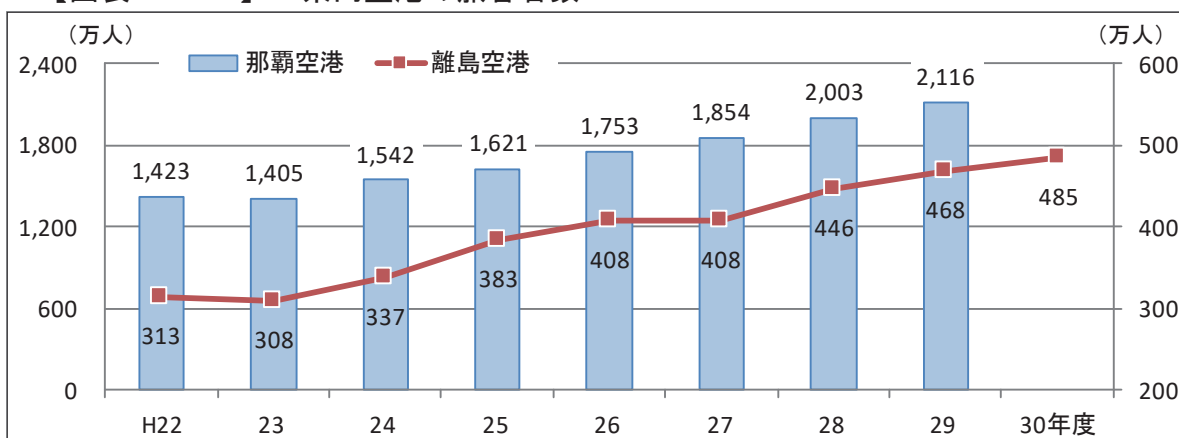
これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ、「県内空港の旅客者数」が離島空港で172万人増加し485万人と現時点で目標値を達成しており、那覇空港で693万人増加し2,116万人、「那覇空港の海外路線数(就航都市数)」が8路線増加し15路線、「クルーズ船寄港回数(県全体)」が416回増加し528回、「海路による入域観光客数(県全体)」が100万7,400人増加し112万3,800人と好調な推移を見せている。

「重要港湾の取扱貨物量」は、港湾情勢等の変化などもあり、基準年から64万トン減少し2,280万トンとなり、進展が遅れている。

<目標とするすがたの状況>

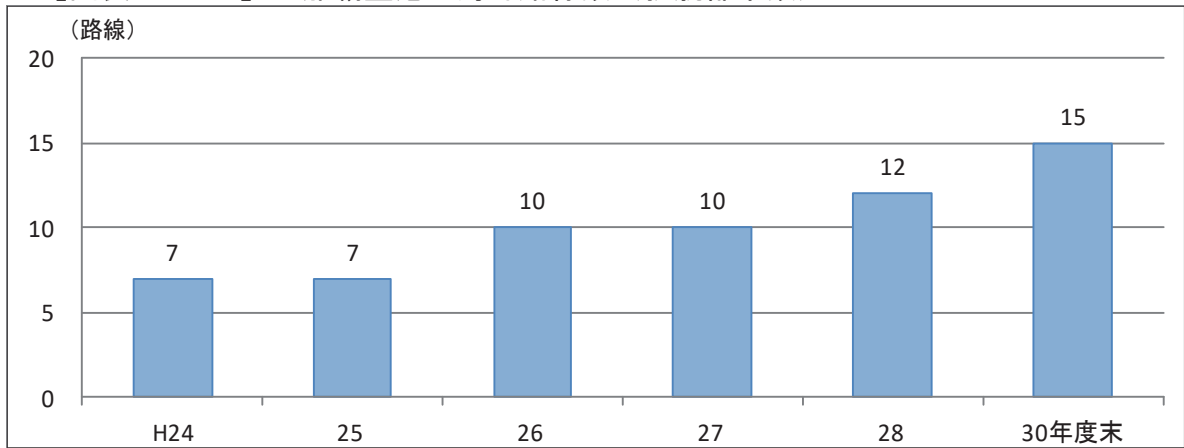
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
県内空港の旅客者数の増加	那覇空港1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H29年度)	2,123万人
	離島空港 313万人 (H22年度)	485万人 (H30年度)	426万人
那覇空港の海外路線数(就航都市数)の増加	7路線 (H24年度末)	15路線 (H30年度末)	15路線
重要港湾の取扱貨物量の増加	2,344万トン (H22年)	2,280万トン (H29年度)	2,528万トン
クルーズ船寄港回数・海路による入域観光客数(県全体)	112回	528回	933回
	116,400人 (H23年)	1,123,800人 (H30年)	2,000,000人

【図表3-3-1-1】 県内空港の旅客者数



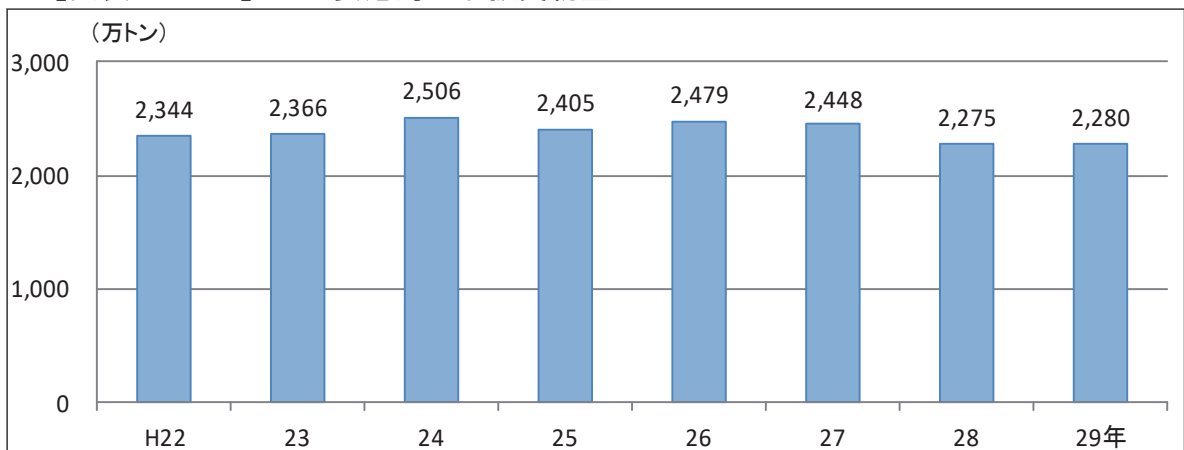
出典：那覇空港は国土交通省「空港管理状況調査」を基に作成、離島空港は沖縄県土木建築部「土木建築部のあらし」

【図表3-3-1-2】 那覇空港の海外路線数（就航都市数）



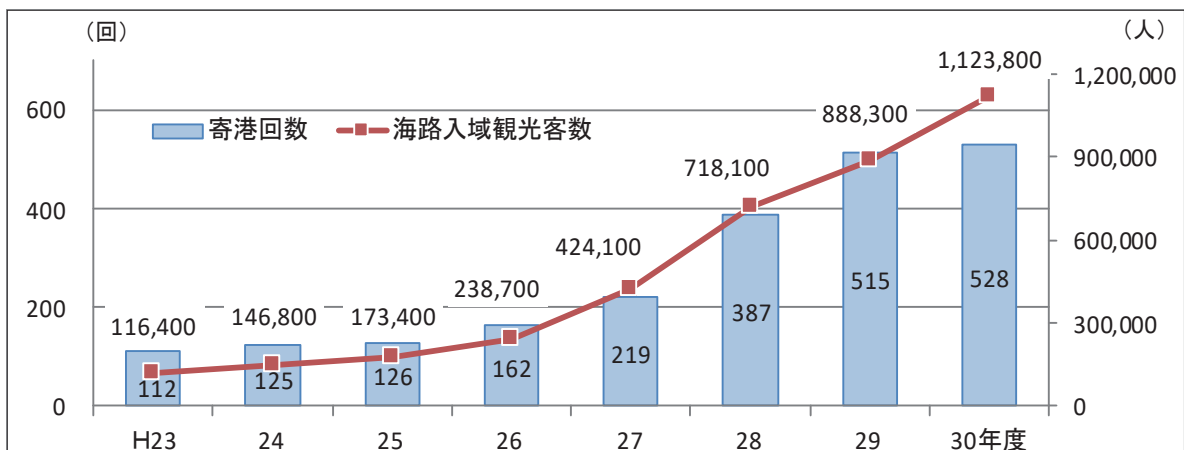
出典：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課調べ

【図表3-3-1-3】 重要港湾の取扱貨物量



出典：国土交通省「港湾統計」を基に沖縄県土木建築部作成

【図表3-3-1-4】 県全体のクルーズ船寄港回数及び海路入域観光客数



出典：寄港回数は各港湾資料を基に沖縄県土木建築部港湾課作成、海路入域客数は沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

自立型経済の構築に向けた基盤の整備については、万国津梁の精神の下、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進める。また、規制緩和等による交通・物流コストの大幅な低減やアジアを基軸としたネットワークの構築など、強くしなやかな自立型経済の構築に必要な不可欠な条件整備を図り、国際的な競争力を強化する必要がある。

このため、那覇空港の機能強化、離島空港の整備及び機能向上を図るとともに、那覇港、中城湾港等の整備、各拠点を結ぶ道路網の整備のほか、公共交通システムの充実、国際的な交通・物流ネットワークの構築、輸送コストの低減及び物流対策の強化に取り組む必要がある。

ア 国際交流・物流拠点の核となる空港の整備 (成果等)

陸上交通により他県と結ばれていない本県にとって、航空機は極めて重要な移動手段であり、航空機が発着する空港は県民の移動や離島からの救急搬送の拠点として、さらには、観光をはじめとする産業振興や交流・物流の拠点として重要な役割を果たしている。これらのことから、将来の発展を見据え、那覇空港の機能強化、離島空港の整備及び機能向上に取り組んだ。

那覇空港の機能強化については、滑走路増設整備において、国は環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続を終え、平成26年1月9日に公有水面埋立法に基づく埋立承認を得るなど、着実に工事を進めている。令和2年に予定している増設滑走路の供用開始により、那覇空港の滑走路処理容量（年間）は13.5万回から18.5万回に増加するとされていたところ、平成31年3月に国において、管制運用方式を工夫することにより24万回とすることが可能と発表された。

また、那覇空港における旅客ターミナルの整備については、国際線利用者の急増に対応するため、平成25年度に国際線旅客ターミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール駅までの移動利便性向上のため、立体連絡通路を整備した。さらに、平成30年度には際内連結ターミナルビルを供用開始し、施設の受入能力が強化されるとともに、それまで別棟だった国内線・国際線・LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、利便性が大幅に向上した。

これらの取組などにより、那覇空港の年間旅客数については、基準値の1,423万人から、平成29年度には2,116万人と693万人増加し、目標値を達成する見込みとなっている。

離島空港の整備及び機能向上については、平成25年3月に新石垣空港の供用が開始され、増便や機材の大型化が進んだ。その結果、新石垣空港の年間旅客者数（国際線）は、基準値の1.6万人から平成30年度には8.7万人と約7万人増加しており、現時点で目標値を達成している。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の滑走路処理容量(年間)	13.9万回 (H22年)	13.5万回 (H30年)	18.5万回
那覇空港の年間旅客者数	1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H29年度)	2,123万人
離島空港の年間旅客者数	313万人 (H22年度)	485万人 (H30年度)	426万人
新石垣空港の年間旅客者数(国際線)	1.6万人 (H22年度)	8.7万人 (H30年度)	8.0万人

(課題及び対策)

那覇空港の機能強化については、旅客数が年々増加しており、第二滑走路や、国際線と国内線を連結し一体化された旅客ターミナル施設の処理能力を最大限活用する必要がある。

また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの拡充、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空港として機能強化を図る必要がある。さらに、長期的な需要見込みをもとに、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。

離島空港の整備及び機能向上について、宮古・八重山地域では、C I Q（人員や貨物の出入国時に必要とされる手続を包括した総称）機能が十分でないなど、国際線受入れのための体制整備が課題となっている。このため、地域の拠点となる空港については、国際線受入機能の整備に取り組む必要がある。

また、離島空港については、施設の更新整備、機能向上等と併せて、利用者の利便性・快適性の向上に取り組むほか、海外の富裕層をターゲットとした将来的な観光振興の一貫として、プライベートジェット機等の受入体制構築を促進する必要がある。

イ 人流・物流を支える港湾の整備

(成果等)

島しょ県である本県において、港湾は物流輸送の大部分を支える産業基盤であり、国内外との交流の拠点としても重要な役割を果たしていることから、国際交流・物流拠点や魅力ある港湾を目指し、那覇港、中城湾港の整備、圏域の拠点港湾等の整備に関する取組を行った。

那覇港の整備については、港湾機能の強化を図るため、ガントリークレーンを2基増設したことに加え、冷凍コンテナ電源の整備を行ったことで、2隻同時接岸時にも一般的なサービス水準の施設提供が可能となり、荷役時間が短縮された。加えて、臨港道路浦添線が平成30年3月に開通したことにより、那覇港と背後圏との物流機能の

強化、那覇港や那覇空港と県内各拠点とのアクセス性が向上した。物流の高度化と併せて流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、那覇港総合物流センターを整備し、令和元年5月に開業した。

これらの取組及び入域観光客数の増加等により、那覇港の取扱貨物量については、基準値の1,004万トンから平成29年には1,216万トンと増加しており、目標値を達成する見込みである。

また、那覇港の観光客受入体制の充実については、泊ふ頭8号岸壁における旅客ターミナル及びボーディングブリッジの整備、新港ふ頭9号岸壁（貨物岸壁）における大型クルーズ船の受入機能の強化、緑地の整備を行うとともに、クルーズ船で寄港した旅行客に対する歓送迎セレモニーの実施等により、観光客の満足度向上を図った。これらの取組などにより、那覇港におけるクルーズ船寄港回数については、基準値の56回から平成30年には243回に増加しており、目標値を達成する見込みである。さらに、那覇港の年間旅客者数については、基準値の59万人から平成29年には165.7万人に増加しており、現時点で目標値を達成している。

中城湾港の整備については、新港地区において、定期船航路の就航実現に向けた実証実験を行ったことなどにより、鹿児島航路と先島航路の定期運航が開始されたほか、京阪航路でも定期航路化を目指して平成29年8月より実証実験を行っている。また、産業支援港湾としての港湾機能向上を図るため上屋建築工事を行い、平成27年度には西ふ頭、平成29年度には東ふ頭に各1棟が供用されているほか、自動車貨物集積拠点の形成を図るため、モータープール等の施設整備を行っている。

これらの取組などにより、中城湾港（新港地区）の取扱貨物量（供用済岸壁対象）については、基準値の61万トンから平成29年には94.6万トンと増加しているものの、東ふ頭が平成28年度に供用開始して間もないことから、取扱貨物量の実績が計画を下回っており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、大型クルーズ船の寄港要請に対応するため、航行の安全性を確認した上で受入体制を構築した結果、平成30年3月には16万総トン級のクルーズ船が寄港するなど、中城湾港（新港地区）におけるクルーズ船寄港回数は、基準値の2回から平成30年には28回と増加傾向にあり、目標値の達成に向けて進展している。

圏域の拠点港湾等の整備については、本部港において国際クルーズ船が寄港可能となる耐震強化岸壁の整備等を行った。加えて、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港道路等の整備を、石垣港においては岸壁、防波堤の整備をそれぞれ行った。本部港と平良港では国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民の連携が図られているほか、石垣港では平成30年4月にクルーズ船専用岸壁の暫定供用がなされるなど、国際クルーズ船の寄港回数及び旅客数の増加や、地元経済への波及効果が期待されている。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇港の年間旅客者数	59万人 (H23年)	165.7万人 (H29年)	123万人
那覇港の取扱貨物量	1,004万トン (H23年)	1,216万トン (H29年)	1,278万トン
那覇港におけるクルーズ船寄港回数	56回 (H23年)	243回 (H30年)	250回
中城湾港(新港地区)の取扱貨物量 (供用済岸壁対象)	61万トン (H23年)	94.6万トン (H29年)	230万トン
北部、宮古、八重山圏域におけるクルーズ船寄港回数	56回 (H23年)	252回 (H30年)	631回
中城湾港(新港地区)におけるクルーズ船寄港回数	2回 (H23年)	28回 (H30年)	52回

(課題及び対策)

那覇港の整備については、本県の新たなリーディング産業として期待される臨空・臨港型産業の集積に向け、集貨・創貨を促進し流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、国際・国内貨物を取り扱う総合物流センター等の整備、航路網の充実、那覇空港との効率的な機能分担等により国際的な物流拠点にふさわしい港湾機能の強化を図っていく必要がある。

また、本土では長距離トラックから船舶へのモーダルシフトが進んでいることから、那覇港においては外航貨物を輸入、仕分けし、内航貨物へと転換する取組等により、片荷輸送の解消を図る必要がある。

新港ふ頭地区については、那覇港の貨物の7割が集中し、RORO船の大型化や内貿貨物の大型化により貨物が集中しており、港湾施設の狭あい化により作業効率が低下している。新港ふ頭における作業効率の低下を解消するため、新たな内外貿ユニットロードターミナル等の整備や既存ふ頭の再編を行う必要がある。

浦添ふ頭地区については、長期構想検討委員会にてユニットロード貨物を中心とした内外貿貨物の物流拠点として位置付けられており、貨物の増加により、整備の重要性が高まっている。浦添ふ頭においても、貨物の増加に対応するため、新たな内外貿ユニットロードターミナルの整備を推進する必要がある。

また、貨物船と旅客船・フェリーの混在、台風時及び冬季風浪時の港内波浪等が問題となっており、利便性の向上や効率的で安全な港の整備が必要である。

さらに、近年の船舶の大型化に対応した岸壁やふ頭用地等の充実、港湾貨物の円滑な輸送を確保する臨港道路等の整備が課題となっている。このため、防波堤や耐震岸壁、ふ頭用地や上屋、臨港道路等、港湾施設の整備、充実・強化を図る必要がある。

クルーズ船の誘致については、世界及び東アジアのクルーズ需要への対応、旅客の満足度向上や国際クルーズ拠点形成を図るため、新港ふ頭における第2クルーズバー

スの整備や浦添ふ頭における岸壁・クルーズターミナル整備など、更なるクルーズ船誘致に向けた取組を強化する必要がある。

あわせて、国際海洋リゾート港湾に向け、浦添ふ頭コースタルリゾート地区の形成を推進するほか、観光客の安全性・快適性・利便性の確保など、受入体制の充実、強化に向けた対応が必要である。

中城湾港については、新港地区において、定期船航路をはじめとした物流サービスや港湾機能が十分でないため、中部圏域の貨物の多くが陸上輸送コストのかさむ那覇港から搬出入しているという課題がある。このため、那覇港との適正な機能分担、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。

また、災害時における緊急物資等の輸送が可能となる港湾機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する必要がある。

さらに、クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、港湾関係者や関係自治体等と協議をしながら、安全性・利便性を考慮した施設等の整備を行い、持続可能な受入体制強化を図っていく必要がある。

また、地域から要望のあるスーパーヨットについては、地元関係者や有識者の意見を踏まえた上で検討する必要がある。

圏域の拠点港湾等の整備について、本部港（北部）及び平良港（宮古）においては、国際クルーズ船が寄港可能な岸壁やターミナル施設整備、石垣港（八重山）においては第2クルーズ岸壁や大型旅客船ターミナルの整備など、国際クルーズ船の寄港・就航を促進するため港湾機能を強化する必要がある。

ウ 陸上交通基盤の整備 (成果等)

陸上交通は、県民生活や観光客の利便性向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、公共交通機関の整備等、多様なニーズに対応するため、幹線道路網の整備及び公共交通システムの充実に取り組んだ。

幹線道路網の整備については、平成27年3月に那覇空港自動車道の豊見城東道路、平成29年3月に沖縄西海岸道路の糸満道路が全線供用開始したほか、平成30年3月には浦添北道路及び浦添西原線（港川道路）の暫定供用を開始した。

また、交通渋滞への短期的な対策として、右折車線の設置等による交差点改良（渋滞ボトルネック対策）を推進している。

これらの取組などにより、主要渋滞箇所数は、基準値の191箇所から平成30年度には186箇所と減少しており、目標値の達成に向けて進展している。

公共交通システムの充実については、モノレール延長整備事業に取り組み、首里駅～てだこ浦西駅までの約4.1kmを延長し、令和元年10月1日に開業した。また、てだこ浦西駅周辺においては、沖縄自動車と浦添西原線、都市モノレールが連結する優れた交通結節機能を確保するため、インターチェンジや1,000台規模のパークアンドラ

イド駐車場等の整備を実施しており、自動車から公共交通への転換促進が見込まれる。

モノレールの乗客数については、観光客の増加やモノレール沿線での都市開発、施設整備等により、平成30年度において5万2,355人/日となり、現時点で目標値を達成している。

新たな公共交通システムの導入としては、一括交付金制度を活用した公共交通利用環境改善事業や交通体系整備推進事業を行っている。平成24年度からノンステップバスの導入に取り組んでおり、平成30年度時点で215台導入された。

同じく平成24年度から「わった〜バス党」を活用した広報活動、平成25年度から沖縄本島路線バス総合案内システム「バスなび沖縄」の配信を行っている。

加えて、平成26年度からはモノレール及び乗合バスにおいて改札機や運賃箱にタッチするだけで自動精算できるIC乗車券システムOKICAのサービスが開始された。

このほか、平成26年度及び30年度には基幹バス導入に向けたバスレーン延長（国道58号・久茂地～伊佐間）、平成28年度から平成30年度には基幹バス導入に向け、那覇～コザ間の全45バス停のうち14バス停に停車する急行バスの実証実験などを実施した。

これらの取組などにより、バスの乗降時間や待ち時間及び所要時間の短縮が図られるなどの利用環境の改善効果が現れているものの、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度に7万2,161人/日と平成18年度の基準値を下回っており、目標値の達成に向けて進展が遅れている一方で、バスの利用環境改善に係る取組を開始した平成24年度以降は、利用者の減少に歯止めがかかりつつある。

さらに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入については、平成24年度から平成25年度に鉄軌道のルートや事業スキーム等を検討した。その結果、特例的な制度の創設により事業採算性確保の可能性があることが示された。構想段階における計画案づくりは、平成26年度から県民や市町村等との情報共有や学識経験者等で構成される専門委員会での審議を踏まえながら、5つのステップで段階的に検討を進めてきた。平成30年5月、県は、鉄軌道導入に当たってのおおむねのルートを含む概略計画及びフィーダー交通ネットワークのあり方、計画段階以降の課題や取組方針等について取りまとめた「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定した。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
主要渋滞箇所数【再掲】	191箇所 (H24年度)	186箇所 (H30年度)	181箇所
モノレールの乗客数【再掲】	35,551人/日 (H22年度)	52,355人/日 (H30年度)	50,984人/日
乗合バス利用者数【再掲】	80,745人/日 (H18年度)	72,161人/日 (H29年度)	130,274人/日

(課題及び対策)

幹線道路網の整備については、主要渋滞箇所数の減少など着実に進展しているものの、各拠点間を結ぶ広域道路ネットワークが不十分な状況となっている。

また、沖縄は自動車への依存が高く、自動車保有台数の増加、中南部都市圏への人口集中、レンタカー利用の増加等により慢性的な交通渋滞が依然として発生している。

このため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路等、本島南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路等の早期構築や、主要渋滞箇所における渋滞ボトルネック対策に引き続き取り組む必要がある。

公共交通システムの充実については、交通渋滞が慢性化し、乗合バスの定時運行ができずバス離れが進むなど、道路交通サービス低下の悪循環が生じている一方、高齢社会に対応した移動環境や交通手段の確保が課題となっている。

このため、自動車から公共交通への転換を目的に、公共交通の需要喚起、利用促進に努めるほか、自動車と公共交通及び公共交通機関相互の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、骨格軸である鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通が連結する南部・中部・北部の有機的な公共交通ネットワークの構築について、引き続き取組を進める必要がある。加えて、アジアのダイナミズムを取り込みながら、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環を創り上げるため、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道の実現に向け、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら取組を推進する必要がある。

エ 国際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化

(成果等)

国際交流・物流拠点の形成に不可欠な国際競争力のある空港・港湾の機能強化を目指して、国際的な交通・物流ネットワークの構築、輸送コストの低減及び物流対策の強化に関する取組を行った。

国際的な交通・物流ネットワークの構築については、国内外とのネットワークの拡充を図るため、空路については、沖縄路線における着陸料、航行援助施設使用料、航空機燃料税の軽減措置が継続されており、貨物便の路線拡充により平成21年10月にスタートしたANAの貨物ハブ路線（海外5路線）は、再編を経て平成30年10月に海外6路線となった。また、沖縄の国際的な観光拠点としての機能を高めるため、チャーター便や新規路線の就航に向けた誘致活動及び支援の実施、既存便の増便・大型化等の交通ネットワーク拡大を促進した。

これらの取組などにより、那覇空港の国際路線数（就航都市数）は、これまでの東アジア地域に加え、タイやシンガポールといった東南アジア地域への新規就航が実現するなど、基準値の7路線から平成30年度には15路線に増加し、現時点で目標値を達成している。

一方で、那覇空港の国際貨物取扱量については、近年、貨物便の減便等もあり、基準値の15万トンから平成30年度には12万トンに減少し、目標値の達成に向けて進展が遅れていることから、更に取り組を推進する必要がある。

海路については、国際貨物の増大に向け、平成27年4月に台湾の主要9港湾の管理会社である台湾港務株式会社（TIPC）と那覇港管理組合のパートナーシップ港の覚書が締結された。

また、那覇港を利用する荷主を対象とした実証実験を行った結果、これが契機となり民間企業の業務提携がなされ台湾との定期航路が開設された。これにより、那覇港から世界各国への輸出が可能となった。

中城湾港については、鹿児島航路の実証実験を継続してきたことから固定荷主が付き、平成27年4月には実証実験に協力した船会社が定期運航を開始したほか、先島航路についても別の船会社が平成26年11月から定期運航を開始し、定期船の就航を実現できた。加えて、平成29年8月からは、京阪航路の定期航路化を目指し、実証実験を行っている。

輸送コストの低減及び物流対策の強化については、農林水産物の輸送コスト低減を図るため、本土向けに出荷する農林水産物の輸送費の一部を補助した。その結果、当該取組による農林水産物の県外出荷量は、平成25年度の5万298トンから平成30年度には6万5,113トンに増加した。畜産分野では、物流対策の強化を図るため、流通保管施設を設置し、香港を中心としたアジア市場の量販店等向けにプロモーション活動を実施した結果、県産食肉等の輸出量は平成24年の26.6トンから平成30年には181トンとなった。

また、国際物流拠点産業集積地域において、国際物流拠点の形成を促進するための物流関連施設整備を行った。さらに、県産品輸出事業者に対し、コンテナ借上げ事業による物流支援を実施したことで、初期における価格競争力の優位性を高め、取引拡大及び輸出量増大へつなげることができた。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の国際路線数(就航都市数)	7路線 (H24年度)	15路線 (H30年度)	15路線
那覇空港の国際貨物取扱量	15万トン (H22年度)	12万トン (H30年度)	40万トン
那覇港の外貨取扱貨物量	120万トン (H23年)	120.3万トン (H29年)	342万トン

(課題及び対策)

国際的な交通・物流ネットワークの構築については、国際的な観光及び物流の拠点としての機能を高めるため、空港、港湾のインフラ整備と併せて、国内・海外との交

通・物流ネットワークの拡充を図っていくことが課題である。

このため、航空路線については、公租公課の軽減措置及び拡充とこれらの利用促進を図るとともに、那覇空港際内連結ターミナル及び下地島空港国際線等旅客施設の供用開始を契機とした路線誘致活動等、新規航空会社の参入を促進し航空ネットワークの拡充に取り組む必要がある。

また、航路については、各種規制緩和の活用等により沖縄と本土主要港を結ぶ航路網を拡充するほか、アジアの主要港とのネットワーク拡充に取り組む必要がある。

輸送コストの低減及び物流対策の強化については、本土から遠隔地にあるという地理的特性が物流の高コスト化につながり、産業振興における大きな制約要因となっている。このため、流通・配送拠点の機能強化や活用、物流ルートの多様化、輸送体制の最適化等により物流の効率性を高め、物流コスト低減やリードタイム短縮を図ることが必要である。加えて、C I Qに係る体制の強化を国に求めるとともに、貿易に係る諸手続の簡素化、迅速化を図る必要がある。

(2) 世界水準の観光リゾート地の形成

沖縄の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラム（高付加価値型観光）を戦略的に展開するとともに、安全・安心・快適な観光地としての基本的な旅行環境の整備等により、新たな“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指し、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「観光収入」は3,558億円増加し7,341億円、「入域観光客数」は447.6万人増加し1,000.4万人、うち外国人客数については269.9万人増加し300万人となり、目標値の達成に向けて着実に増加している。

「平均滞在日数」は、国内客、外国空路客ともに伸び悩んでいることに加え、滞在が短いクルーズ客の増加により、0.2日減少し3.59日となり、基準値から後退した。

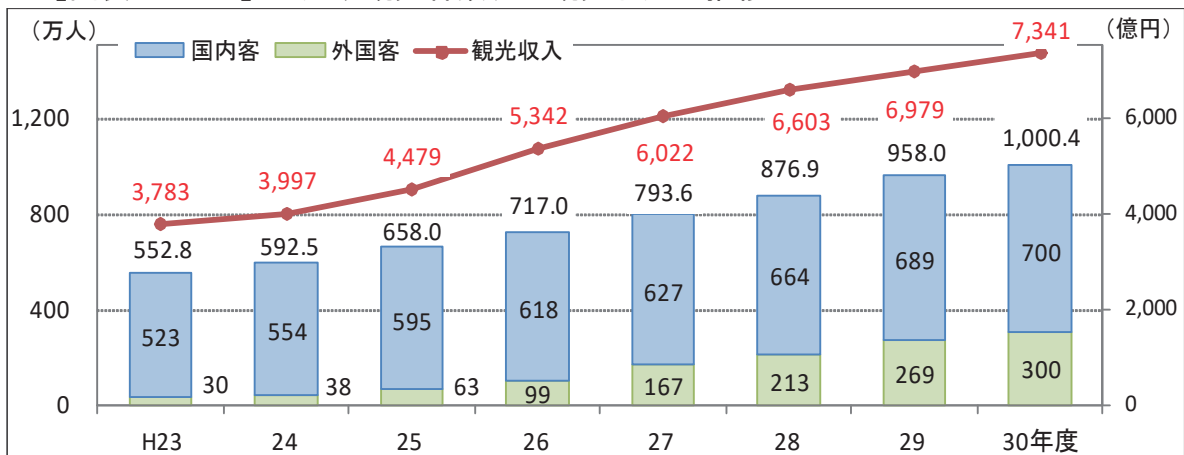
「沖縄旅行に対する観光客の満足度（総合評価が国内：「大変満足」、海外「大変満足・満足」の比率）」は、国内観光客が6.8ポイント上昇し59.1%、海外観光客は54.8ポイント上昇し85.9%となった。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
観光収入の増加	3,783億円 (H23年度)	7,341億円 (H30年度)	1.1兆円
平均滞在日数の増加	3.79日 (H23年度)	3.59日 (H30年度)	4.5日
入域観光客数の増加 (うち外国人観光客数)	552.8万人 (H23年度) 30.1万人 (H23年度)	1,000.4万人 (H30年度) 300万人 (H30年度)	1,200万人 400万人
沖縄旅行に対する観光客の満足度の向上(総合評価が国内:「大変満足」、海外:「大変満足・満足」の比率)	国内:52.3% (H21年度) 海外:31.1% (H23年度)	国内:59.1% (H30年度) 海外:85.9% (H30年度)	国内:70.0% 海外:50.0%

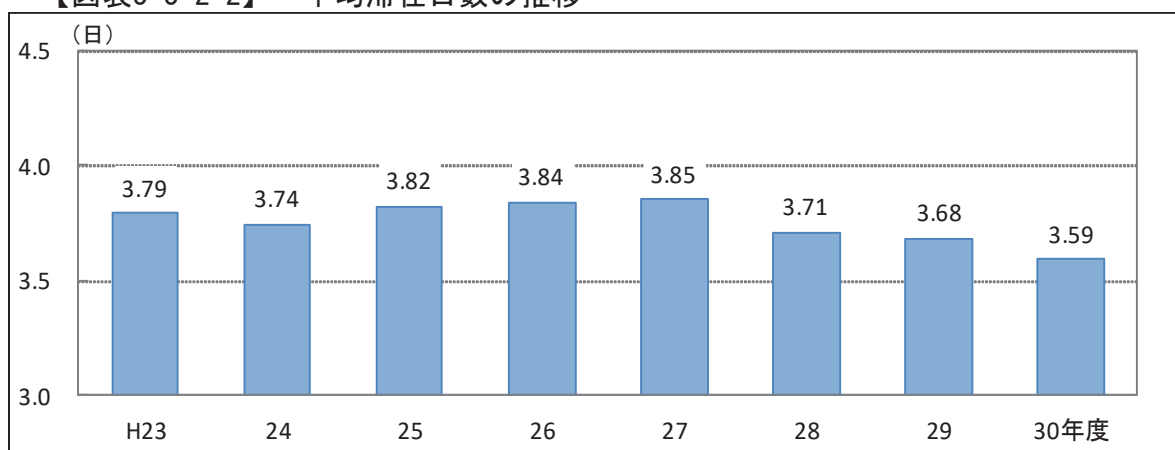
注1：海外観光客の満足度について、平成23年度は「大変満足」の項目がないため「満足」のみ対象としている。

【図表3-3-2-1】 入域観光客数及び観光収入の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

【図表3-3-2-2】 平均滞在日数の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

世界水準の観光リゾート地の形成に向けては、国際的な質の高い沖縄観光ブランドの確立や、消費額の高い富裕層の誘致をはじめ、付加価値の高い観光商品の造成や観光客の受入体制の整備、観光人材の育成・確保等を展開し、観光の質的転換に取り組む必要がある。このため、「国際旅客ハブ」構想などの推進による欧米等リゾート需要の開拓をはじめ、離島観光や広域周遊観光の促進により滞在日数の延伸に取り組むとともに、MICEの振興、地産地消の促進などを通じて沖縄観光の高付加価値化を図る必要がある。

ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立 (成果等)

沖縄が持つ様々な資源を活用し、環境共生型観光や文化資源活用型観光、スポーツツーリズム、ウェルネスツーリズムなど、従来の沖縄観光に付加価値を加えた魅力あふれる観光を推進し、世界に誇れる沖縄観光ブランドを形成するための取組を行った。

環境共生型観光の推進については、自然環境に配慮した安全性の高い高品質なエコツーリズムを推進するため、コーディネーター育成研修会、世界自然遺産登録などエコツーリズムに関する国内外の情勢や諸課題をテーマとした研究大会の開催等を通じて情報発信を行った。

また、環境負荷低減の取組指針が各市町村に必要であることから、市町村を対象とする説明会を開催し、環境保全のためのルール作りを促進した。さらに、自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを強化するため、市町村が行う保全ルールの看板設置や保全ルールのパンフレット作成を支援した。

世界自然遺産登録を目指している国頭村、大宜味村、東村のやんばる3村においては、地域固有の資源を持続可能な形で活用した観光による地域振興を図るため、3村が一体となり「やんばる森林ツーリズム推進全体構想」を策定した。

さらに、観光客の増加に伴って顕在化した課題に対応し、世界水準の観光リゾートの形成を実現するためには、安定的かつ持続的な財源確保が求められることから、観

光振興を目的とする法定外目的税導入に向けて取り組んだ。制度の導入に向けて、有識者及び観光関連団体等で構成する委員会を設置し、制度設計等について検討を重ねている。

沖縄独自の観光プログラムの創出については、観光客の平均宿泊日数や一人当たりの観光消費額向上のため、ボトム期対策として、閑散期のイメージ改善に向けたプロモーション、モデル実証事業による商品造成を行ったほか、地域の観光を推進する県内観光協会へのアドバイザー派遣、市町村や関係団体等とのネットワーク構築、セミナーやワークショップ開催、人材育成等を行った。

また、観光客がダイビング等の観光サービスを安心して利用できるよう、経営者向けセミナーの開催及びガイドダイバー養成等の人材育成を行ったほか、世界的な博覧会を沖縄で開催し、外国人ダイバーの誘客に取り組んだ。さらに、着地型・滞在型観光の推進するため、沖縄が持つ様々な地域観光資源を活用した沖縄独自の観光商品（高付加価値型観光）の開発、着地型体験観光メニュー、外国人向けエンターテインメント、教育分野における新たな旅行プログラムの開発等を支援した。

これらの取組などにより、エンターテインメント創出・観光メニューの商品造成数（累計）は、基準値の12件から平成30年度には125件となり、目標値を達成する見込みである。

スポーツコンベンションの推進については、受入スポーツ施設の環境整備を図る必要があるため、芝生の専門的管理技術を有する人材を育成した。モデル事業や巡回支援事業により、各市町村等への芝生管理に対する認識の向上に努めた結果、グラウンド芝生環境は向上し、施設の充実を図ることができた。これらの取組などにより、サッカーキャンプの誘致件数は、平成24年度の9件から平成30年度には過去最高の28件となった。

また、スポーツキャンプ等の誘致・受入れをワンストップで行う窓口として「スポーツコミッション沖縄」を設立し、各種相談や誘致活動を実施するなど、受入支援体制を強化した。これらの取組などにより、スポーツキャンプ合宿の実施件数・県外・海外参加者数については、平成29年度の実施件数で407件と、現時点で目標値を達成し、県外・海外参加者数で1万1,649人と基準値より増加しており、目標値を達成する見込みとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
旅行中に行った活動(エコツアー)	1.3% (H23年度)	2.4% (H30年度)	2.2%
エンターテインメント創出・観光メニューの商品造成数(累計)	12件 (H23年度)	125件 (H30年度)	170件
沖縄へのリピート回数(沖縄旅行の回数で2回目以上の比率)	—	21.8% (H30年度)	23.5%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
スポーツコンベンションの開催件数・県外・海外参加者数	460件 (H22年度)	631件 (H29年度)	700件
	75,056人 (H22年度)	71,495人 (H29年度)	73,000人
スポーツキャンプ合宿の実施件数・県外・海外参加者数	228件 (H22年度)	407件 (H29年度)	400件
	6,542人 (H22年度)	11,649人 (H29年度)	13,000人

(課題及び対策)

観光リゾート産業の更なる振興に向けては、沖縄の重要な観光資源である自然環境や「沖縄らしい」風景・景観の保全・再生を図りつつ、文化、スポーツ、医療・健康サービスを観光資源として利活用し、沖縄観光の魅力の再構築を図るなど、世界水準の観光リゾート地としてのブランドイメージを高めることが重要な課題である。また、観光消費額の向上に向け、滞在日数の延伸につながるメニューや高価格帯の観光商品の発掘・開発を促進する必要がある。

環境共生型観光の推進については、沖縄の貴重な自然環境と観光振興を持続的に両立させるため、沖縄独自の環境負荷低減の取組指針策定や、市町村や地域が主体となって行う自然環境等の保全に配慮した観光地づくりの強化が課題である。このため、自然環境の保全と持続的な利用を目的とした保全利用協定締結の普及に取り組むほか、観光面でのプロモーション支援等を実施する必要がある。

観光プログラムの創出については、観光客の平均滞在日数の延伸や一人当たりの観光消費額向上のため、多様な旅行ニーズに対応した着地型観光・滞在型観光の推進、広域周遊ルートの開発、沖縄型特定免税店制度の推進等に取り組む必要がある。

また、国内市場への多様な魅力の訴求や、欧米等リゾート需要の受入れ等のため、沖縄本島における取組に加え、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域の活用に向けた離島の認知度向上と受入環境の整備を図る必要がある。

スポーツコンベンションの推進については、スポーツキャンプ等を誘致するため、受入スポーツ施設の充実やスポーツの種目・レベルに合わせた施設環境の整備を図る必要がある。また、沖縄におけるスポーツの企画、運営、宣伝、支援に係る人材育成などの受入体制整備も課題となっている。このため、質の高い競技環境にするための助言を行うスポーツ施設設備改善アドバイザーを派遣するほか、スポーツマネジメント人材の育成に取り組む必要がある。

このほか、「スポーツコミッション沖縄」や受入市町村と連携し、スポーツキャンプ・合宿が継続・発展して実施できるよう連携を強化する必要がある。

イ 市場特性に対応した誘客活動の展開 (成果等)

人口減少社会を迎えた日本の社会構造の変化に適切に対応するとともに、成長著しいアジア諸国をはじめとした海外からの観光客を誘客するため、マーケティングに基づく国際観光ブランドの定着を図るとともに、戦略的なプロモーション活動を推進した。

国内誘客については、新たな観光需要の創出を図るため、季節ごとに観光誘客ターゲットを特定し、WEBや各種メディア、航空会社が持つ媒体を活用したプロモーション、航空会社と連携した路線拡大や需要喚起を目的とするイベント開催のほか、FAMツアー（現地訪問視察）などの実施による観光商品の造成を推進した。また、直行便就航地を中心に、メディアやイベントを活用したプロモーションを展開し、地方路線の利用促進を図った。さらに、世界水準の観光リゾート地としてのブランドイメージを高めるため、これまで海外で活用してきた沖縄観光ブランドのキーコピーである「Be. Okinawa」を国内においても活用し、イメージ動画の発信など、沖縄観光のブランド戦略を推進した。

リゾートウェディングについては、国内外でのブライダルフェアへの出展や広報媒体を活用した認知度向上及び潜在需要の掘り起こしを実施した。県内チャペル数の増加と相まって、リゾートウェディング実施組数は、平成23年の8,872組（うち海外256組）から平成29年には1万7,288組（同2,066組）となり、過去最高を記録した。平成28年度からは、ハネムーンやシニア世代の結婚記念旅行も対象を拡大したカップルアニバーサリーーツリズムを推進しており、国内外から幅広いカップルが訪れる旅行先としてのブランド力強化に取り組んでいる。

これらの取組などにより、入域観光客数(外国人除く)については、基準値の522.6万人から平成30年度には700万人に増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

修学旅行については、東京、大阪で商談会を開催するとともに、地方都市において説明会を開催するなど、沖縄への誘致活動を行った。また、新たな市場として海外からの教育旅行誘致を目指し、アジア各国での現地セールス活動や、学校関係者のFAMツアーを実施した。

これらの取組などを進めているものの、修学旅行者数については、国内の小中高校生生徒数の減少や国内他地域との競合激化等の影響により、基準値の45.2万人から平成29年には43.2万人と減少しており、一定規模の実績を維持できているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

海外誘客の推進については、定着化を目指し、沖縄観光ブランドのキーコピーである「Be. Okinawa」を活用したイメージ動画の発信など、沖縄観光ブランド戦略を推進した。

海外からの効果的な誘客活動の展開を図るため、日本政府観光局(JNTO)の海外事務所や各国観光協会、MOU(相互連携協定)を締結したシンガポールのチャンギエアポートグループとの連携を強化し、重点市場(台湾、韓国、中国、香港)や、戦略開拓・新規市場(東南アジア、北米、欧州、オーストラリア、ロシア)の旅行博において沖縄観光ブースを出展し、プロモーション活動を行った。

また、海外事務所や委託駐在員がウチナーネットワークも活用しつつ現地における

経済情報やビジネスニーズ等を広く収集し、県内関係機関に対し情報提供・情報交換を行い、誘客可能性の高い国・地域を絞り、（一財）沖縄観光コンベンションビューローなどと連携し国際観光展に出展するなどの活動を展開した。

これらの取組などにより、重点市場や戦略開拓市場（タイ、シンガポール等の東南アジア）において航空路線の新規就航及び既存路線の増便につながった。

さらに、欧米等からの誘客を強化するため、那覇空港の充実した国内・国際路線網を活用し、沖縄を拠点に日本やアジアでの周遊型旅行を提案する「国際旅客ハブ」構想を発表し、同構想に基づき航空会社と連携したプロモーションを実施した。

クルーズ船誘致については、船社訪問や展示会出展、ポートセールスなどを実施したほか、乗客の満足度向上を図るため、シャトルバス支援や受入団体への支援、歓送迎セレモニーの実施など、乗客のニーズに合った受入体制強化を推進した。その結果、寄港回数や入域乗船客数の増加につながった。

これらの取組などにより、外国人観光客数のうち空路来訪者数は、円安の継続により訪日旅行需要が高まったこと等も影響し、平成30年度に180.3万人と平成23年度比で9.9倍に増加しており、目標値を達成する見込みである。また、海路来訪者数についても、クルーズ船の寄港回数の増加により、平成29年度に119.7万人と平成23年度比で10.0倍に増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

外国人観光客の満足度向上を図るため、多言語で観光案内等を行う多言語コンタクトセンターの運営や、飲食店や宿泊施設などのメニュー、ホームページ等の翻訳に係る費用の支援、緊急医療体制整備に係る医療通訳育成研修など、受入体制構築に係る取組を実施した。また、外国人観光客の急なケガや病気などの医療受診に対応するため、平成30年4月に24時間365日医療通訳サービスを多言語で対応するコールセンターを開設した。

これらの取組などにより、沖縄旅行に対する外国人観光客の満足度（旅行全体の評価が「満足」の比率）は、基準値の31.1%から平成29年度には85.9%と大幅に上昇しており、現時点で目標値を達成している。

このほか、国内外の富裕層の獲得に向けては、誘致戦略を策定するため、富裕層旅行市場の実態や県内での受入状況についての調査を実施し、受入れに当たっての課題を抽出した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
入域観光客数(外国人除く)	522.6万人 (H23年度)	700万人 (H30年度)	800万人
修学旅行者数	45.2万人 (H23年)	43.2万人 (H29年)	45.2万人
外国人観光客数	30.1万人 (H23年度)	300万人 (H30年度)	400万人
（うち空路来訪者数）	18.2万人 (H23年度)	180.3万人 (H30年度)	200.0万人
（うち海路来訪者数）	11.9万人 (H23年度)	119.7万人 (H29年度)	200.0万人

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄旅行に対するリピーターの満足度 (旅行全体の評価が「大変満足」の比率)	51.7% (H21年度)	48.1% (H29年度)	60.0%
沖縄旅行に対する外国人観光客の満足度 (旅行全体の評価が「満足」の比率)	31.1% (H23年度)	85.9% (H29年度)	50.0%

(課題及び対策)

国内誘客については、我が国が少子高齢化の進行による人口減少社会へ突入したため、量的拡大は厳しさを増すものと想定される。沖縄観光のリピーター率は約85%と高く、一方で、沖縄を一度も訪れたことのない方々も多いことから、新たな観光需要を開拓する余地は十分残されている。このため、新規需要開拓に向けたプロモーション活動を展開するとともに、沖縄観光ブランドの「Be. Okinawa」を浸透させることにより沖縄観光のブランド化を図る必要がある。

海外誘客については、アジアからの観光客が増加傾向にあるが、欧米地域の観光客は全体の約2.5%にとどまっており、海外における沖縄の認知度は依然として低い状況にある。このため、市場ごとに認知度や直行便の有無等による優先順位を付け、効果的で戦略的なブランディング活動及びプロモーション活動を展開する必要がある。

また、「国際旅客ハブ」構想や拡大するアジアのクルーズ市場の拠点となるための「東洋のカリブ」構想を柱として、空と海の両方からの誘客を拡大するための取組を推進する必要がある。

国内外の富裕層の誘客に当たっては、富裕層市場における沖縄の認知度を高める取組と併せて観光関連事業者と連携し、質の高いサービスを提供できる体制を構築し、観光関連産業の高付加価値化につなげる取組を推進する必要がある。

目まぐるしく変化する多様な観光ニーズに対応するためには、プロモーションやマーケティングにおいてICTを活用し、観光情報の発信、観光客のトレンドや満足度の把握等に努めていくことが必要となっている。

ウ 大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興

(成果等)

沖縄観光に”ビジネスツーリズム”という新機軸を打ち出し、ビジネス目的の来訪を促す観光施策を強化するとともに、ビジネスイベントを通じてアジアの活力を取り込む新たな施策を展開し、戦略的なMICE振興を推進することにより、国際的なMICE開催地としてのブランド確立を目指すための取組を行った。

マーケティングに基づくプロモーションの展開については、戦略的なMICE振興施策の推進を図るため、国内外のMICE市場動向調査や競合地とのマーケットリサーチを行い、M (Meeting) / I (Incentive) / C (Convention) / E (Exhibition/Event) ごとに重点誘致分野と重点取組事項を定めた沖縄MICE振興戦略を策定した。観光リゾート地としての優位性や県内の先進研究を踏まえ、沖縄が主催者にど

のような価値を提供できるかを表現した沖縄MICEブランドを制作し、MICE開催地としての沖縄の都市ブランド力向上に取り組んだ。県外・海外市場における知名度向上や沖縄開催の魅力発信に向けて、MICE見本市・商談会への出展や誘致セミナーを開催したほか、FAMツアー（現地訪問視察）などによる誘致・広報事業を実施した。

主催者に対しては県民向け公開講座の開催を促し、MICEを通じた国際交流や最新研究分野の情報収集等社会的効果の創出に取り組むとともに、MICE主催者や参加者の満足度の向上を図るため、シャトルバスや開催経費の負担軽減、空港等での開催歓迎支援メニューを提供した。また、歴史的建造物など会議・レセプションの開催場所として特別感や沖縄らしさを演出できる施設（ユニークベニュー）、自然・文化・芸能など沖縄の魅力を生かした体験プログラム、沖縄オリジナルのMICE商品の開発を促進した。

1,000人以上のMICE開催件数は、県内最大のMICE施設である沖縄コンベンションセンターの稼働率が高く、大規模なMICE需要を取り込めていない状況が続いているため、平成30年で85件にとどまっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

県外・海外からの参加者が300名以上のインセンティブ旅行件数については、国内からのインセンティブ旅行が増加したため、平成30年に44件となっており、現時点で目標値を達成している。

また、MICE開催による直接経済効果は、平成30年で243億円にとどまっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

大型MICE施設の整備に向けては、早期の供用開始に向けて需要・収支見込みの精度向上に取り組んだほか、大型MICEエリア振興に関する協議会等を開催し、大型MICE受入環境整備に向けた港湾計画、都市計画及び交通計画の見直しに係る関係部局や地元自治体と情報共有等を行い、平成30年2月に港湾計画変更の公示が行われた。さらに、大型MICE施設への移動利便性向上に資する、道路整備事業の進捗状況の確認や利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた課題整理等を行った。

平成29年7月には、経済界・産業界、大学、MICE関連事業者、観光関連事業者、行政機関、産業支援団体等の産学官で構成する沖縄MICEネットワークを設立し、MICE関連情報の発信、MICE誘致・受入れに関する総合支援機能、MICEを活用した産業振興への取組を行う体制を整備した。あわせて、MICE振興の意義や地域にもたらすメリットについて住民理解を促す県民及び事業者向け講演会や広報を行い、地域全体でMICEを歓迎する気運の醸成に取り組んだ。

MICEに関わる人材の育成・確保については、基礎知識の習得、誘致から開催までの実践的なノウハウの習得など、事業者の段階に応じたセミナーを開催した。また、県民やボランティアなどMICE開催・受入れを支える人材を育成するため、MICEに関する県民理解の醸成を図るセミナーや広報活動を行った。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
1,000人以上のMICE開催件数	85件 (H28年)	85件 (H30年)	134件
県外・海外からの参加者が300名以上のインセンティブ旅行件数	17件 (H28年)	44件 (H30年)	40件
MICE開催による直接経済効果	209億円 (H28年)	243億円 (H30年)	413億円
ICCA基準による国際会議の件数	13件 (H28年)	12件 (H30年)	20件
JCCB基準による国内会議の件数	39件 (H28年)	32件 (H30年)	50件

(課題及び対策)

プロモーションの展開については、国内外の各地域において、MICEの誘致競争が年々拡大している中、他の競合地と差別化を図り、国際的なMICE開催地としてのブランドを確立することが重要な課題である。このため、本県に比較優位のあるIT、物流、MRO等の分野で「アジアの橋頭堡^{きょうとうぼ}（ビジネスのジャンプ台）」としてビジネスネットワークの拡大に取り組むほか、企業のCSR活動につながるMICEコンテンツの開発など、欧米等を中心に高まっている高次元のニーズに応えていく必要がある。

大型MICE施設の整備に向けては、アジアを中心にMICE開催需要が増加する一方、既存施設では機能・規模不足で対応できず、機会損失が発生していることから、大規模展示場等を備えた大型MICE施設の整備を着実に推進する必要がある。また、大型MICE施設の整備や安定的な運営に向けては、空港や宿泊施設からの交通便利性を確保するとともに、周辺エリアに宿泊施設・商業施設等を誘致する必要がある。さらに、大型MICE施設を核として創出された賑わいを、東海岸サンライズベルト一帯に連鎖させる必要がある。

これら課題に対応するため、大型MICE施設の早期整備の実現に向け一括交付金（ソフト）を活用すべく、国との協議を重ねてきたが、同交付金の制度終期までに整備を完了させることが困難な状況となったことから、整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行うべく調査事業を実施し、スケジュールも含めて今後の進め方を整理することとしている。

MICEに関わる人材については、県内にはMICE専門の事業者が少なく、多様なニーズに対応できる人材の育成・確保が課題となっている。このため、MICEの開催・運営を担う事業者の高度化を図るとともに、県民や学生、企業等を対象とした普及イベント等の啓発活動や基礎知識を習得するための基礎講座を実施し、MICEビジネスに取り組む幅広い民間事業者を発掘・育成する必要がある。

また、MICE誘致や開催支援の中心的役割を担う（一財）沖縄観光コンベンショ

ンビューロースタッフのスキル向上やより実践的なプログラムにより、高度専門人材の育成に取り組む必要がある。

MICEの推進については、国の「観光ビジョン実現プログラム2018」に位置付けられていることも踏まえ、「沖縄MICE振興戦略」で示した大型MICE施設の整備を含む各種施策を通じて、国際的なMICE開催地として発展しつつ、国の政策にも貢献できるよう、引き続き関係機関の理解と協力を得ながら、その推進を図っていく。

エ 観光客の受入体制の整備 (成果等)

世界水準の観光地としてふさわしい舞台づくりを推進するため、交通基盤の整備による観光客の移動の円滑化、観光まちづくりの推進、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備、ユニバーサルデザインの推進、県民のホスピタリティの向上等に努めた。

那覇空港における旅客ターミナルの整備については、平成25年度に国際線旅客ターミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール駅までの移動利便性向上のため、立体連絡通路を整備した。さらに、平成30年度に際内連結ターミナルビルを供用開始したことで、それまで別棟だった国内線、国際線、LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、施設の機能及び利便性が大幅に向上した。これらの取組などにより、那覇空港の年間旅客者数は、近年のアジアからの急激な観光入域客数の伸びや、LCC路線の就航などもあり、基準値の1,423万人から平成29年度には2,116万人となり、目標値を達成する見込みとなっている。

那覇港については、港湾の安全性・快適性・利便性を確保するため、泊ふ頭8号岸壁における旅客ターミナル及びボーディングブリッジの整備や新港ふ頭9号岸壁（貨物岸壁）における大型クルーズ船受入機能の強化、船客待合所の耐震改修工事を行ったほか、臨港道路新港1号線の整備、臨港道路浦添線の整備を行った。また、国際的な海洋性リゾート地を形成するため、那覇港において、緑地の整備、クルーズ船で寄港した観光客に対する歓送迎セレモニーを実施したほか、本部港については国際クルーズ船が寄港可能な水深-9.0mの耐震強化岸壁（延長L=220m）の整備等を、石垣港においては防波堤、岸壁の整備を、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港道路、緑地等の整備をそれぞれ行った。

本部港、平良港においては、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民が連携し、クルーズ拠点の形成を図ることとしている。当該整備により、各圏域における国際クルーズ船寄港回数及び旅客数の増加が図られ、地元への経済波及効果が期待される。

これらの取組などにより、クルーズ船寄港回数・海路による入域観光客数（県全体）については、近年のアジアからの乗船客が大幅に伸びており、平成30年で寄港回数528回、海路客数112万3,800人と、目標値の達成に向けて進展している。また、那覇港の年間旅客者数は、クルーズ船乗船客数の増加により、基準値の59万人から平成29年には165.7万人と増加しており、現時点で目標値を達成している。

陸上交通基盤の整備については、平成27年3月に豊見城東道路が全線開通となったことにより、那覇空港と本島内の観光地のアクセス性が向上した。現在、那覇空港と沖縄自動車道を連結するための小禄道路の整備が進められている。

二次交通機能については、レンタカー対策として、那覇空港からレンタカー営業所までの路線バス運行実証調査を行い、民間の自走化につなげたことにより、那覇空港の接車帯における混雑緩和が図られた。

観光まちづくりの推進については、離島観光のイメージを高めるため、宮古・石垣・久米島の離島空港において、草花による緑化を行い、花で彩られた空港の景観形成に取り組んだ。

外国人観光客の受入体制については、県内ホテル、コンビニ及び大型ショッピング施設等の決済インフラ整備（海外カード対応ATM及び外貨両替機の導入）支援を行ったほか、観光事業者等に対して通信インフラ整備（Wi-Fi機器の導入）を支援した。案内標識の設置に当たっては、道路案内標識の表示内容を点検し、国・県の道路管理者等による沖縄ブロック標識適正化委員会を開催し、積極的に情報提供、共有を図った上で、計画通りに案内標識を設置した。

「しょうがい者・こうれい者観光案内所」の運営団体との継続した連携の下、観光バリアフリーに関するプロモーションを実施した。取組の結果として、同案内所の問合せ件数は開所時の平成19年と比較して平成30年は約13倍となっており、国内外においてバリアフリー観光地としての認知度が高まった。

このほか、中高年や外国人等に対応するため、観光関連事業者等を対象としたバリアフリーセミナーを開催しバリアフリーを推進するとともに、観光地等の外国語表記を統一する「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール」の策定など、市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援した。

これらの取組などにより、外国人観光客の満足度（案内表記）については、基準値の71.7%から平成30年度には79.7%と向上しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。また、外国人観光客の満足度（両替利便性）については、平成30年度で73.8%と向上しており、現時点で目標値を達成している。

このほか、国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の整備を促進するため、観光地形成促進地域制度を含めた「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を活用し、経済団体や個別企業等へのきめ細かな周知活動を行った。

ホスピタリティの向上については、多様化する観光需要に対応するため、新たな観光資源を活用した観光メニュー造成のためのアドバイザー派遣、セミナー開催等を行い、地域における観光メニューの充実を図った。また、安全・安心・快適な観光地の形成に向けた官民一体の取組として、「沖縄県観光危機管理基本計画」、「沖縄県観光危機管理実行計画」を策定するとともに、セミナー、ワークショップ等の開催、地域・事業者等の取組支援を行った。さらに、観光客を受け入れる県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高揚させるため、県民が異文化等への理解を深め、外国人観光客をうとういむち（おもてなし）の心でお迎えするプロジェクト「ウェルカムんちゅに

なろう」の取組を行い、めんそーれ沖縄県民運動推進協議会では、街の景観向上に向けたフラワーアイランドの推進や、クリーンアップキャンペーンを実施した。このほか、県民の観光・コンベンションの意識の高揚を図るため、「めんそーれ沖縄」県民宣言を策定し、県民への周知を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の年間旅客者数【再掲】	1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H29年度)	2,123万人
那覇港の年間旅客者数【再掲】	59万人 (H23年)	165.7万人 (H29年)	123万人
クルーズ船寄港回数・海路による入域 観光客数(県全体)	112回 116,400人 (H23年)	528回 1,123,800人 (H30年)	933回 2,000,000人
道路状況(渋滞状況等)に対する観光 客満足度(国内客、「大変満足」の比率)	22.8% (H21年度)	23.2% (H27年度)	23.6%
外国人観光客の満足度(案内表記)	71.7% (H23年度)	79.7% (H30年度)	90.0%
外国人観光客の満足度(両替利便性)	52.6% (H23年度)	73.8% (H30年度)	70.0%
観光振興計画等を策定した市町村数	19市町村 (H23年度)	37市町村 (H30年度)	33市町村
観光アクセス道路の緑化延長	0km (H23年)	80km (H30年)	80km
クリーンアップキャンペーン参加者数	8,280人/年 (H23年度)	22,490人/年 (H30年度)	20,700人/年

(課題及び対策)

那覇空港については、観光客の増大に対応できるよう那覇空港の第二滑走路や国際線と国内線の旅客ターミナルビルをつなぐ連結施設の処理能力を最大限に活用する必要がある。

港湾については、大型クルーズ船に対応した岸壁や旅客ターミナル、二次交通結節機能の整備等による安全性・快適性・利便性の確保、マリーナや人工ビーチ等の整備をはじめ、国際的な海洋性リゾート地にふさわしいウォーターフロントの整備や憩いの場として緑陰の創出が必要である。また、クルーズ船運行会社に対し、更なる寄港拡大に向けた分散化等の取組を働きかけるとともに、県内港湾における拠点化を推進する必要がある。さらに、クルーズ利用客が県内市町村を周遊することができる観光ルートの開発及び利用を促進し、貸切りバスの稼働向上等を図ることにより、クルーズ観光による経済効果をより一層高める必要がある。

陸上交通基盤については、観光客の移動の円滑化を図るため、渋滞緩和や広域交流

拠点と主要観光地との結節性向上に資する体系的な幹線道路網の整備、自動車と公共交通並びに公共交通機関同士の結節機能の向上等により、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。また、入域観光客数1,200万人の目標達成を見据え、増加傾向にある国内観光客と急激に増加している外国人観光客に対応するため、公共交通の利便性・満足度の向上を図るなど、二次交通機能の拡充に取り組む必要がある。

観光まちづくりの推進については、沖縄らしい風景づくり、憩いの場やレクリエーション施設の整備に加え、空港、港湾の緑化など、国際的な観光リゾート地にふさわしい観光まちづくりに市町村と連携して取り組む必要がある。

宿泊施設については、観光客数の増加とともに右肩上がりに増加してきたが、県が目標とする1,200万人の入域観光客が平均滞在日数4.5日を過ごすためには、現状の宿泊容量では不足することが見込まれる。このため、客室単価を適正に確保しつつ宿泊施設の供給量を着実に増加させていく必要がある。

人に優しい観光地づくりについては、中高年や外国人の観光客増大に対応するため、公共施設や観光拠点施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などに取り組む必要がある。

外国人観光客の受入体制については、多言語表記による観光案内板の整備などが観光客数の拡大に追いついていないことや、国際的な観光地に比べ脆弱な決済インフラ、通信インフラの改善が課題である。このため、観光案内サインの整備やキャッシュレス化の促進に向けた取組を行うほか、無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）の環境整備を推進する必要がある。

県民生活や自然環境に影響が生じる諸問題については、市町村や観光協会等から情報を収集し、課題を整理した上で地域と連携を図りつつ、対応を検討する必要がある。

ホスピタリティの向上については、観光客を受け入れる県内各団体のみならず県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高揚させることが今後ますます重要となってくる。このため、「めんそーれ沖縄県民運動」等を展開し、県民のホスピタリティの向上に努める必要がある。

オ 世界に通用する観光人材の育成 (成果等)

国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保し、国際観光地としての沖縄の評価を高めるための取組を行った。

観光人材の育成については、沖縄観光の満足度を高めるため、(一財)沖縄観光コンベンションビューローが設置している観光人材育成センターにおいて、接遇、歴史・文化講座等の基礎セミナーを出前講座形式で実施した。また、観光関連企業が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学にたけた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。これらの取組などを進めたものの、観光人材育成研修受講者数については、観光産業の人材不足

の影響もあり、平成30年度に1,585人と基準値より減少しており、目標値に向けた進展が遅れている。

通訳案内士の育成については、沖振法により定められた沖縄特例通訳案内士を育成するため、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要なとされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施した。これらの取組などにより、地域通訳案内士登録者数（累計）は、平成30年度末で687名となっており、目標値を達成する見込みである。

また、外国語対応能力に対する外国人観光客の満足度は、基準値から20.1ポイント上昇し、平成29年度で60.3%となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、次世代を担う児童生徒に対し、沖縄における観光産業の重要性について理解を深め、魅力ある職業の一つとして認識を促していく必要があることから、副読本として観光学習教材を作成し、県内小学校4年生に配布した。また、観光教育に取り組む学校等に対し、出前講座等の支援を行ったことで観光教育の推進が図られた。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光人材育成研修受講者数	1,742名 (H24年度)	1,585名 (H30年度)	1,900名以上
地域通訳案内士登録者数(累計) ※基準年は旧制度の「地域限定通訳案内士」と 「沖縄特例通訳案内士」の登録者数合計	98名 (H23年度)	687名 (H30年度)	700名以上
外国語対応能力に対する外国人観光客の満足度	40.2% (H23年度)	60.3% (H29年度)	60.0%

(課題及び対策)

観光人材の育成については、アジア市場の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材の育成を促進する必要がある。また、沖縄観光の満足度を高めるため、観光客に直接対応する観光産業従事者等の対応力向上を図るとともに、持続的な観光振興を担う経営人材の育成を図る必要がある。

観光人材の確保については、観光関連産業での深刻な人手不足に対応するため、高付加価値観光を推進し、処遇改善や生産性向上等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組む必要がある。また、入管法改正や国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉え、多様な人材の確保について検討する必要がある。

外国人観光客への対応については、通訳案内士の不足に加え、ガイドニーズの多様化に伴う対応が十分でないことが大きな課題となっている。このため、地域通訳案内士の資格取得者に対するスキルアップ研修の実施や旅行業者等とのマッチング会の実施により、就業機会の確保を支援する必要がある。

カ 産業間連携の強化 (成果等)

農林水産業、製造業、情報通信関連産業、健康・医療関連産業など他産業との連携を強化し、沖縄観光の更なる魅力の向上を図るとともに、他産業への経済波及効果を高めるための取組を行った。

観光リゾート産業と多様な産業との連携については、直売所の活性化と観光産業の連携による県産食材の消費拡大を図ることを目的に、直売所からホテル・学校給食等への供給実証など、直売所とホテルや飲食店等が連携した取組を実施した。このことで、誘客や販路拡大へとつながり、直売所売上高も順調に増加した。また、県産農林水産物の生産、流通又は販売に関わる人材に対して、販売方法や商品価値の伝え方等のスキルを習得するための地産地消コーディネーター養成講座等を実施し、地産地消推進のための人材を育成した。

観光土産品の開発・販売促進については、リピーターや外国客などターゲットを明確にしたニーズの把握に努めるとともに、地域資源を活用した付加価値の高い商品、沖縄らしさを表現したデザイン、機能性や時代性を取り入れた感性型製品等の開発に取り組む県内事業者を対象に支援を行った。また、魅力的な商品開発のための研修や販路開拓、商品開発に必要な機材整備等の各種支援を実施し、新商品の完成や新たな販路獲得、国際認証取得等につながった。さらに、観光客による県産食材・県産品の消費拡大を図るため、飲食店と連携したキャンペーン、物産PR・販売イベント等を実施した。

観光客一人当たりの土産品等購入費について、観光消費額は増加しているものの、宿泊費や娯楽・入場費の増加等による影響で、平成30年度には1万6,056円と基準値より減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

宿泊業（飲食部門）における県産品利用状況は、観光産業や観光・物産イベント等における地産地消・県産品の利用促進に取り組んだが、価格や安定供給の面から利用が進まず、平成29年度には37.8%と基準値より減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光客一人当たりの土産品等購入費	16,526円 (H23年度)	16,056円 (H30年度)	21,000円
観光土産品に対する満足度 (国内客、「大変満足」の比率)	33.2% (H21年度)	33.8% (H30年度)	40.0%
宿泊業(料飲部門)における県産品利用状況	42.8% (H21年度)	37.8% (H29年度)	50.0%

(課題及び対策)

観光に関する実態調査については、観光客や観光産業における現状や課題等を的確に把握し、より良い政策立案等につながるよう、新たな調査手法等の検討を行う必要

がある。また、新たなビジネスモデルの実証実験やビッグデータを活用したマーケティング等を円滑に実施できる環境を整える必要がある。

観光リゾート産業の更なる高度化に向けては、ものづくり産業、農林水産業、情報通信関連産業等、多様な産業との有機的な連携を強化し、観光産業がもたらす県経済全体への波及効果を高めていく必要がある。

域内調達の促進については、観光業界における県産品の利用や地産地消の推進、県内事業者の活用などに取り組む必要がある。

観光土産品については、観光客に選ばれる魅力的な商品の開発・販売の促進や観光土産品の域内調達率の向上、各事業者の習熟度に合わせた支援が課題となっている。このため、沖縄らしさを感じられる地域特産品の開発やブランド化、農商工連携等を含めた事業者間の連携を促進し、産業間相互の振興に努める必要がある。また、アジア展開や外国人観光客等の増加を踏まえ、食嗜好やパッケージなど新たなニーズ・課題に対応した商品開発、デザイン開発等に取り組む必要がある。

体験型観光の推進については、グリーン・ツーリズム等を通じた、農山漁村地域と都市との地域間交流や農山村地域の所得向上等に向けた取組強化が必要である。

【主要な関連制度の成果等】

(1) 観光地形成促進地域

(目標及び概要)

国内外からの観光客の誘致、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を推進する制度として創設された。

対象地域		沖縄県内全域
対象施設		①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 ④集会施設 ⑤販売施設（県知事の指定が必要）
優遇措置の概要	国税	①投資税額控除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の設備のうち一定の対象施設の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、一定割合（建物・建物附属設備、構築物：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除する（ただし、控除額は法人税額の20%以内、超過する部分は4年間繰越可能。対象となる取得価額は20億円が上限。）。
	地方税	②不動産取得税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産取得税を免除する。
		③事業税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額で、その新設又は増設に係る合計額が1,000万円を超える場合、対象施設を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
		④固定資産税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。
		⑤事業所税の軽減 那覇市において、対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1億円を超える場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
	その他	⑥融資 貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

税制優遇措置については、地方税を中心に適用実績が伸びてきている。

これまで教養文化施設（沖縄料理の調理体験施設）やスポーツ・レクリエーション施設（体育館）等において税制優遇措置が活用されており、今後は販売施設や水族館等の新設において活用が見込まれている。

【表3-3-2-3】 観光地形成促進地域における税制優遇措置の活用実績

（単位：件、百万円）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
不動産取得税	0	0	1	2	0	0	1	1	2	21	1	0.2
固定資産税	1	3	1	3	1	1	2	1	6	15	7	15
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
合計	1	3	2	5	1	1	3	2	8	36	11	19

注1：法人住民税は、投資税額控除による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

これら優遇措置により、国内外からの観光旅客の来訪に資する観光関連施設の整備が促進されており、本県の入域観光客数は順調に増加を続けている。平成30年実績では入域観光客数が985万人となり、世界有数のリゾート地であるハワイ（平成30年の入域観光客数989万人）と肩を並べる水準にまで達している。

（課題及び今後の方向性）

観光客数は順調に増加している一方、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでいる（それぞれ平成30年実績でハワイが19万5千円、8.93日、沖縄は7万4千円、3.64日）。

観光リゾート地としての国際競争力を一層高めるため、引き続き本制度を活用し、文化体験、スポーツ、健康及びM I C E等の各種コンテンツに係る投資を促し、多様な観光需要を取り込んでいく。

魅力ある宿泊施設の増加が滞在日数の増加、観光消費額の増加につながることを踏まえ、対象施設の拡充など、観光の高付加価値化に向けた制度の見直しを検討する。

【表3-3-2-4】 観光客1人当たり観光消費額の推移 (単位：円、%)

項目 年度	総額	宿泊費		交通費		土産・買物費		飲食費		娯楽・入場費		その他	
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
H24年度	67,459	18,310	27.1	9,847	14.6	16,002	23.7	14,336	21.3	7,206	10.7	1,757	2.6
H25年度	68,062	18,347	27.0	9,922	14.6	16,079	23.6	15,626	23.0	6,647	9.8	1,441	2.1
H26年度	74,502	22,317	30.0	10,897	14.6	16,378	22.0	16,830	22.6	6,604	8.9	1,476	2.0
H27年度	75,881	23,217	30.6	10,298	13.6	17,149	22.6	16,791	22.1	6,986	9.2	1,440	1.9
H28年度	75,297	22,766	30.2	10,350	13.7	16,436	21.8	16,711	22.2	6,667	8.9	2,367	3.1
H29年度	72,853	22,269	30.6	9,861	13.5	17,320	23.8	15,304	21.0	6,271	8.6	1,827	2.5
H30年度	73,374	23,241	31.7	9,841	13.4	16,056	21.9	16,129	22.0	7,178	9.8	929	1.3

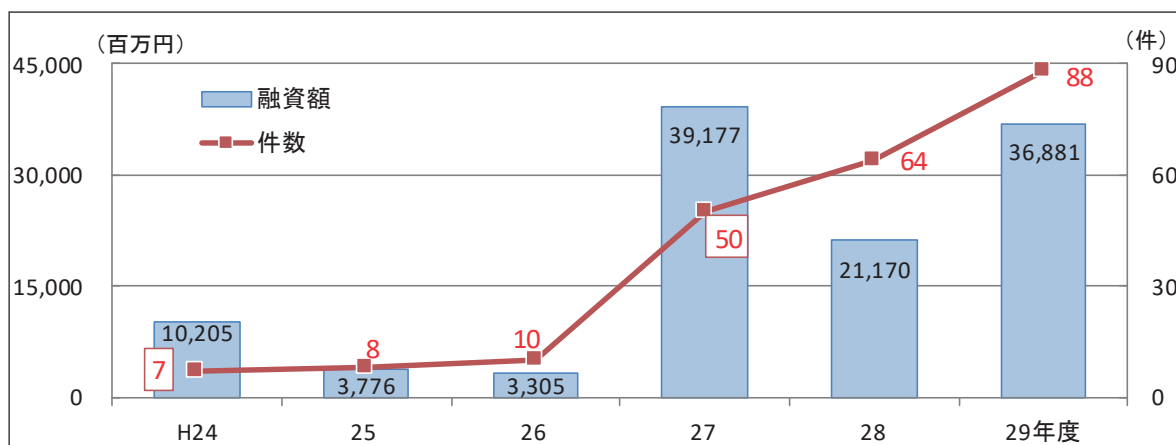
注1：四捨五入のため、総額が一致しない場合がある。

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において、国又は沖縄県の観光関連施策に基づく整備地域にて、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者に対し、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（沖縄観光リゾート産業振興貸付）を整備している。平成27年度に創設した本制度は、これまでの制度（沖縄観光・国際交流拠点整備貸付）を再構築し、従来の大型施設整備事業者に対する資金供給に加え、観光リゾート産業の量的拡大・高付加価値化に取り組む中小・小規模事業者へ支援を拡大している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計227件、1,145億1400万円が活用されており、本制度については、県の観光施策推進に寄与している。

【図表3-3-2-5】 沖縄振興開発金融公庫の沖縄観光リゾート産業振興貸付による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(2) 沖縄型特定免税店制度**(目標及び概要)**

沖縄におけるショッピング観光の魅力を向上させ、観光競合地との優位性を確保することで観光客の誘致拡大と観光収入の増加を図るための制度として創設された。

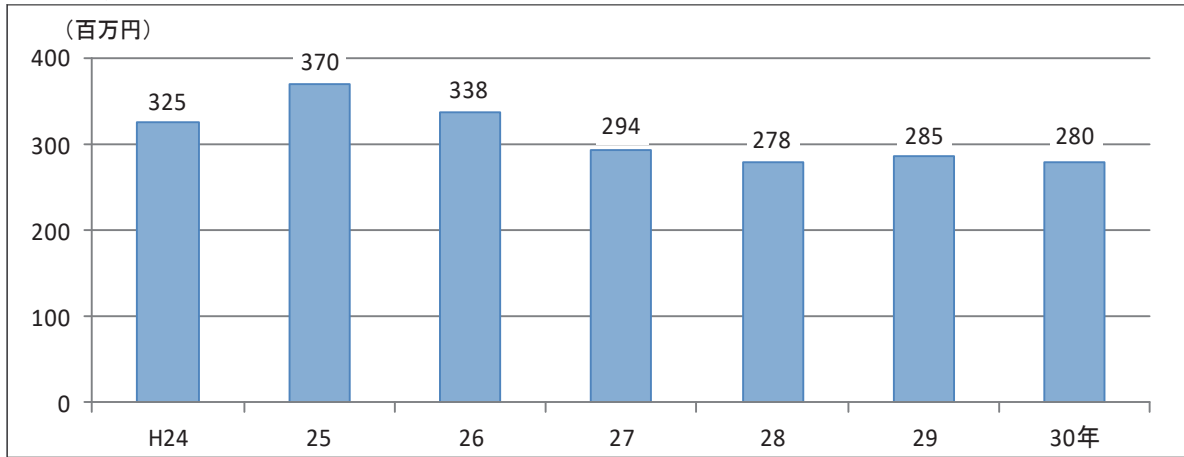
<p>優遇措置の概要 (関税の免除)</p>	<p>沖縄県から出域する旅客が個人的用途に供するために特定の販売施設において輸入品を購入し、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、その引き取りに係る関税が免除される（ただし、免税適用は購入額20万円まで。）。</p>
<p>特定の販売施設</p>	<p>1 空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分）</p> <p>2 観光地形成促進地域内で以下の要件を満たす特定販売施設*（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分）</p> <p>(1) 特定小売施設及び特定飲食施設及び付帯施設（観光に関する情報を提供する施設等）が一体的に設置される施設</p> <p>(2) 小売業、飲食業の業務を行う事業者が特定小売施設及び特定飲食施設を設置すること</p> <p>(3) 特定小売施設及び特定飲食施設の床面積の合計がおおむね2千平方メートル以上</p> <p>(4) 専ら免税物品を販売する店舗の床面積の合計がおおむね1千平方メートル以上</p> <p>※特定販売施設（空港・港湾外店）に設置される店舗は、旅客ターミナル施設等との連携を図ることにより、当該旅客ターミナル施設等において物品の円滑な引渡しが確保できるものでなければならない。</p>
<p>免税対象品目</p>	<p>輸入品（保税物品）全般</p>

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成24年度以降は、平成25年度の3億7千万円をピークに、毎年度3億円程度の関税が免除されている。

【図表3-3-2-6】 沖縄型特定免税店制度による関税免除実績



出典：沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課調べ

沖縄県文化観光スポーツ部実施の調査により、特定免税店来訪者とそれ以外の国内観光客の平均消費額（土産・買物費）を比較すると、特定免税店来訪者が年平均8,738円程度上回っている。

特に土産・買物費での大きな差が生じていることを踏まえれば、免税商品の購入が1人当たり消費額を押し上げていると推察される。

【表3-3-2-7】 国内観光客1人当たり消費単価における特定免税店来訪者と全体平均との比較

(単位：円)

年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
免税店来訪者	総消費額	74,825	-	-	92,295	74,935	79,535	82,505
	(うち土産・買物費)	(22,184)	-	-	(26,828)	(20,685)	(22,961)	(19,339)
国内客平均	総消費額	68,008	67,323	72,613	74,083	74,763	72,284	76,734
	(うち土産・買物費)	(15,493)	(14,789)	(13,836)	(14,478)	(13,914)	(13,821)	(13,186)
差額	総消費額	6,817	-	-	18,212	172	7,251	5,771
	(うち土産・買物費)	(6,691)	-	-	(12,350)	(6,771)	(9,140)	(6,153)

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(課題及び今後の方向性)

沖縄におけるショッピング観光の魅力を一層高めるため、出国者向けの空港型市中免税店に対する沖縄型特定免税店の優位性を高めるなど制度の拡充を検討する。

(3) 航空機燃料税の軽減措置

(目標及び概要)

航空機燃料税の軽減により路線の確保及び航空運賃の低廉化を図り、本県における観光リゾート産業の振興や国際物流拠点の形成を推進するための制度として創設された。

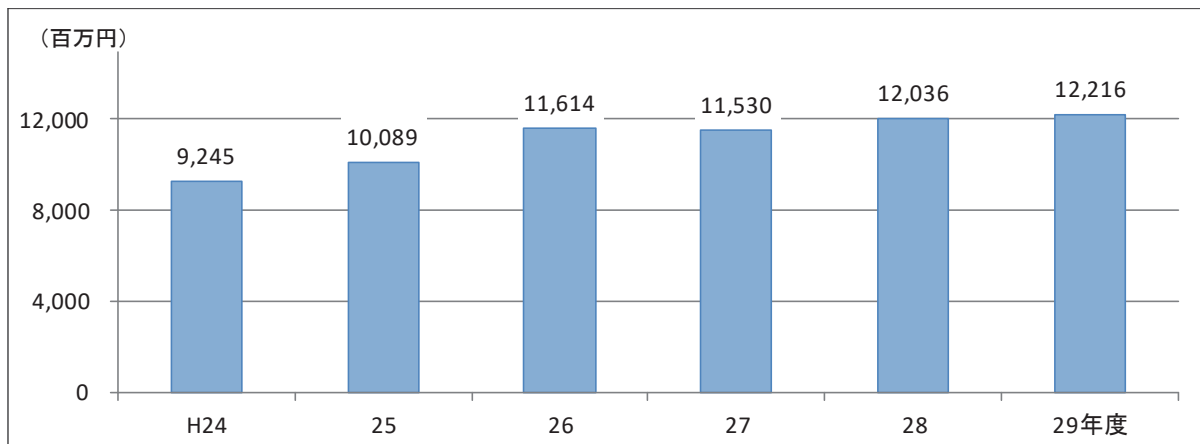
優遇措置の概要 (航空機燃料税の軽減)	対象となる沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、1キロリットルにつき9,000円に軽減する。 本 則：26,000円/kℓ 全国特例：18,000円/kℓ (全路線) 全国特例：13,500円/kℓ (一部の離島路線) 沖縄特例：9,000円/kℓ
対象路線	1 沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機 2 沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

【活用実績及び効果】

沖縄路線の増加により軽減額も増加傾向にある。直近では120億円程度が軽減されており、沖縄関係税制の中で最も軽減額が大きい制度となっている。

【図表3-3-2-8】 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税軽減額実績



出典：国税庁「税務統計」を基に沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課作成

航空機燃料税の軽減により、沖縄路線の旅客航空運賃の単価 (円/km) は他路線と比べて低くおさえられており、観光客の誘致に資する制度となっている。

【表3-3-2-9】 航空運賃 (旅客) に対する影響

路線	区間距離	航空運賃	円/km
羽田－那覇	1,687km	46,090円	27.3
羽田－札幌	894km	37,790円	42.3
羽田－福岡	1,041km	41,390円	39.8

出典：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課調べ

【課題及び今後の方向性】

国内観光客のリピーター率が年々上昇しているため、新たな顧客層の開拓に向け、本制度をインセンティブとして離島と本土を結ぶ航空路線の拡充を促していく。

(4) 沖縄特例通訳案内士**(目標及び概要)**

沖縄における観光ニーズの特殊性や外国人観光客の受入体制充実の重要性に鑑み、総合特別地域として指定を受けた地域と同様に通訳案内士等を補完するガイドの存在が必要であることから、総合特別地域における通訳案内士法の特例として同様の制度的に枠組みを構築することにより、通訳案内士等を補完しつつ全体として沖縄観光の振興を図る制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域
措置の概要	沖縄特例通訳案内士は、一定の研修を終了した者が報酬を得て通訳案内を行うことが可能であるが、全国制度においては、資格の取得には試験の合格が必要とされている。
研修を実施する地域	沖縄本島地域、宮古地域、八重山地域
対象言語	英語、中国語、韓国語

平成30年1月4日に改正通訳案内士法が施行され、これまで沖振法等の各種特例法等に基づき特例的に認められてきた地域ガイド制度が、全国的な統一制度「地域通訳案内士制度」として新たに創設されたことにより、沖振法から沖縄特例通訳案内士制度に関する規定が削除された。

(活用実績及び効果)

外国人観光客の増加による通訳案内士の不足に対応するため、平成25年度から平成29年度までに、合計413名の沖縄特例通訳案内士を育成した。これにより、外国人観光客の量的拡大や、多様化・高度化するニーズに対する受入体制の強化が図られ、通訳案内士不足の解消に一定の成果を上げた。

また、沖縄限定通訳案内士は、沖縄の地理、歴史、文化、さらに産業、経済、政治といった分野に至る幅広い知識、教養をもって沖縄を紹介することで沖縄への理解を深めてもらう重要な役割を担っており、外国人観光客の満足度や再訪意識の向上にも寄与した。

【表3-3-2-10】 沖縄特例通訳案内士登録数の推移 (単位：名)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
英語	—	42	26	14	18	7	107
中国語	—	59	50	55	63	32	259
韓国語	—	18	11	5	7	6	47
合計	—	119	87	74	88	45	413

注1：平成25年度から育成研修を開始。

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(課題及び今後の方向性)

未就業者が多いことや、改正通訳案内士法において無資格ガイドが解禁されたことに伴う観光の質の低下が懸念されることから、就労機会の確保のためのフォローアッ

プ支援や、スキルアップ研修の実施により、資格の有効活用や無資格ガイドとの差別化を図る。

外国人観光客の増加と多様化するニーズに対応するため、地元関係団体との連携やテレビ、ラジオ、新聞等、メディア活用による広報活動を行い、全国制度を活用し人材の育成に取り組む。

(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化

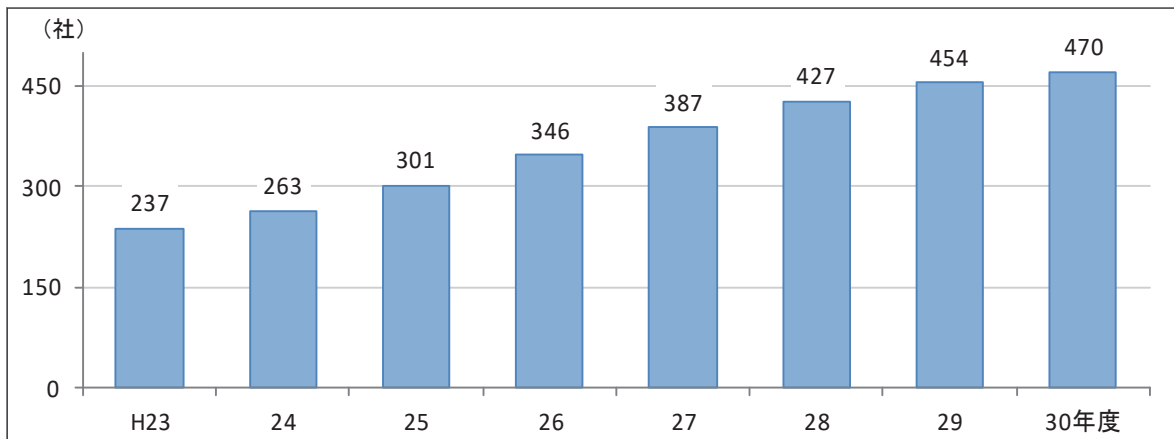
東アジアの中心に位置し、豊富な若年労働者を有するなど本県の特徴を最大限に生かした、アジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として我が国とアジアの架け橋となることを目指し、一括交付金（ソフト）等を活用して、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、「県外から立地した情報通信関連企業数」が470社で基準年から233社増加、「県全体の情報通信関連産業の売上高」及び「県全体の情報通信関連産業の雇用者数」は、それぞれ推計により、4,361億円で879億円の増加、4万5,495人で1万3,650人の増加となっており、目標値の達成に向けて着実に増加している。

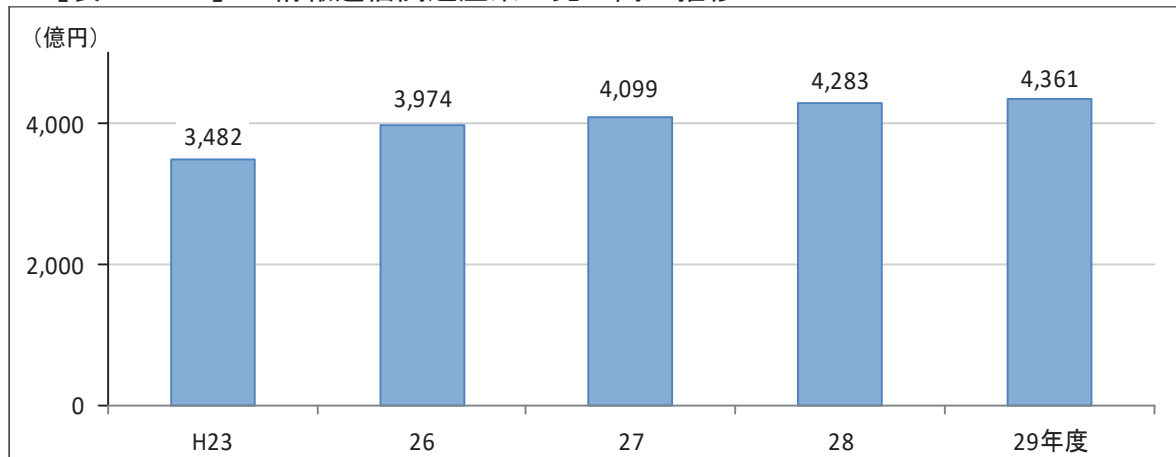
<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
情報通信関連企業の立地数の増加	237社 (H23年度)	470社 (H30年度)	560社
情報通信関連産業の売上高の増加	3,482億円 (H23年度)	4,361億円 (H29年度)	5,800億円
県内情報通信関連産業の雇用者数の増加	31,845人 (H23年度)	45,495人 (H29年度)	55,000人

【図表3-3-3-1】 情報通信関連企業の立地数の推移

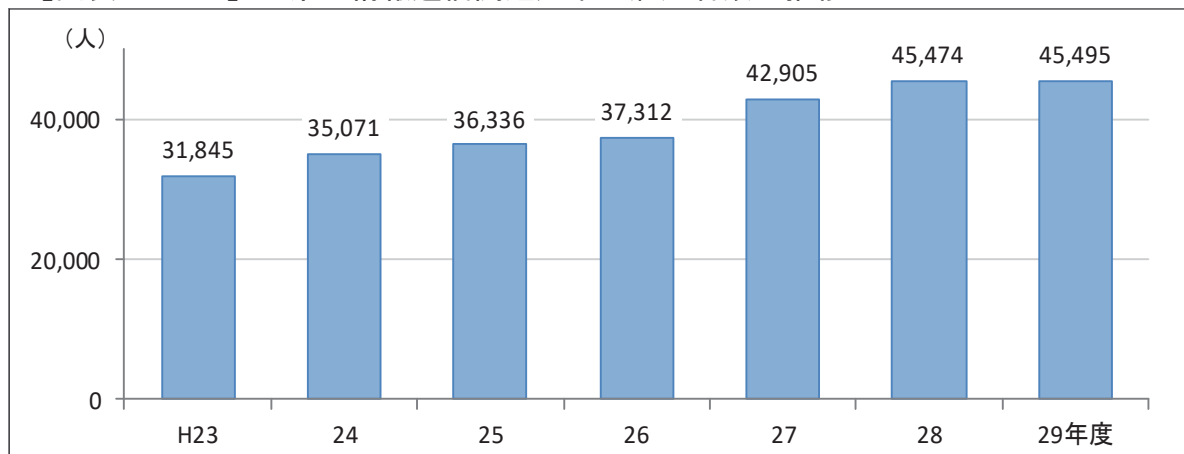
出典：沖縄県商工労働部「平成30年 沖縄へ立地した情報通信関連企業について」

【表3-3-3-2】 情報通信関連産業の売上高の推移



出典：沖縄県商工労働部情報産業振興課調べ ※アンケート調査に基づく推計

【図表3-3-3-3】 県内情報通信関連産業の雇用者数の推移



出典：沖縄県商工労働部情報産業振興課調べ ※アンケート調査に基づく推計

情報通信関連産業の高度化・多様化については、アジアにおける国際情報通信拠点化に向け、より一層の国内外の情報通信関連企業・人材・知識の集積を促進するとともに、産業の高付加価値化に取り組む必要がある。このため、沖縄IT津梁パークを中核に国内外からの企業立地の促進、他産業と連携した新サービスの創出促進や海外展開の推進等による県内企業の高度化・多様化の促進、高度IT人材の育成など多様な情報系人材の育成・確保や、通信ネットワーク等の情報通信基盤の整備などを通じて、情報通信関連産業の高度化・多様化を図る必要がある。

ア 情報通信関連産業の立地促進

(成果等)

国内企業のみならずアジアなど海外からの企業及び人材の誘致・集積を推進するため、情報通信産業振興地域及び特区制度の利活用促進、情報通信関連企業の誘致に取り組んだ。

情報通信産業振興地域制度及び特区制度については、説明会や企業誘致セミナーの開催、展示会への参加を通して周知活動を行った。これにより同制度の利用企業数は

増加傾向にある。

情報通信関連企業の誘致については、企業の立地につながる情報収集や情報提供、国内外における企業誘致セミナー等のプロモーション活動を行った。高付加価値の技術・サービスを提供する業種をターゲットとしたプロモーション活動を行った結果、本県のビジネス環境の認知度が向上し、コンテンツ制作業やソフトウェア開発業等の企業の集積が進んでいる。

これらの取組などにより、情報通信関連企業の立地数については、基準値の237社から平成30年度には470社と増加しており、目標値を達成する見込みである。一方で、立地企業による雇用者数については、立地する企業がコールセンター業等の労働集約型からソフトウェア開発業などの知識集約型にシフトしつつあることから、平成30年度には2万9,403人と基準値より増加しているものの、年間の雇用者数の伸びは鈍化しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
情報通信関連企業の立地数	237社 (H23年度)	470社 (H30年度)	560社
立地企業による雇用者数	21,758人 (H23年度)	29,403人 (H30年度)	42,000人

(課題及び対策)

沖縄がアジア有数の国際情報通信ハブとして成長していくため、より一層の国内外の情報通信関連企業・人材の集積を促進することが重要である。

情報通信産業振興地域制度等については、更なる利活用促進に向けた行政間（国、県、市町村）の連携を図るとともに、効果的なプロモーションを継続展開する必要がある。

情報通信関連企業の誘致については、これまで豊富な若い人材を背景に雇用拡大を目的として誘致活動を進めてきたが、経済状況や労働市場の変化に伴い、大企業の機能移転や新ビジネス・新サービスを展開する企業を視野に誘致活動を展開する必要がある。このため、情報通信産業振興地域制度等や県内情報通信基盤の周知を強化するとともに、高度IT人材の育成、県内における国内外ビジネス交流拠点の形成に取り組む必要がある。

イ 県内企業の高度化・多様化

(成果等)

アジアのダイナミズムを取り込む流れを構築するため、県内情報通信関連企業の海外におけるプロモーション活動や、県内企業の高度化・多様化を促進する事業に取り組んだ。

県内情報通信関連企業の海外におけるプロモーション活動等への支援については、

海外で開催される展示会やマッチングイベントへの参加機会の確保をはじめ、経営者の派遣や海外企業の経営者招へいなどを通じた人的ネットワークの構築に取り組むとともに、海外市場をターゲットとした商材やサービスの開発に取り組む企業への支援事業を展開した。これらを契機として、海外IT企業との業務提携や海外における法人設立などが進みつつある。

国際研究開発・技術者交流の促進については、本県に拠点を置く国際IT研究開発機関（一般社団法人沖縄オープンラボラトリ等）が行う研究開発等の活動を支援した。これにより、同機関が最先端の研究機関として国際的にも存在感を高めており、沖縄のITブランド力の向上につながっている。

これらの取組などにより、海外に法人を設立した県内IT企業数は、基準値の6社から平成29年度には10社と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

県内企業の高度化・多様化支援については、モバイル機器検証拠点となる施設の整備やクラウドサービスに係る基盤整備等に取り組んだことにより、県内情報通信関連企業の高付加価値化が進んでいる。また、新たなビジネスモデルの創出を促進するため、観光や医療等の他産業の効率化・高度化に寄与するクラウドコンピューティング技術を活用したシステムやサービス等の開発を支援した。

また、IT活用による産業の成長戦略を構築し、県内産業全体の生産性と国際競争力を向上させるための司令塔となる「一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター」の設立に向けた調査検討を行い、平成30年度に設立した。

これらの取組などにより、ソフトウェア業の1人当たり年間売上高については、基準値の853万円から平成30年には1,124万円と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
海外に法人を設立した県内IT関連企業数	6社 (H23年度)	10社 (H29年度)	26社
他産業連携型の新規ビジネス件数(累計)	—	35件 (H30年度)	50件
ソフトウェア業の1人当たり年間売上高	853万円 (H22年)	1,124万円 (H30年)	1,450万円

(課題及び対策)

アジア経済戦略構想を踏まえ、早急にアジアのダイナミズムを取り込むため、県内情報通信関連企業の海外展開や更なる高度化・多様化を支援するアジア展開施策を強化し、推進する必要がある。

また、事業実施により得られたノウハウや県内情報通信関連企業のニーズを踏まえ、これまでに構築した人的ネットワークの拡充や活用方法、ハンズオン支援の方法等について検討し、企業の海外ビジネス展開をサポートする必要がある。

沖縄がアジア有数の国際情報通信ハブとして成長していくためには、国内外の企業、ビジネス、技術者等の集積・交流が活発となることが重要であり、国際会議、見本市等の誘致・開催や国際的・先端的な研究開発を促進し、ビジネス環境の充実化を積極的に図る必要がある。

県内情報通信関連産業の高度化・多様化の促進については、従来の下請中心の受注型ビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換が重要であり、そのための人材の確保・育成や研究開発等の取組を促進する必要がある。

近年、A I、I o T、ロボット等の新技術の活用による第4次産業革命の展開が、速いスピードでグローバルに展開している。県内においても、新技術を活用した産業の高度化、新ビジネス創出、利便性・効率性の高い社会システムの構築など、社会の様々な場面での新技術・イノベーションの効果的な活用（Society5.0の実現）を進めていく必要がある。このため、Society5.0やデータ駆動型社会に耐えうる未来創造の情報産業インフラの整備や人材確保の検討を行う必要がある。また、沖縄I Tイノベーション戦略センターの活用により、県内情報通信関連産業における新技術の導入やイノベーション創出を支援し、同産業の高付加価値化や新ビジネス創出等を促進するとともに、観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど、様々な産業において新技術の活用を促進し、生産性の向上を図る必要がある。さらに、A I、I o T等の新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証試験、ビッグデータを活用したマーケティング等を円滑に実施できる環境を整え、国内外の先端的な開発プロジェクトや新ビジネス展開の動きを沖縄に取り込んでいく必要がある。

ウ 多様な情報系人材の育成・確保 (成果等)

人材育成については、高度I T人材の育成をはじめ、ソフトウェア検証人材の育成や将来のI T産業振興に資する人材の育成など幅広いI T人材の育成に取り組むとともに、企業において即戦力となるI T技術者を確保するための支援を実施した。また、本県とアジアのビジネスの架け橋となる人材の育成に取り組んだ。

高度I T人材の育成については、県内I T関連産業の振興を担う人材を育成し、付加価値の高い業務を受注する体制を構築するため、システム開発業務等の講座等を実施する団体を支援し、県内エンジニアの知識や技術力の高度化・強化を図った。

幅広いI T人材の育成については、日常の誘致活動や企業フォローを通じて企業の人材ニーズを把握し、w e b開発やS E M（サーチエンジンマーケティング）技術、ソフトウェア検証、デジタルコンテンツ分野等の人材育成事業を実施する企業・団体を支援したことにより、業界での雇用が促進され、企業の集積に一定の効果があつた。また、情報通信関連産業全体の魅力を発信し、将来の産業の担い手となる人材を育成するため、学校や企業、業界団体等と連携し、小中学生向けのワークショップや、高校生向けの授業を活用した出前講座の実施に取り組んだ。

県内I T企業向けのエンジニア確保支援については、U J I ターン希望者を対象とした専用サイトを開設・運用するほか、首都圏におけるマッチングイベントを開催し

即戦力確保につなげる取組を実施している。

アジアと日本のビジネスを結びつけるIT人材の育成については、IT環境を備えた研修施設であるアジアIT研修センターを整備するとともに、アジア各国からIT技術者や経営者等を招へいし、県内情報通信関連企業においてOJT研修を実施するなど人的ネットワークを強化した。

これらの取組などにより、情報通信関連産業の新規雇用者数の累計については、基準値の2,200人から平成29年度には1万5,850人と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、IT関連国家資格取得者数の累計については、基準値の791人から平成30年度には5,286人と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

情報通信関連産業を取り巻く環境は変化が激しく、企業が求める人材も国家資格の枠組みにとらわれず多様であることから、国家資格取得へのニーズが低下していると考えられるため、本県では国家資格の取得に関連する講座の他、県内情報通信関連企業のニーズに応じた多彩な講座の開催を支援しており、年間千人前後が受講している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
情報通信関連産業での新規雇用者数(累計)	2,200人 (H23年度)	15,850人 (H29年度)	23,000人
IT関連国家資格取得者数(累計)	791人 (H23年度)	5,286人 (H30年度)	8,000人
大学・専門学校・高専等の情報系人材輩出数(累計)	約4,900人 (H23年度)	46,020人 (H30年度)	50,000人

(課題及び対策)

全国的にIT技術者が不足する中、本県においてもIT技術者の不足が深刻な状況となっている。このため、UJIターンによる技術者の確保等、企業の人材確保の仕組みを構築する必要がある。

高度IT人材の育成については、高度技術系IT人材の育成に加え、経営人材やプロデュース人材の育成が課題となっている。また、育成には時間を要するため、並行して即戦力となる人材の確保が必要である。

第四次産業革命(Society 5.0)の動きにより、将来的な高度IT人材の需要増加が見込まれるため、高度なITスキルの習得支援等の取組強化が必要である。また、県内各産業で経営戦略や新技術導入等を決定する経営・企画関連人材においても、IT利活用の推進等に向けたセミナー等の実施や、これらの人材と先端ITに関連する人材、技術、アイデア等との交流機会の創出に取り組む必要がある。さらに、AI、IoTやロボット等の先端IT技術の利活用セミナー開催や、先端IT企業や研究機関との交流等を推進することで、これらの導入や利活用に必要な高度ITスキル習得者の増加を図る必要がある。

幅広いIT人材の育成については、教育機関との連携強化を通じて、ITリテラシーの向上、エントリーレベルの人材育成等の幅広い取組を行い、情報通信関連産業を支える県内人材を充実させる必要があり、これらの実現のためには県民の情報通信関連産業に対する理解や就業マッチングの働きかけも必要となっている。

多様なスキル習得の環境づくりに向け、オンライン教育システムの利用環境の整備、インターンシップや海外留学の受入機関の充実や支援体制の強化に取り組む必要がある。

IT人材の育成環境を強化するため、Eラーニング講座の充実を図る等、多様な学習環境づくりに取り組むこととしている。

IT関連国家資格取得者数（累計）については、企業ニーズを踏まえた人材育成事業において、IT国家資格の他、民間資格等の取得を支援する講座を実施しており、一定の効果を上げている。継続した支援をすることで、国家資格取得者の増加につなげる必要がある。

アジアと日本のビジネスを結びつけるIT人材の育成については、アジアとの交流促進による海外IT人材の集積、国内外の県系人ネットワークの活用、ブリッジ（架け橋）となるIT人材の確保・育成を図る必要がある。特に、国際的・先進的なITビジネスの創出・誘致には、高度で実践的な技術を有するIT人材が不可欠である。

アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成を促進する必要がある。

エ 情報通信基盤の整備 （成果等）

情報通信関連業の集積のため、国内外に向けた情報通信基盤の拡充、情報通信産業集積拠点「沖縄IT津梁パーク」の整備に取り組んだ。また、離島地域等の条件不利地域においては民間通信事業者による情報通信基盤整備が進まず、都市部との格差が恒常化することが懸念されることから、情報通信基盤の整備に取り組んだ。

国内外に向けた情報通信基盤の拡充については、沖縄への立地を希望する情報通信関連企業等に対して、通信コストの低減化支援や、県内と国外を結ぶ既存海底光ケーブル（沖縄GIX回線）の活用を促進した。また沖縄GIX回線を超える、首都圏ー沖縄ーアジアを高速・大容量・低価格で結ぶ海底光ケーブル「沖縄国際情報通信ネットワーク」の整備に取り組み、平成27年度に供用開始した。

クラウドサービス提供に係る基盤整備については、県内のデータセンターを高速光回線で接続する「沖縄クラウドネットワーク」や、非常用発電設備や免震装置を備えたデータセンターの「沖縄情報通信センター」を整備した。また、「沖縄情報通信センター」、「沖縄クラウドネットワーク」及び「沖縄国際情報通信ネットワーク」の3事業をパッケージ化し、沖縄クラウド空間として企業誘致セミナー等で周知を図ったことで、他施策の効果も相まり立地企業が増加している。

これらの取組などにより、沖縄国際情報通信ネットワークの利用通信容量数については、基準値の80Gbpsから平成30年度には102Gbpsと拡大しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

沖縄 I T 津梁パークについては、入居企業数が順調に推移しており、企業集積施設についても、企業誘致セミナー等でのプロモーションを通して、民間の資金やノウハウを活用する施設整備の事業スキームを広く周知したこと等により、平成30年度までに5棟が供用開始され、新たに1棟の整備に着手している。沖縄 I T 津梁パークには、平成30年9月末時点でソフトウェア開発等の企業28社が立地しており、同施設の整備が情報通信関連企業の集積に一定の成果を上げている。

これらの取組などにより、沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設数については、平成30年度に5棟となっており、目標達成に向けて進展している。

離島地域等の条件不利地域における情報通信基盤の整備については、都市部との情報格差是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組み、平成28年度に供用開始した。これにより、先島地区、久米島地区では既設ケーブルを活用して2ルート化することで、高度化かつ強靱化された情報通信基盤を構築した。また、離島及び過疎地域の市町村における陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境整備を進めており、県内の条件不利地域においても高度な情報通信技術の利活用が可能となる基盤が整いつつある。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄国際情報通信ネットワークの利用通信容量数	80[Gbps] (H28年度)	102[Gbps] (H30年度)	600[Gbps]
沖縄IT津梁パーク企業集積施設数	0棟 (H22年度)	5棟 (H30年度)	10棟

(課題及び対策)

国内外に向けた情報通信基盤の拡充については、新たに構築された国際海底光ケーブルネットワークや沖縄クラウドネットワーク等の通信基盤を連携・拡充することで、高速・大容量・低価格の情報通信ネットワークサービスを提供し、アジア有数の国際情報通信のハブ化を加速させる必要がある。

沖縄 I T 津梁パークについては、集積施設（利便施設等）を拡充する必要があるなど、立地環境が課題となっている。このため、民間資金の活用により、利便施設等の整備を促進する必要がある。

離島地域等の条件不利地域における情報通信基盤の整備については、民間通信事業者による整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化することが懸念されており、市町村等の関係機関と連携して整備を進める必要がある。このため、今後も計画的に、離島及び過疎地域の市町村における陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の整備に取り組む必要がある。また、大東地区については、中継伝送路（海底光ケーブル）を段階的に整備し、2ルート化による安定性を確保する等、情報通信環境の強靱化を図る必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 情報通信産業振興地域・特別地区

(目的及び概要)

成長著しい情報通信関連企業の本県への集積及び情報通信関連産業の高付加価値化を促進することで、本県における民間主導の自立型経済の構築を目指す制度として創設された。

対象地域	情報通信産業特別地区	名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市	
	情報通信産業振興地域	上記5市村に加え、本部町、金武町、恩納村、読谷村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、豊見城市、南城市、八重瀬町、糸満市、宮古島市、石垣市	
対象事業	情報通信産業特別地区	【特定情報通信事業】 ①データセンター ②インターネット・サービス・プロバイダ ③インターネット・エクスチェンジ ④バックアップセンター ⑤セキュリティ・データセンター ⑥情報通信機器相互接続検証事業	
	情報通信産業振興地域	上記6事業に加え、 ①情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業 ②電気通信業 ③映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業 ④放送業（有線放送業を含む） ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理・提供サービス業 ⑦インターネット付随サービス業 ⑧情報通信技術利用事業	
優遇措置の概要	国税（法人税）	①所得控除	情報通信産業特別地区において新設された法人で、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、対象となる所得金額の40%を控除できる。
		②投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が100万円を超える（建物等は1,000万円を超える）場合、一定割合（建物・建物附属設備、構築物：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、超過する部分は4年間繰越可能。対象となる取得価額の合計額は20億円を限度。）。
	地方税	③不動産取得税	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する

	の免除	減価償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産取得税を免除する。
	④事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	⑤固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える（機械・装置、器具・備品は、これらの取得価額の合計額が100万円を超える）場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。
	⑥事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
その他	⑦融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

所得控除制度の活用要件となっている事業認定については、平成14年度の特区創設以降12年間認定実績がなかったが、平成26年度税制改正により対象事業の追加や必要従業員数等の要件が緩和され、徐々に認定企業が増加している。

【表3-3-3-4】 情報通信産業特別地区における事業認定実績 (単位：社)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
認定法人	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	1	3

出典：沖縄県商工労働部「情報通信産業振興計画実施状況報告書」

国税の優遇措置のうち、所得控除については事業認定が必要なため適用実績は僅少であるが、今後は認定法人数の増加に伴い適用実績も増加する見込みである。投資税額控除は毎年10件以上の活用があり、対象地域・特区内企業の設備投資のインセンティブとなっている。

また、地方税の優遇措置についても活用件数が年々増加傾向にあり、特に固定資産税の減免については年100件以上の活用実績があがっている。

【表3-3-5】 情報通信産業振興地域における税制優遇措置の活用実績 (単位:件,百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
投資税額控除	11	853	11	680	13	693	15	860	21	709	17	538
事業税	11	115	11	146	15	218	11	247	11	211	16	83
不動産取得税	1	14	3	30	4	101	1	13	3	12	3	26
固定資産税	58	212	77	237	85	281	100	280	104	258	108	291
事業所税	2	1	2	1	3	5	3	6	3	5	9	5
法人住民税	12	148	11	118	13	120	16	118	21	91	18	69
合計	96	1,344	115	1,212	133	1,418	147	1,525	163	1,286	172	1,013

注1：法人住民税は、所得控除又は投資税額控除による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

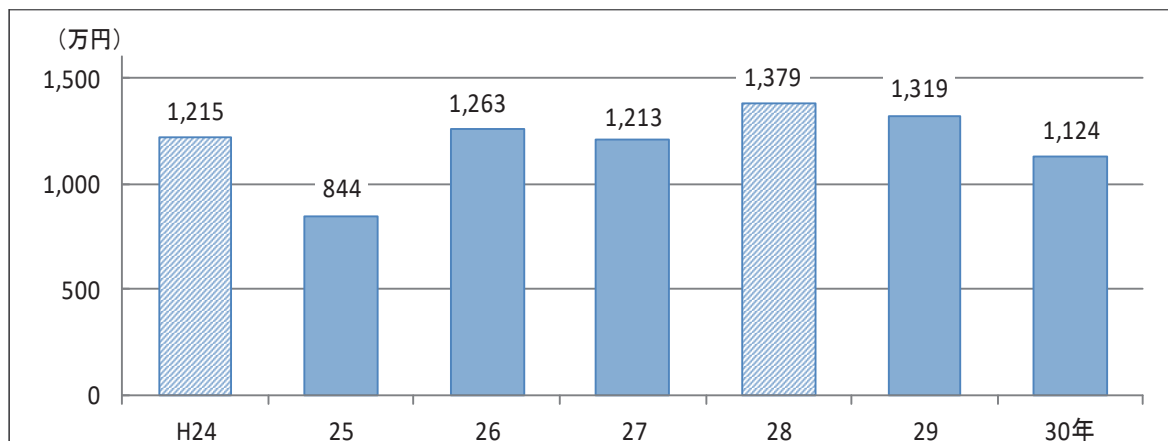
出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

これら優遇措置が沖縄県内への投資誘因となり、情報通信関連業の立地企業数とその雇用者数は着実に増加している（図表3-3-3-1、3-3-3参照）。また、設備投資等が情報通信関連産業の高度化等につながっており、情報通信関連産業の生産額も上昇している（図表3-3-3-2参照）。特にソフトウェア業一人当たりの年間売上高においては、平成25年から平成30年にかけて1.3倍以上増加した。

【図表3-3-6】 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高



注1：両統計は調査方法が異なるため、比較対象としては参考値である。

出典：平成25年～27年及び平成29～30年は経済産業省「特定サービス産業実態調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

平成24年及び28年は総務省「経済センサス-活動調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

(課題及び今後の方向性)

情報通信産業振興特別地区の制度を活用した所得控除の活用が少ない状況であることから、継続して制度の周知を図るとともに、今後の新たな沖縄関係税制全体の議論を踏まえつつ、関係団体や関連部局と連携の上、効果的な特区・地域税制のあり方について検討を行っていく必要がある。

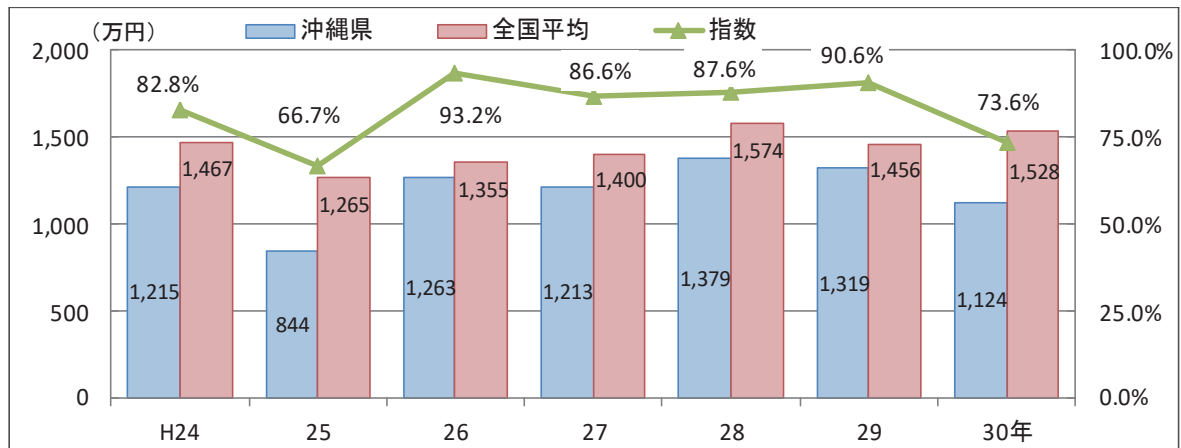
また、ソフトウェア業一人当たりの年間売上高は増加傾向にあったが、近年伸び悩

んでおり、全国平均と比較すると各年において平均を下回る状況であることから、引き続き産業の高度化に向けた取組が必要である。

変化の早い情報通信産業において、特定事業の専門要件等が制度のインセンティブを薄めている可能性がある。

「第四次産業革命」の進展というグローバル規模の潮流や、沖縄を「ビジネスの実験場」として位置付けている新沖縄発展戦略を踏まえ、AI、IoT等の先進的な技術を用いる企業の立地を促進する制度内容への拡充を検討し、産業の高度化・高付加価値化を一層推進する。

【図表3-3-3-7】 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高（全国平均との比較）



注1：両統計は調査方法が異なるため、比較対象としては参考値である。

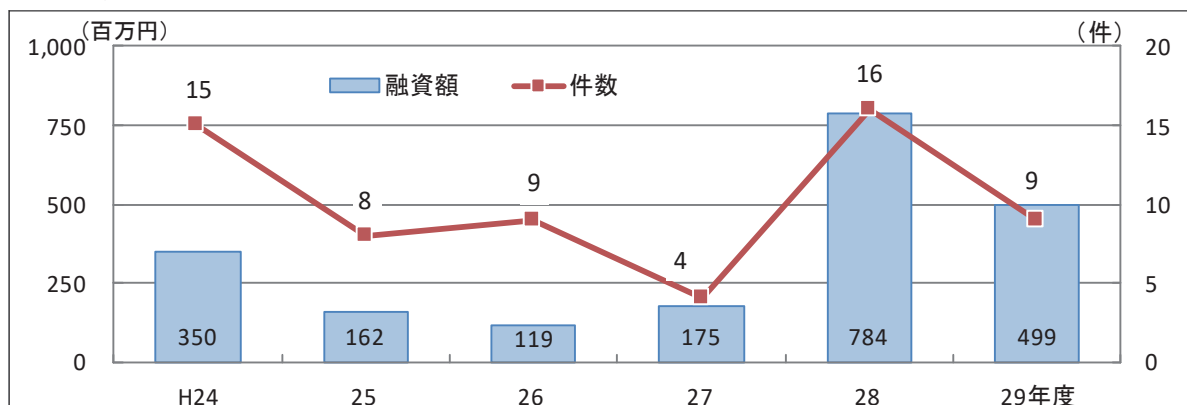
出典：平成25年～27年及び平成29～30年は経済産業省「特定サービス産業実態調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

平成24年及び28年は総務省「経済センサス-活動調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において情報通信産業振興地域内で情報通信関連事業を行う者及び情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う者に対し、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（沖縄情報通信産業支援貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度の6年間で累計61件、20億8,900万円が活用されており、本制度は県の情報通信関連産業の振興を後押ししている。

【図表3-3-3-8】 沖縄振興開発金融公庫の沖縄情報通信産業支援貸付による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成

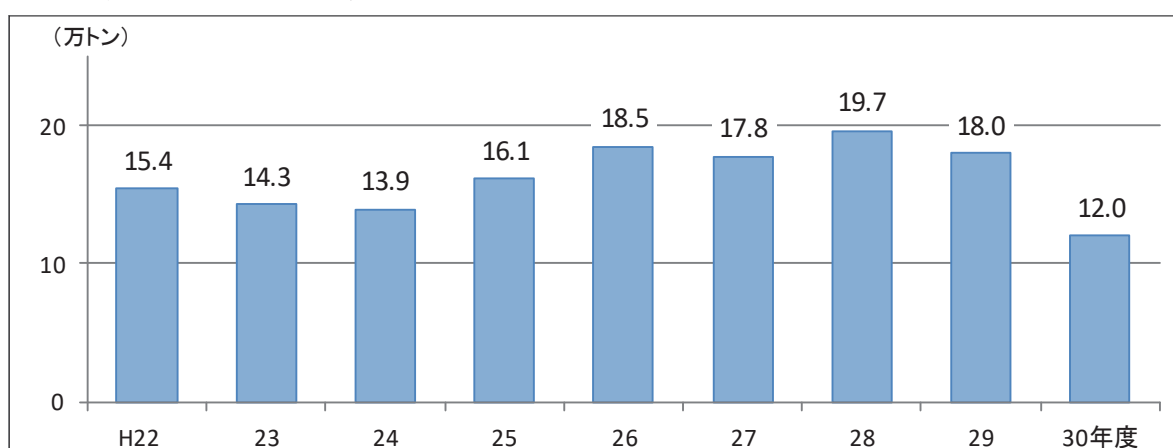
那覇空港の航空物流機能の更なる拡充及び那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、本県の国際物流機能を高めるとともに、これらの物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図り、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点を形成するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「那覇空港の国際貨物取扱量」は近年、貨物便の減便等により3.0万トン減少し12.0万トンとなっており、目標値の達成に向けては更に取組を推進する必要がある。製造品移輸出額（石油製品除く）は46億94百万円増加し712億71百万円となり、目標値達成に向け前進した。また、「那覇港の外買取扱貨物量」は、当初目指していた中国を発着する北米・欧州航路の貨物を対象としたトランシップによる貨物増大が、中国の急激な港湾整備等世界情勢の変化により実現していないため、基準値から横ばいの120万トンとなっている。

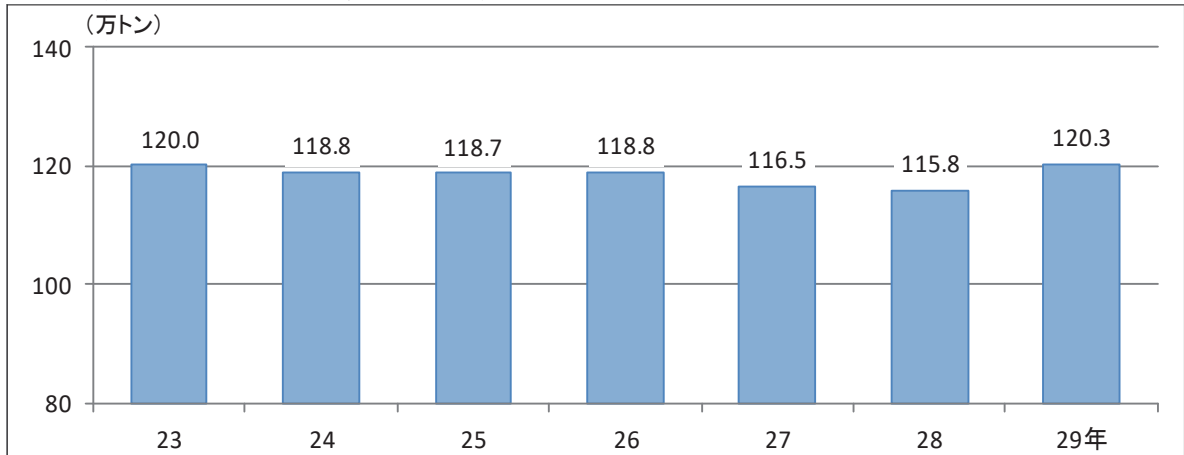
<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
那覇空港の国際貨物取扱量の増加	15万トン (H22年度)	12万トン (H30年度)	40万トン
那覇港の外買取扱貨物量の増加	120万トン (H23年)	120万トン (H29年)	342万トン
製造品移輸出額(石油製品除く)の増加	66,577百万円 (H22年度)	71,271百万円 (H28年度)	80,000百万円

【図表3-3-4-1】 那覇空港の国際貨物取扱量の推移

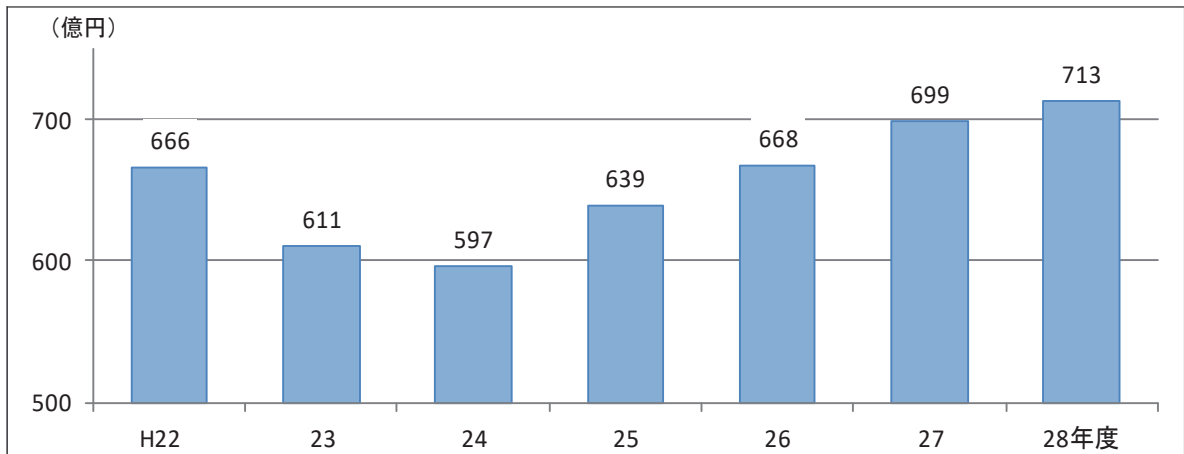
出典：国土交通省「空港管理状況調書」

【図表3-3-4-2】 那覇港の外貿取扱貨物量の推移



出典：国土交通省「港湾統計」を基に那覇港管理組合作成

【図表3-3-4-3】 製造品移輸出額（石油製品除く）の推移



出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」及び「沖縄県産業連関表」を基に沖縄県商工労働部ものづくり振興課作成

アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成に向けては、那覇空港の航空物流機能の更なる拡充や那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、東アジアの中継拠点として本県の国際物流機能を高めるとともに、この物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図る必要がある。

このため、空港・港湾の国際物流機能の強化を推進するとともに、臨空・臨港型の集積促進、県内事業者等による海外展開の促進に取り組む必要がある。

ア 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成 (成果等)

臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成のため、航空物流機能の強化、港湾機能の強化、企業集積施設の整備を図るとともに、臨空・臨港型産業の集積促進に取り組んだ。

航空物流機能の強化については、国による那覇空港滑走路増設整備が、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続きを終え、平成26年1月に公有水面埋立法に基づ

く埋立て承認を得るなど、令和2年の供用開始を目指し、工事を進めている。

また、那覇空港における国際航空貨物便の就航促進を図るため、国に対し着陸料等の軽減措置継続の要望を行い、適用期限が延長された。

これらの取組などにより、那覇空港の海外路線数（貨物便）は、基準値の5路線から平成30年度には6路線に増加しているものの、航空貨物市況の変化等の影響もあり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、国内外の航空機整備需要の増大が見込まれること等を踏まえ、那覇空港内において航空機整備施設を整備し、平成30年11月に供用開始した。本県では、航空機整備事業を起点とした航空関連産業クラスターの形成に向け、関連する産業の拡大及び誘致を図っている。あわせて、人材育成については、沖縄工業高等専門学校において、今後、同クラスター関連企業等における需要の高まりを踏まえ、平成27年度より国立高専初となる「航空技術者プログラム」を新規開設しており、航空関連産業に従事する技術者の人材育成が期待されている。

港湾機能の強化については、国際流通港湾としての那覇港の機能充実を図るため、平成26年から平成27年に、ガントリークレーンを2基増設した。これにより2隻同時接岸時にも一般的なサービス水準による施設提供が可能となり、荷役時間が短縮された。また、那覇港総合物流センターについては、那覇港において集貨・創貨を促進することによる取扱貨物量の増加を目指し、物流の高度化を図るとともに、流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、令和元年5月に供用を開始した。今後、更なる輸出貨物の増加に向けて、第2期・第3期の物流センターの整備に向けた検討を進めているところである。また、片荷輸送の解消及び輸出貨物量増加に向けて、那覇港から貨物を輸出する荷主を対象に海上輸送費の一部を支援する実証実験を行った。このことなどを契機として民間企業の業務提携がなされ、那覇港から世界各国への輸出が可能となる台湾との定期航路が開設された。また、新規の国際航路を開設する外航船社に対して、費用の一部を支援する実証実験を行った。このことなどにより、既存航路の再編による那覇と香港を直接結ぶ新規航路が開設され、これまで4～7日程度要していた輸送日数を、2日程度にまで短縮した。

中城湾港の整備については、上屋建築工事を行い一時保管及び荷さばき場不足の解消、産業支援港湾としての機能の向上が図られた。また、鹿児島航路の実証実験を行った結果、固定荷主が付き、平成27年4月には実証実験に協力した船会社が定期運航を開始した。さらに、京阪航路の定期航路化を目指し、平成29年8月から実証実験を行っている。

企業集積施設の整備については、国際物流拠点産業集積地域旧那覇地区において、ロジスティクスセンターを整備し、平成27年4月に供用が開始された。さらに、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区において、平成24年度から同地区内の用地取得に要した経費への助成を行う支援制度導入するとともに、平成25年度から平成29年度の間、賃貸工場を合計22棟整備した。これにより、企業の立地に係る初期投資の負担軽減を図った。これらの取組などにより、国際物流拠点産業集積地域旧那覇地区及び旧うるま地区における臨空・臨港型産業の立地企業数については、平成29年度には82社が立地しており、雇用者数については、平成29年度に1,287人となっている。ま

た、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区及び旧那覇地区内立地企業の搬出額についても、立地が進んだこともあり、平成24年度の約98億円から平成29年度の約196億円へと約2倍に増加した。

臨空・臨港型産業の集積を促進するため、企業誘致・海外展開支援、輸送コストの低減を推進した。

企業誘致・海外展開支援については、国際物流拠点を形成し、企業の立地を促進するため、国内外において企業誘致セミナーを開催したほか、各種展示会への出展や小規模説明会も開催し、その中で沖縄に関心を持った企業を招へいした視察ツアー等を実施した。また、企業集積のための税制優遇制度である国際物流拠点産業集積地域制度については、制度の周知や、税理士会と連携したワンストップ相談窓口の設置による活用促進に取り組んだ。

輸送コストの低減については、企業の搬入搬出輸送費を助成しており、企業誘致のインセンティブとなっている。また、港湾からの、輸出貨物やトランシップ貨物（積替え貨物）を増加させるため、貨物を増加させる荷主や寄港する船主に対して、輸送や寄港に要する費用の支援に取り組んだ。さらに、海外からの投資や企業誘致を促進するため、県内の投資環境や企業情報、商習慣、ビジネスに関する法規制など、海外企業が投資や立地を検討する際に必要となる情報について、ワンストップでサポートする窓口を設置した。

これらの取組などにより、臨空・臨港型産業における新規立地企業数（累計）については、基準値の47社から平成29年度には178社となっており、目標値の達成に向けて進展している。

また、臨空・臨港型産業における雇用者数については、基準値の663人から平成29年度には2,859人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の国際貨物取扱量【再掲】	15万トン (H22年度)	12万トン (H30年度)	40万トン
那覇空港の海外路線数 (貨物便)	5路線 (H23年度)	6路線 (H30年度)	10路線
那覇港の外貨取扱貨物量【再掲】	120万トン (H23年)	120.3万トン (H29年)	342万トン
中城湾港(新港地区)の取扱貨物量 (供用済岸壁対象)【再掲】	61万トン (H23年)	94.6万トン (H29年)	230万トン
臨空・臨港型産業における新規立地企業数(累計)	47社 (H23年度)	178社 (H29年度)	260社
臨空・臨港型産業における雇用者数	663人 (H23年度)	2,859人 (H29年度)	5,400人

(課題及び対策)

沖縄に競争力のある国際物流拠点を形成し、発展していくには、高いレベルのインフラ整備、空港と港湾の効率的な機能分担の実現、物流コストの低減など、国際物流拠点としての空港及び港湾の機能を世界水準にまで高めていくことが重要な課題である。また、今後拡大するアジア経済の成長、発展に対応するためには那覇空港、那覇港湾の「拡張性」を抜きにして国際物流拠点は形成できない。このため、周辺的那覇軍港、自衛隊基地及び那覇港エリア等の活用を含めた土地利用を推進していく必要がある。

航空物流機能の強化については、滑走路増設事業の令和元年度末供用に向け、事業が円滑に推進されるよう、本県においても引き続き諸課題について関係機関と協力し取り組む必要がある。また、国際的な空港間競争の中で、那覇空港の国際貨物取扱量を更に増大させ、競争力のある国際物流拠点を形成し発展させていくためには、物流先進国と同等の物流コストの低減、国際物流ネットワークの強化に取り組むとともに、空港の機能を世界水準に高めていく必要がある。国際物流ネットワークの強化に向けては、路線拡充及び新規路線の誘致のため、航空会社に対し、引き続き要請・誘致活動等の積極的な取組を行う必要がある。また、着陸料及び航行援助施設利用料については、単年度の措置となっていることから、軽減措置の延長を要望する必要がある。さらに、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点としての機能を拡充するための必要な展開用地の確保に向けて取り組む必要がある。

航空関連産業クラスターの形成に向けては、まず起点となる航空機整備事業において、国内外の航空機整備需要を取り込む必要があることから、整備量の拡大を図るため海外エアラインを含めた新たな顧客獲得に向け、インセンティブの強化・創出等の支援に取り組む必要がある。また航空機整備関連のパーツや装備品の保管、修理を行う事業者等のニーズを把握し、必要な用地の規模についても情報を収集し、那覇空港及び那覇空港周辺用地の活用検討について、関係省庁及び関係市町村と産業用地確保に向けた調整を図る必要がある。さらに、国家戦略特区制度の活用等、規制改革を推進し、競争力のあるクラスター拠点の機能強化を図る必要がある。あわせて、航空関連産業に関する企業の誘致や従事する人材育成等の強化のため、国内外の展示会への出展や各種イベント開催、プロモーション活動等を行うとともに、関係機関とも連携を図りながら航空関連産業を担う人材の育成に取り組む必要がある。

港湾機能の強化については、新たなリーディング産業として期待が高まる臨空・臨港型産業の集積を図り、国際物流拠点の形成を促進するため、関連施設の整備や物流機能の強化等により、海上輸送と航空輸送が連結したシーアンドエアの実現を目指す必要がある。また、課題となっている片荷輸送の解消や高い海上輸送コストの低減については、物流効率化のための施設整備や物流コストの低減などに取り組み、集貨・創貨による輸出貨物の増大を図る必要がある。さらに、船舶に係る安い公租公課及び各種規制緩和措置をもとに那覇港及び中城湾港において国際・国内航路のネットワーク拡充に取り組む必要がある。

那覇港においては、北米、台湾以外の国際航路が少ないため、航路拡充に向けて、関係機関と連携して外航航路誘致に必要な施策を推進する必要がある。外航船社の誘

致のため、船社及び荷主への支援（寄港助成、トランシップ貨物への助成）について、引き続き取り組む必要がある。また、今後更なる輸出貨物の増加を目指し、第2期、第3期の物流センター整備等の取組を推進する必要がある。

また那覇港は、東アジアの中心に位置する優位性を生かすため、取扱貨物量が増大している高雄港（台湾）等のアジアのハブ港湾と連携することにより、中継拠点港（サブハブ）としての地位確立を図ることが重要である。このため、那覇港におけるガントリークレーンの増設等の港湾施設整備を進めるほか、総合物流センターをはじめとする物流関連施設の整備を推進するなど、更なる港湾機能の向上を図る必要がある。また、国際コンテナターミナル等の物流機能の高度化を図り、RORO船とコンテナ船との内外貿トランシップの実現を推進する必要がある。

中城湾港・新港地区については、定期船航路拡充をはじめ、産業支援港湾としての港湾物流機能の向上を図り、那覇港との適正な機能分担を図る必要がある。

企業集積施設の整備については、国内を含めたアジア全体を市場とするパーツセンターやリペアセンター、セントラルキッチン等の臨空・臨港型産業の集積に向け、老朽化し企業ニーズを満たせなくなった旧那覇地区1・2号棟を、企業ニーズに即した新たな機能（保冷・冷蔵倉庫）に対応できる高機能施設として再整備することで、輸送環境の充実や24時間運用の国際ハブ空港として必要な周辺環境を整備する必要がある。また、国際物流拠点機能の拡充を図るための用地拡充や、米軍提供施設用地の使用などを円滑に進めるため、沖縄防衛局等をはじめとする関係機関と連携を図る必要がある。さらに、旧那覇地区物流施設整備に向けた検討及び関係機関等との調整に取り組む必要がある。賃貸工場の整備については、製造業及び関連産業の集積を促進するため、これまで整備してきた賃貸工場の入居状況や、今後、本県への立地を検討している企業等の意見及び要望を踏まえた施設仕様を検討し、引き続き、整備を進める必要がある。

企業誘致については、国際物流機能を活用し、アジア市場に向けて高付加価値製品を展開する企業を集積するため、先端技術を有する内外の製造業等を沖縄に引き込む戦略を検討し、企業誘致セミナーや視察ツアー等、プロモーション活動を行う必要がある。また、企業を集積を促進するため、輸送コスト・雇用・設備投資に係る助成制度の充実を図るほか、立地企業に対するワンストップサービスでの創・操業支援体制の強化や、国際物流拠点産業集積地域制度の周知及び利用促進に、引き続き取り組む必要がある。また、海外投資家等を対象とした相談窓口の設置や、県内企業と海外企業との経済連携を強化するための支援体制構築に継続して取り組むことで、日本とアジアをつなぐビジネス交流拠点の形成を推進する必要がある。

イ 県内事業者等による海外展開の促進 （成果等）

県内事業者等による海外展開の促進については、海外における商談や見本市出展、プロモーション活動等に対する支援に加え、商品の輸出に係るコンテナ輸送費の支援等、総合的な支援を行うとともに、ジェトロ沖縄貿易情報センターと連携した県内企業の海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会等を開催した。また、海外事

務所の設置や委託駐在員の配置を行うなど、県内事業者の海外展開等に係る支援を行った。これにより、香港や台湾では現地で開催される商談会等に県内企業が単独で参加するケースが増えており、香港等での知名度向上とASEAN・中国地域への販路拡大が進みつつある。さらに、世界最大級の市場である中国は参入障壁が高く、これまで県産品が本格的に輸出されることは少なかったが、トップセールスの実施や、百貨店での県産品プロモーション活動、広州や廈門における展示会出展等により、海外事務所と現地事業者との協働関係が促進された。

これらの取組などにより、製造品移輸出額（石油製品除く）については、基準値の665億7,700万円から平成28年度には712億7,100万円と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

農林水産物の販路拡大については、国内外における県産食肉の需要拡大とブランド力の強化として、香港において県産豚肉流通保管施設を設置・稼働するとともに、現地のブランド推進員と連携し、香港のハイミドル量販店向けに豚肉の販促を実施するなど、県産食肉の輸出量の増加を図っている。また、香港やシンガポール、台湾等において、県産和牛やモズク、沖縄黒糖など定番化や販路拡大の可能性の高い品目を中心に、海外見本市への出展サポートやマーケティング等に取り組んだ結果、商談成約や認知度向上につながった。

これらの取組などにより、沖縄からの農林水産物・食品の輸出額については、基準値の15億8,300万円から平成30年には33億1,300万円となっており、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
製造品移輸出額 (石油製品除く)	66,577百万円 (H22年度)	71,271百万円 (H28年度)	80,000百万円
沖縄からの農林水産物・食品の輸出額	1,583百万円 (H22年)	3,313百万円 (H30年)	2,636百万円
沖縄から輸出される飲食料品の輸出額	1,150百万円 (H23年)	3,190.9百万円 (H30年)	2,205百万円

(課題及び対策)

国内市場が縮小傾向にある中、中国などアジア諸国の経済成長を取り込んでいくことが重要な課題となっている。

県内事業者等による海外展開の促進については、県産品の海外市場における知名度がいまだ高くないため、県産品ブランドの確立や、ブランドイメージの保護・活用と定番商品化に向けた取組が課題となっている。このため、引き続きジェトロ沖縄貿易情報センターと連携して、海外展開に取り組む県内企業を対象に、海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会開催等の支援を行う必要がある。また、引き続きフェア開催等とともに、商品輸送に係るコンテナ輸送費の支援を行うことで、商流と物

流の両面から海外展開を促進する必要がある。

県内事業者等が海外展開に取り組む際、専門的知識を有する人材が乏しい状況にあるため、引き続き海外事務所等による補完・支援態勢の強化が求められている。このためジェトロ沖縄貿易情報センターとの更なる連携強化を図るとともに、沖縄と海外のネットワークにより沖縄が海外展開の橋頭堡となる「プラットフォーム沖縄」の構築に向けて、海外事務所の体制強化や新たな委託駐在員の配置を検討する。

県内の輸出商社や輸出事業者の販路拡大のため、他の都道府県産品と連携したジャパンブランドの活用により、沖縄県産品の認知度を高めていく必要がある。

農林水産物の販路拡大については、更なる輸出の拡大に向けて、県産農林水産物のブランディングにより価格競争に陥らないような需要を喚起するとともに、アジア市場において他県の農産物との競合が激化していることなどから、他産地との差別化を図る必要がある。このため県内事業者等の、マーケティング調査、プロモーションなどを支援することで海外販路拡大を促すとともに、海外市場のニーズ等を踏まえた県産農林水産物のブランディングによる差別化や、現地において常時県産品を取り扱う定番の販路先を拡大するための取組が必要である。

地方税		あった場合に限る。)に係る不動産取得税を免除する。
	⑦事業税の免除	特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	⑧固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える（機械・装置は、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。
	⑨事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
その他	⑩融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）による事業認定については、保税蔵置場等の許可取得を要件としているが、製造業等において物流部門のアウトソーシングが進み、自社で保税許可を保有し続ける企業が減少したことに加え、事業認定による優遇措置の効果が小さいことから、結果として事業認定企業数が減少している。一方で、平成26年度税制改正により特別事業認定の要件が大幅に緩和されたことで、特別事業認定企業数は徐々に増加している。

【表3-3-4-4】 国際物流拠点産業集積地域における事業認定及び特別事業認定実績（単位：件）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定
新規	2	1	0	0	0	0
失効	3	1	3	1	1	0
累計	20	4	17	3	16	3
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定
新規	3	2	1	0	2	2
失効	4	1	2	1	2	0
累計	15	4	14	3	14	5

注1：失効には、「保税許可期間満了による事業認定の失効」や「事業認定の失効による特別事業認定の失効」、「期限到来による特別事業認定の失効」などが含まれる。

出典：沖縄県商工労働部「国際物流拠点産業集積計画の実施状況について」

税制優遇措置のうち国税については、特に投資税額控除は活用実績の伸びが大きく、平成29年度には適用額が1億円に達した。所得控除についても、特別事業認定を受ける企業の増加に伴い活用実績が着実に増加し、平成29年度の適用額は2億円を超えている。

さらに地方税においても固定資産税の免除実績等が大きく増加しており、新規立地企業だけでなく既存企業の新たな設備投資にもつながっている。

【表3-3-4-5】 国際物流拠点産業集積地域における税制優遇措置の活用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	1	16	0	0	2	18	3	72	3	98	4	216
投資税額控除	1	12	2	13	3	5	3	23	11	64	28	100
特別償却	0	0	0	0	0	0	2	41	2	14	6	187
事業税	4	2	4	1	4	1	4	8	5	10	10	15
不動産取得税	6	35	0	0	2	7	2	1	2	1	7	26
固定資産税	11	6	20	10	25	12	28	14	29	15	60	46
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3	2	0.4
法人住民税	2	3	2	2	5	2	8	7	16	12	38	25
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25	74	28	26	41	45	50	166	69	214	155	615

注1：法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

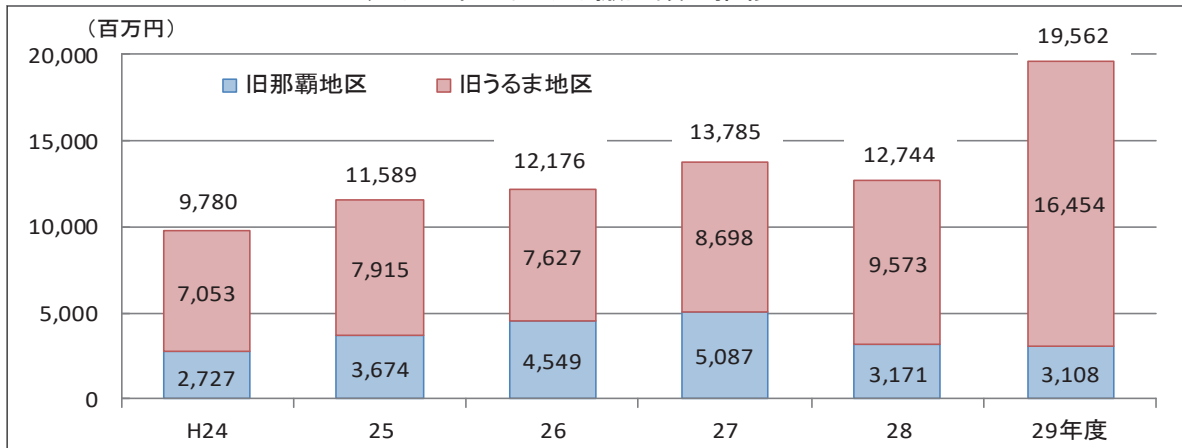
法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

国際物流拠点産業集積地域においては、那覇空港や那覇港の物流機能向上に加え、本制度による優遇措置が後押しをすることで県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。

また、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区及び旧那覇地区内立地企業の経済活動の状況を示す搬出額は、医療機器製造や産業機械製造分野において、独自技術と品質の高さにより業界内で高いシェアを獲得している企業の立地が進んだこともあり、平成24年の約98億円から平成29年の約196億円へと約2倍に増加した。

【図表3-3-4-6】 国際物流拠点産業集積地域（うち、旧うるま地区及び旧那覇地区）に立地する企業における搬出額の推移



出典：沖縄県商工労働部企業立地推進課調べ

（課題及び今後の方向性）

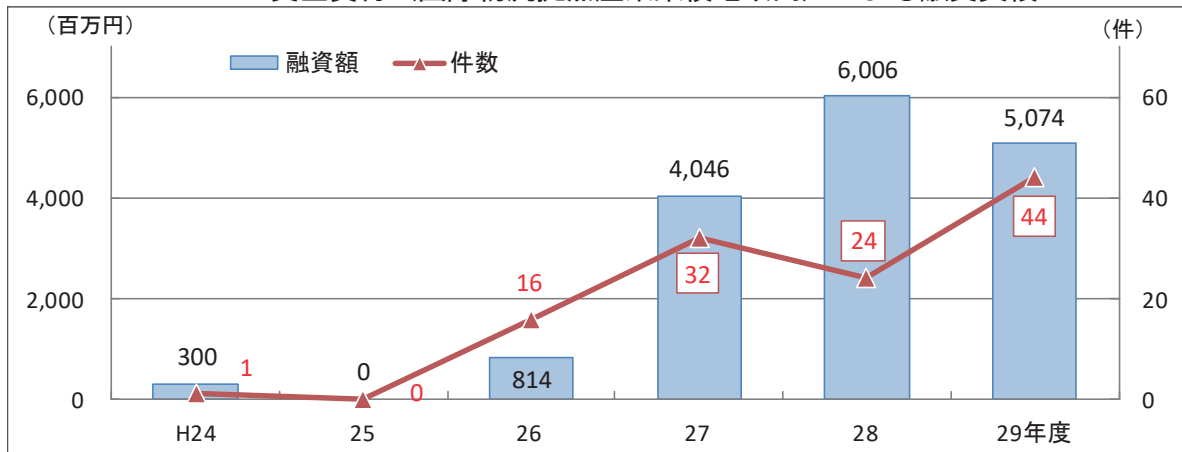
製造業等においては物流部門のアウトソーシングが一般化しており、自社で保税許可を取得・保有することが必ずしも物流量の増加に直結するわけではないことから、企業が自ら保税許可を取得することを事業認定要件としているスキームの見直しを検討する必要がある。

総合物流業や航空機整備関連業等についても対応できるよう、業界の変化等に即して制度の見直しを行い、国際物流拠点産業の集積を一層推進する。

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において国際物流拠点産業集積地域内で国際物流拠点産業事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計117件、162億4000万円が活用されており、本制度は、国際物流拠点の形成を支援している。

【図表3-3-4-7】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（国際物流拠点産業集積地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成